



平成17年第3回定例会
上富良野町議会会議録



開会 平成17年9月15日
閉会 平成17年9月16日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (9月15日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 行政報告	2
○日程第 4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件	4
○日程第 5 報告第2号 議員派遣結果報告の件	4
○日程第 6 議案第8号 平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	4
○日程第 7 議案第9号 平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件	9
○日程第 8 議案第1号 専決処分の承認を求める件 (平成17年度上富良野町一般会計 補正予算 (第2号))	12
○日程第 9 議案第2号 平成17年度上富良野町一般会計補正予算 (第3号)	14
○日程第10 議案第3号 平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第2 号)	17
○日程第11 議案第4号 平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第2号)	18
○日程第12 議案第5号 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2 号)	18
○日程第13 議案第6号 平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2号)	19
○日程第14 議案第7号 平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第1号)	20
○日程第15 町の一般行政についての質問	20
1番 清水茂雄君	20
1 アスベストについて	
2 あいさつ運動について	
13番 村上和子君	23
1 住民自治の推進について	
2 広域行政として取り組んではどうか	
3 アスベスト対策について	
9番 米沢義英君	29
1 アスベスト対策について	
2 ごみ手数料について	
3 音響パネル設置について	
4 西小学校のグラウンド整備について	
5 小中学校の網戸設置について	
4番 梨澤節三君	35
1 合併新法について	
2 事務権限移譲について	
3 個人情報保護条例への罰則制定について	
4 介護保険について	
11番 中村有秀君	40

- 1 建設工事等の入札における情報公開について
- 2 町営住宅の家賃滞納について
- 3 建設工事等の予定価格事前公表について

○散 会 宣 告	4 9
----------	-------	-----

目 次

第 2 号 (9月16日)

○議 事 日 程	5 1
○出 席 議 員	5 1
○欠 席 議 員	5 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	5 1
○議会事務局出席職員	5 2
○開 議 宣 告	5 3
○諸 般 の 報 告	5 3
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	5 3
○日程第 2 選任第1号 常任委員選任の件	5 3
○日程第 3 選任第2号 議会運営委員選任の件	5 3
○日程第 4 議案第10号 上富良野町収入役事務兼掌条例	5 3
○日程第 5 議案第11号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	5 4
○日程第 6 議案第12号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する 条例	5 4
○日程第 7 議案第13号 吹上温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例	5 5
○日程第 8 議案第14号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	5 7
○日程第 9 議案第15号 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例	5 8
○日程第10 議案第16号 上富良野町営スキーリフトの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例	5 9
○日程第11 議案第19号 上川南部消防事務組合の規約変更の件	6 2
○日程第12 議案第20号 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件	6 3
○諸 般 の 報 告	6 4
○日程第13 議案第17号 助役の選任の件	6 4
○日程第14 議案第18号 教育委員会委員の任命の件	6 5
○日程第15 発議案第1号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	6 5
○日程第16 発議案第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議	6 6
○日程第17 発議案第3号 町内行政調査実施に関する決議	6 6
○日程第18 発議案第4号 議員派遣の件	6 7
○日程追加の議決	6 7
○追加日程第1 発議案第5号 17年産米の需給適正化等に関する意見の件	6 8
○追加日程第2 発議案第6号 畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する意見の件	6 8
○日程第19 閉会中の継続調査申出の件	6 9
○閉 会 宣 告	7 2

第 3 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求める件（平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））	9月15日	承 認 可 決
2	平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）	9月15日	原 案 可 決
3	平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月15日	原 案 可 決
4	平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）	9月15日	原 案 可 決
5	平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月15日	原 案 可 決
6	平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月15日	原 案 可 決
7	平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）	9月15日	原 案 可 決
8	平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	9月15日	決 算 特 別 委 員 会 付 託
9	平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件	9月15日	決 算 特 別 委 員 会 付 託
10	上富良野町収入役事務兼掌条例	9月16日	原 案 可 決
11	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
12	上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
13	吹上温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
14	上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
15	上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
16	上富良野町営スキーリフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
17	助役の選任の件	9月16日	原 案 可 決
18	教育委員会委員の任命の件	9月16日	原 案 可 決
19	上川南部消防事務組合の規約変更の件	9月16日	原 案 可 決
20	上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件	9月16日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	行 政 報 告	9月15日	
	町の一般行政について質問	9月15日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	9月15日	報 告
2	議員派遣結果報告の件	9月15日	報 告
	選 任		
1	常任委員選任の件	9月16日	選 任
2	議会運営委員選任の件	9月16日	選 任
	発 議		
1	上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
2	議会広報特別委員会設置に関する決議	9月16日	原 案 可 決
3	町内行政調査実施に関する決議	9月16日	原 案 可 決
4	議員派遣の件	9月16日	原 案 可 決
5	17年産米の需給適正化等に関する意見の件	9月16日	原 案 可 決
6	畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する意見の件	9月16日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	9月16日	原 案 可 決

平成17年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成17年9月15日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 9月15日～16日 2日間
第 3 行政報告 町長 尾岸孝雄君
第 4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口 勤 君
第 5 報告第2号 議員派遣結果報告の件
第 6 議案第8号 平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
第 7 議案第9号 平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件
第 8 議案第1号 専決処分承認を求めの件（平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））
第 9 議案第2号 平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）
第10 議案第3号 平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第11 議案第4号 平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第12 議案第5号 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
第13 議案第6号 平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第14 議案第7号 平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）
第15 町の一般行政についての質問

出席議員（17名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君		

欠席議員（1名）

18番 中川一男君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	中澤良隆君
代表監査委員	高口勤君	教育委員会委員長	久保儀之君
農業委員会会長	松藤良則君	総務課長	越智章夫君
企画財政課長	田浦孝道君	行政改革推進事務局長	米田末範君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長		町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	佐藤憲治君	教育振興課長	岡崎光良君
建設水道課長	田中博君	町立病院事務長	垣脇和幸君
ラベンダー・ハイツ所長	早川俊博君		

議会事務局出席職員

局長 北川雅一君 次長 中田繁利君
主査 大谷隆樹君

午前 9時00分 開会
(出席議員 17名)

開会宣告・開議宣告

副議長(西村昭教君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより、平成17年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

副議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、9月12日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、8月22日及び9月8日に議会運営委員会を開き、会期及び議事日程等を審議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程等のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第20号までの20件、議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第4号の4件であります。

また、常任委員の選任、議会運営委員の選任のため、選任第1号ないし第2号の2件があります。

なお、人事案件の議案第17号及び第18号の2件、議員からの提出の決議案第1号、第2号、第3号、第4号、また、常任委員、議会運営委員選任の選任第1号及び第2号につきましては、明日、議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

議会運営委員長から、議員派遣結果について報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査の結果報告がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、工事発注状況一覧をお配りいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、清水茂雄議員外4名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本

日お手元にお配りしたとおりであります。

なお、あらかじめ執行機関に質問内容を通告いたしております。

また、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

本定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

副議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

副議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

16番 渡部洋己君

1番 清水茂雄君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

副議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月16日までの2日間と決しました。

日程第3 行政報告

副議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長より報告がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席いただき、まことに御苦労さまでございます。

この機会に、去る6月定例議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、8月21日から22日にかけて、上川中南部に降りました大雨による被害についての報告を申し上げます。

当町の被害状況ではありますが、21日の午前3時から22日の午前10時までの総雨量が113ミリに達しまして、町内の一部の道路、河川並びに畑において被害が発生したところであります。

道路、河川等土木施設の被害状況ではありますが、道路につきましては、路肩の崩壊など13カ所、また河川では、土砂流出による埋没など5カ所で被害がありましたが、いずれも大きな被害には至っておりませんでした。応急措置をいたしまして、二次災害の防止に努めたところであります。

今定例議会に上程いたします補正予算に、災害復旧費675万円の計上をいたしまして、復旧工事に当たることとしております。

また、農作物の被害につきましては、畑におきまして0.5ヘクタールに冠水がありましたが、大きな被害に至っていないとの報告を受けているところであります。

次に、敬老関係ではありますが、敬老祝いの対象となる方々は、喜寿を迎えられた方々120名、米寿の方38名で、合わせて158名の方々に本日より商品券を贈呈させていただくこととしております。

また、満100歳以上の方は5名で、入院されている方を除いた3名の方に、昨日、花束を持参し、長寿のお祝いを申し上げたところであります。

次に、自衛隊関係ではありますが、本年度当初に設立した北海道駐屯地連絡協議会の平成17年度定期総会が6月24日、千歳市において開催されました。大きな課題である新防衛大綱に基づく自衛隊組織の見直しは、これからも予断を許さないことから、自衛隊の削減を含めた問題につき意見交換を行い、要望運動方針を決定したところであります。

早速8月29日から30日の日程で、協議会役員とともに、北部方面総監、自民党道内選出国會議員、防衛庁、防衛庁長官、今津副長官に対し、北海道の防衛体制の確保にかかわる要望を行いました。

また、8月26日から27日に東富士演習場で行われた富士総合火力演習を、多くの招待者とともに見学してまいりました。

次に、6月26日から8月28日まで、島松駐屯地、北海道補給処、千歳基地、旭川地方連絡部のそれぞれの創立記念に出席をいたしました。

6月27日から29日の日程で、北海道基地協議会要望運動に出席し、総務省、財務省、防衛庁、施設庁、防衛庁長官、今津副長官に、周辺整備事業に関する要望を北海道基地協議会役員とともに行ってまいりました。

次に、アスベスト対策についてであります。8月2日に四役と課長職で構成するアスベスト対策調査連絡会議を設置し、庁内で連携して調査等の対応を行っているところであります。

内容につきましては、8月25日付の町広報誌でお知らせしたとおり、町有施設について全施設を調査し、9施設22カ所で吹きつけ材の使用を確認し、この中から既に調査済みのところと同一の資材を使っているところを除き、9施設12カ所について、吹きつけ材の中にアスベストが含有されているのか分析を行いました。この結果、郷土館展示室、東中中学校排風機室、東中会館機械室の3カ所に、少量ではありますが、アスベストの含有が確認され、さらに空気中の浮遊状況の調査を行うよう進めていたところであります。

この調査につきましては、業者の関係から、9月の下旬から10月の中旬にかけてという報告を受けていたところであります。けさの報告によりますと、9月14日、昨日、3施設5カ所の空気の調査を行いまして、これからはその調査結果を待つ段階になっているということでございます。

これらのアスベストの含有が確認されました施設のうち、不特定多数の方が出入りする郷土館につきましては、対策が講じられるまでの間休館とし、東中中学校排風機室と東中会館機械室につきましては、対策が講じられるまでの間、入室する者に対してマスクを着用させるなどの暫定措置を講じたところであります。

また、民間の施設につきましては、北海道と連携して、対象となる30件の建物について、アンケート調査の方法で、その使用実態の把握に努めております。

また、健康相談、住宅に関する相談などの受け入れ体制をとっておりますが、今のところ相談の実態がない状況にあります。

今後は、アスベスト含有吹きつけ材使用の町有施設の対策を初めとした諸対応など、アスベスト対策調査連絡会議の中で十分な協議を重ね、町民の方々の健康被害が生ずることのないよう、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、北海道から当町への事務権限移譲に関する状況について申し上げます。

この関係につきましては、本年3月31日付で北海道において市町村への事務権限移譲方針が定められ、その方針に基づき、道内の市町村への説明会等を経て、8月中旬に来年4月から移譲を希望する事務権限の要望調査が行われ、移譲を受けた市町村において事務処理をすることとなりますが、当町におきましても、基本的な目的である、住民に最も身近

で事務処理することが好ましいもので、受け入れ体制を容易に整えることのできるものに絞り検討した結果、低体重児の届け出の受理に関する事務及び未熟児の訪問指導に関する事務、また鳥獣の捕獲等の許可に関する事務の3件について、来年4月から当町の町長の権限として事務処理することといたしました。

今後も北海道が示している数多くの事務の中で、より地域の中で事務処理することが望まれるものについて、人的要素などの体制にも十分考慮しながら、積極的に検討してまいることといたしております。

次に、平成9年度から、津市の安東小学校と西小学校において姉妹校の提携を行い、相互に訪問し合い交流事業を進めてきていますが、本年度は西小学校から10名の児童と引率教員2名の総勢12名が、4月28日から30日までの日程で訪問いたしました。この間、安東小学校の児童と交流や、また児童宅でのホームステイや市内の視察研修等を行い、津市での二泊三日という短い生活体験と交流ではありましたが、安東小学校と西小学校の友情のきずながさらに深まったものと考えております。

次に、観光関係であります。昨年から実施しております第2回花と炎の四季彩まつりを7月16日と17日の両日にわたり開催いたしましたところであります。今年は春先の低温、日照不足から、ラベンダーの生育もおくれぎみで推移し、お祭りの入り込みに影響を受けなければと心配しておりましたが、お祭りの当日は天候にも恵まれ、町内外より2万5,000人の来園者をお迎えし、盛会のうちに終了することができました。

この地域イベントの開催に向けて、早くからあんどんの制作を初め、イベントの準備、調整などに御苦労をいただきました関係者の皆様方に深くお礼を申し上げますとともに、次年度の開催に向けて各関係者の皆様方の連携をお願いし、より一層地域振興につながるイベントとなるよう努めてまいります。

次に、7月18日午前9時30分ごろ、十勝岳温泉付近で落雷があり、4軒の温泉施設で停電し、施設内照明、トイレ、電話が使用不能となり、一部温泉施設で入浴サービスを停止し、午後4時ごろ復旧しております。

この落雷で、一部の温泉施設の避雷機が損傷を受けましたが、けがなど人命にかかわる被害はなかったと聞いております。被害を受けられた各温泉施設の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

最後に、建設工事の発注状況であります。6月定例議会報告以降に入札執行した建設工事は、9月13日現在で入札執行した建設工事は27件で、事

業費総額で2億8,551万6,000円となっております。本年度累計では41件、事業費総額3億9,077万8,500円となっております。

なお、お手元に平成17年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

副議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

副議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より、検査結果の報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件。

例月現金出納検査の結果について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成16年度5月分及び平成17年度5月分から7月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、14ページでございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

副議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号議員派遣結果の件について報告を求めます。

議会運営委員長長徳島稔君。

議会運営委員長（徳島稔君） 報告第2号議員派

遺結果報告の件。

議員派遣結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

議員派遣結果報告書。

平成17年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

上富良野町議会議長中川一男様。

議会運営委員長徳島稔。

記。

1、北海道町村議会議長会主催の全道議員研修会。

研修の経過。本町議会は、平成17年7月1日に、16名が旭川市で開催された北海道町村議会議長会主催の全道議員研修会に参加した。

研修の結果。全道議員研修会では、日本総合研究所理事長寺島実郎氏から「世界の潮流と日本の進路」について、また、前全国知事会長の梶原拓氏からは「地方分権と日本再生」と題し、地方分権等について講演を聴講した。

2、富良野沿線市町村議会議長会主催の議員特別研修会。

研修の経過。本町議会は、平成17年7月7日に、全議員により富良野市で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議員特別研修会に参加した。

研修の結果。富良野沿線市町村議会議長会主催の議員特別研修会に参加し、「地方議会をめぐる現状と諸話題」について、全国市議会議長会事務局次長向田正博氏による講演を聴講した。

3、富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会。

研修の経過。本町議会は、平成17年8月30日に、11名が占冠で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に参加した。

研修の結果。富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に参加し、「「観光」と「食」で地域を活性化」について、㈱リクルート北海道じゃらん編集長中田博人氏による講演を聴講した。

以上で報告を終わります。

副議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） なければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

日程第6 議案第8号

副議長（西村昭教君） 日程第6 議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

収入役樋口康信君。

収入役（樋口康信君） ただいま上程されました議案第8号平成16年度上富良野町各会計、一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定の件についての概要の説明をいたします。

今回、決算認定を受けます平成16年度予算編成時の地方財政は、三位一体改革の推進の大きな影響を受け、国庫補助負担金削減1兆円は達成されたものの、国から地方への財源移譲は、所得譲与税として暫定措置で交付されましたが、少額であり、また、地方交付税も大幅に削減となり、地方財政計画の総額は前年度対比1.8%の減となり、3年連続の減少であります。また、地方交付税も4年連続削減となるなど、地方財政の厳しい状況が見込まれ、また、本町の歳出面においては、新たにフラヌイ地区国営かんがい排水事業負担金の償還の始まりや保健福祉総合センターの管理運営費などの支出増が見込まれ、極めて厳しい収支状況にあることから、事業費などの調整を図り、健全財政維持方針と行政改革実施計画を踏まえた予算編成であったところであります。

このことから、当初予算額は79億5,300万円で、前年度対比で19.1%、金額で18億7,200万円の大きな減となった当初予算規模でありました。

さて、その予算の執行状況、決算状況であります。一般会計及び六つの特別会計を合わせた全体の決算は、歳入総額で123億3,717万円で、それに対し歳出総額は120億9,294万4,000円で、差引額は2億4,422万5,000円となり、各会計とも黒字決算となったところであります。

その内容につきまして、一般会計を主に説明いたしますと、一般会計の歳入決算額は81億8,703万3,000円で、当初予算よりも2億3,403万3,000円の増となりましたが、前年度より19億2,014万2,000円の大幅な減となっております。

その主な要因といたしましては、歳入では、国営しろがね事業負担金の一括償還のための町の借り入れが、16年度ではなかったことが減少の大きな要因であります。また、一括償還に充てるための国営土地改良事業基金の支消や野菜価格安定基金の廃止に伴う基金繰入額がなかったこと、また、道路橋梁費や障害防止事業などの終了による国庫負担金等が減となっております。

主たる自主財源であります町税は、前年度よりも

1,500万円の増、普通地方交付税は昨年と同様、臨時財政特例債への振りかえもあり、1億5,400万円の減となっておりますが、臨時財政特例債への振替分を含めると、3億413万円と大きな減となっているところであります。

歳出におきましても、総額80億8,884万9,000円で、前年度よりも19億23万7,000円と大きな減となっております。

その主なものといたしましては、歳入でも申し上げましたが、国営しろがね事業負担金の一括償還費、富原橋かけかえ事業や山加川改修事業の終了による支出の減、また、物件費及び人件費においても、職員の欠員補充や給与水準の引き下げで減となっております。

反面、制度改正による児童手当や減税補てん債の借りかえによる公債費等の支出が増となっているところであります。

16年度の予算執行に当たりましては、議員各位、町民各位、並びに関係機関・団体等の御理解を賜り、総合計画の実施計画に基づく各分野における各施設施策事業の執行を終えたところであります。

その事業費につきましては、本年度から予算と同様、事業別ごとの決算書となっておりますので、歳入歳出事項別決算書を後ほど御高覧いただきたいと思います。

以下、議案及び平成16年度の各会計収支総括並びに財産の移動に関する関係について申し上げます。提案の説明とかえさせていただきます。

議案第8号を見ていただきたいと思います。

議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成16年度上富良野町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

決算書の2ページをお開き願いたいと思います。

この表は、平成16年度の各会計別収支総括表でございます。

この表によりまして、数的な御説明をいたしたいと思います。

一般会計及び六つの特別会計の総トータルでございます合計欄を見ていただきたいと思います。予算額は123億6,389万1,000円、調定額は124億7,517万307円、収入済額が123億3,717万365円、不納欠損額が673万4,372円、収入未済額が1億3,126万5,570円

で、支出済額が120億9,294万4,925円、差引残額が2億4,422万5,440円となっております。

収入調定に対する収入割合の調定対比では99.09%、予算に対する収入割合の予算対比では99.55%、予算に対する支出割合の支出予算対比では98.35%となっております。

また、この表中、括弧書きは、平成15年度会計から平成16年度会計の繰越明許費の内数でございます。

繰越明許費の歳入の予算額等につきましては12ページから13ページに、歳出につきましては18ページから19ページに、その内訳を記載しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

また、一般会計のそで括弧書きでは、平成16年度会計から平成17年度会計の繰越明許費の内数でございます。

次に、各会計の不納欠損の状況であります。D欄を見ていただきたいと思います。

一般会計におきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税で194万9,072円の欠損処分を行っております。

また、国民健康保険特別会計につきましては、保険税の一般分で474万4,600円の欠損処分を行っております。

公共下水道特別会計につきましては、下水道使用料で4万700円の欠損処分を行っております。

各会計の欠損処分の明細につきましては、別冊の各会計歳入歳出決算書に係る附属調書に載せてありますので、参考にいただきたいと思います。

次に、収入未済額であります。E欄を見ていただきたいと思います。

まず、一般会計におきましては、繰越明許費の3,260万円を除いた収入未済額は、4,088万7,024円となり、その主なものは町税関係で、ほかに保育料及び住宅使用料などとなっております。

また、国民健康保険特別会計の収入未済額は、保険税の一般分の未収であります。

簡易水道事業特別会計の収入未済額は、水道使用料であります。

公共下水道事業特別会計の収入未済額は、受益者負担金及び下水道使用料であります。

介護保険特別会計につきましては、介護保険料であります。

それぞれの内訳につきましても、別冊の各会計歳入歳出決算書に係る附属調書に記載しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

次に、各会計の差引残額であります。一般会計

は9,818万4,738円でありましたが、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費分62万1,000円を除きますと9,756万3,738円で、この額が実質収支額となるところであります。

国民健康保険特別会計以下の各会計につきましては、記載のとおりであります。すべての会計が黒字決算となっております。

また、一般会計の歳出の執行率は、17年度会計の繰越明許費を除いた執行率で見ますと、98.8%となっているところでございます。

次に、財産関係について御説明を申し上げたいと思います。429ページをお開き願いたいと思います。

16年度中における移動関係のみについて御説明をさせていただきます。

公有財産。(1)土地及び建物、括弧は行政財産の関係でございます。

区分欄の共用財産、公営住宅の関係で、土地で2,834.63平米の増となっております。これにつきましては、西保育所の用地から公営住宅用地への用地がえによる増でございます。

それから、右の方にずれまして、建物で公営住宅の関係で、非木造で281.14平米の増となっております。これにつきましては、新しく建てました建設の関係で780.82平米の増、それと公営住宅の解体の部分499.68平米の減、差し引きによる増となっております。

次に、公園関係でございますけれども、0.65平米の減となっておりますが、これにつきましては、地目変更による端数の精査による減でございます。

次、その他の施設関係ですけれども、土地関係で7,006.72平米の増となっております。これにつきましては、西保育所用地を公営住宅用地の用途がえによる減2,834.63平米、それと江花分館用地交換による減として260.0平米が減となっております。

それに対しまして、大町広場、普通財産から保健福祉センター用地に行政財産に用途がえしたものが1万101.35平米ございまして、その差し引きによる増となっているところでございます。

建物の関係では、5,688.57平米の増となっておりますが、これにつきましては、保健福祉センター建設による増等でございます。

次、普通財産の関係でございますが、普通財産の教員住宅の関係で、建物の木造で83.43平米の増となっております。これにつきましては、償還が完了したことによる増、共済組合の方から移管されたものでございます。

その他の施設では、土地で1万101.35平米の減となっております。これは、大町広場用地を保健福祉センター用地、行政財産の方に用途がえしたことによる減でございます。

以上が行政財産及び普通財産関係でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

(2)有価証券でございますが、これにつきましては、前年と同様でございます。

(3)の出資による権利の関係でございますけれども、これにつきましては、1件取り崩しがございませぬ。下から3番目の国民健康保険団体連合会の出資金でございます。この出資金は、連合会での診療報酬支払いの一時立てかえ払いをするための基金として設けるために、各町村がそれぞれ出資したものでございます。しかし、立てかえ払いの実績が少ないということで、17年3月末に廃止になったところでございます。

そのことによりまして、50万5,869円の出資金につきましては、16年度会計の国保会計の財産収入で受け入れをいたしております。

2番目の物品でございます。これにつきましては車両関係でございます。年度中にふえたのが3台でございます。軽乗用車関係で1台、それから重車両関係で、グレーダー、小型ショベルダンプということで2台の増、合わせて3台となっております。

減となったのは、乗用車関係で1台、それから重車両関係でグレーダーとショベルダンプ2台が廃車となったところでございます。年度末では81台となるところでございます。

3番目、債権の関係でございます。上富良野高等学校卒業生修学資金貸付金の関係でございます。年度中の増の300万円でございますが、これにつきましては、新規が3人、継続が2人、5人の増ということで300万円の増となっております。

減につきましては、6名の方々の償還分によるものでございます。

年度末では、960万円となっております。実人員では12名の方となっております。

次のページをお開き願いたいと思います。

4番目の基金の関係でございます。基金といたしまして、一般会計及び特別会計合わせて15の基金と北海道備荒資金組合の基金等がございます。

この表中の括弧書きにつきましては、17年5月31日現在の金額でございます。

基金の17年5月31日現在の15基金の合計額は、合計欄の一番右端の、この網かけ部分の括弧書きに書いてございます22億8,285万6,757円となっております。3月31日現在では、その下に書いてございます19億7,409万1,737

円となっているところでございます。

以上が財産の状況でございます。

以上、説明といたします。具体的な主要施策の成果につきましては、あらかじめ配付させていただいております別冊の平成16年度主要施策の成果報告書、及び従来決算書の後に決算に係る付表としてつけておりましたが、本年度から、各会計歳入歳出決算書に係る附属調書として、成果報告書とあわせて取りまとめておりますので、審議の参考とされまして御審議賜り、認定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 各会計決算及び各基金の運用状況審査意見について申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付されました平成16年度上富良野町一般会計外6特別会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況について、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、関係調書及び各基金の運用状況を示す書類が関係法令に準拠して調製されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類と照合のほか、担当者から意見を聴取するなど、必要と認められる審査を行いました。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調査は、法令に準拠して作成されており、決算計数及び各基金の運用状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められます。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、既に御高覧いただいたものと思しますので、概要のみ申し上げます。

平成16年度一般会計及び特別会計の決算状況は、3ページ、表1、各会計別収支状況のとおりで、歳入総合計額は前年度に比べて13.6%、19億4,579万7,000円減の123億3,717万円、歳出総合計額は13.2%、18億3,386万6,000円減の120億9,294万4,000円と前年度を下回っております。差引残高は2億4,422万5,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源として、一般会計の繰越明許費繰越額を控除した実質収支額は2億4,360万4,000円で、前年度に比べ1億9,653万円の減少となっております。

予算の執行状況については、2ページの意見書の

とおりであります。収入未済額については、繰越明許費分を差し引いた実質的な収入未済額は9,866万5,000円で、前年度と比較して6.5%、602万7,000円の増加となっております。

次に、各会計別の決算概要について御説明いたします。

4ページをお開きください。

一般会計の平成16年度決算は、平成15年度から繰り越された4事業に係る繰越明許費繰越額を含めた予算現額82億2,429万5,000円に対し、歳入決算額は81億8,703万3,000円、歳出決算額は80億8,884万9,000円で、歳入歳出差引額9,818万4,000円が剰余金となっており、繰越明許費繰越額を控除した実質収支額9,756万3,000円が翌年度へ繰り越されております。

歳入の収納状況は、5ページ、表2で示すとおりであります。町税の現年度課税分の収納額は、前年度と比較して1,715万9,000円増加しております。この増加した主な要因は、町民税、固定資産税、軽自動車税の課税額の増加によるものであります。

また、地方交付税は1億7,170万円減額されており、今後の町財政に大きな影響を与えるものと思われま。

町債は、前年度に比べて大幅に減少しておりますが、これは国営しろがね地区土地改良事業負担金の一括償還が終わったことによるものであります。

不納欠損は、町税が50人、194万9,000円で、収入未済額は繰越明許費分3,260万5,000円を含め、町税、負担金、使用料、諸収入、町債で総額7,348万7,000円となっております。

次に、一般会計の歳出についてであります。6ページ、表3の性質別経費の状況で示すとおり、前年度と比較して、公債費、投資及び出資金が増加しておりますが、人件費、物件費等の消費的経費、普通建設事業費などの投資的経費、積立金、貸付金、繰出金が減少しております。

町の財政状況をあらわす財政指標は、7ページ、表4のとおりであります。特に、経常収支比率は前年度と比べて5.4ポイント増加しており、厳しい財政運営を強いられ、弾力性が失われかけていることがうかがわれます。

次に、特別会計について、2点触れておきます。

まず、1点目は、一般会計と同様、未収金の問題であります。国民健康保険税、公共下水道の受益者負担金、下水道使用料及び介護保険料の未収金は、毎年ふえる傾向にあります。国民健康保険税、公共

下水道受益者負担金及び下水道使用料等については、その重要性和制度の内容を町民に理解してもらうような取り組みの見直しと工夫を一層進めていく必要があると考えられます。

2点目は、各会計とも歳入歳出の差引残高を見ますと、黒字となっております。しかし、一般会計からの繰り入れ基準外の繰入金を除いた場合、簡易水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計は、剰余金は生じておりません。

町財政が厳しい折、特別会計の収支についても、あらゆる角度から検討の必要性が求められます。

19ページの各基金運営状況についてであります。各基金の計数は、決算書付表の数値と一致しており、適正であると認めます。

基金運用面については、各会計の一時借入金への繰りかえ運用等により成果を上げており、今後もより一層の安全かつ有利な方法で計画的な運用を望みます。

最後に、各会計全般について検討及び改善を求める事項は、未収金の問題、負担金や補助金にかかわる問題等であり、これらは町財政運営にかかわる重要な部分を占めることから、引き続き、より一層の適切な対応と取り組みを望みます。

今後、町政執行に当たり、地方自治体に課せられた行政執行の責任は、地方分権などにより一段と重くなってきております。この責任を果たしていくためには、経済情勢や国、道の行財政の動向を見きわめながら、適正、健全かつ効率的な行財政の運営に努められることを望みます。

なお、19ページ以降に各種資料などを参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上で、説明にかえさせていただきます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われまので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く16名の委員をもって構成する各会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の調査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、16名の委員をもって構成する各会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の調査権を委任の上、議会閉会中の

継続審査とすることに決しました。

日程第7 議案第9号

副議長（西村昭教君） 日程第7 議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、病院事務長。

病院事務長（垣脇和幸君） ただいま上程いただきました議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成16年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

最初に、病院事業会計から説明をまいります。

最初に、事業の概要から御説明申し上げます。7ページをお開き願いたいと存じます。

平成16年度上富良野町立病院事業報告書。

1、概況。

(1)総括事項。

近年、経済性優先、医療費抑制策が進む中で、医療環境は極めて厳しいものがございます。平成15年度の自治体病院決算統計によれば、経常損失を生じた事業数は全体の60.8%、病院数では61.1%で、7,319億円の繰り入れがありながら、単年度赤字が932億円、累積赤字が1兆6,190億円という厳しい状況にあります。

当院の状況であります。収益的収支に町から1億7,435万5,000円の繰り入れを受けながら、4,109万8,000円の単年度赤字となったところでございます。入院では、介護病床の短期入所者数の増加により入院患者数が伸びているものの、外来においては、薬の長期投薬による再診回数などの減が響いて、依然として患者数の減少が続いているところでございます。

業務の推進では、患者に対し安全な医療を提供するため、医療事故防止対策委員会を中心に組織全体で事故防止に取り組んでまいりました。

また、社会情勢等の変化などを踏まえたときに、公的病院として町立病院がどのような役割を担うかについても検討をいたしました。

介護病床の増床については、高齢者人口の増加に対応するため、大きな課題としてとらえているところであります。今後は、単年度赤字となったことを

受け、健全な病院経営を最優先課題として、職員一丸での取り組みを進めてまいります。

地域医療の高度化、救急医療体制の一層の充実に向けましても、旭川医大の御支援を最大限いただくよう、緊密な連絡調整に努めてまいります。

次に、平成16年度の患者の状況であります。外来と入院を合わせた患者数は6万839人で、前年対比3,571人、5.5%の減少をいたしました。収益では、病院事業収益7億8,099万4,000円で、前年比5,593万9,000円、6.7%の減となりました。費用では、病院事業費用8億2,209万2,000円、前年比2,281万5,000円、2.9%の増となりました。

平成16年度病院事業会計の決算は、純損失4,109万8,000円の計上となったところでございます。

主な要因は、収入におきましては、患者数の減少による診療収益の減、不良債務解消対策のための特別な繰り入れ措置がなくなったことによる町繰入金の減などです。

支出では、給与費では、退職手当組合で特別負担金の増、経費では、CTなど医療機器の保守費用の増などによるものであります。

この結果、収入は減少し、支出は増加したことにより、純損失となったところでございます。

ア、患者数の状況。

入院患者数は、医療保険診療分（療養型病床群のうち医療型を含む）では1万2,932人、介護保険診療分（療養型病床群のうち指定介護療養型医療施設分）では9,514人で、年間合計では2万2,446人、1日平均61.5人、前年対比で228人、1.0%の増加となりましたが、入院収益では、前年対比910万9,000円、2.3%減の3億7,870万円となりました。

外来患者数では、医療保険診療分では3万7,991人、介護保険診療分では402人で、年間合計では3万8,393人、1日平均158.0人、前年対比で3,799人、9%の減少となり、外来収益につきましても前年対比2,056万7,000円、9.5%減の1億9,976万7,000円となりました。

イ、収益的収支。

収益的収支の状況は、収入総額では7億8,099万4,000円、前年対比で5,593万9,000円、6.7%減少し、支出総額では8億2,209万2,000円、前年対比で2,281万5,000円、2.9%の増加となり、差し引き4,109万8,000円の当年度純損失となりました。

ウ、資本的収支。

収入総額では9,149万6,000円、支出総額では9,036万1,000円で、収入内訳は、町からの出資金7,604万6,000円、企業債借入れ1,420万円、寄附金125万円です。

支出につきましては、企業債償還金6,210万9,000円、医師住宅改修工事913万5,000円、ボイラー還元槽取りかえ工事341万2,000円、特殊浴槽等医療機器の更新整備などに1,570万5,000円を支出したところでございます。

以上が病院事業の概況でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。1ページ、2ページをお開き願いたいと存じます。

平成16年度上富良野町病院事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。

収入、以下、決算額のみ朗読してまいります。

第1款病院事業収益7億8,281万8,213円、第1項医業収益6億8,051万2,518円、第2項医業外収益1億230万5,695円。支出、第1款病院事業費用8億2,658万9,959円、第1項医業費用8億13万7,645円、第2項医業外費用2,645万2,314円、第3項特別損失ゼロ円、第4項予備費ゼロ円。

(2)資本的収入及び支出。

第1款資本的収入9,149万6,405円、第1項出資金7,604万6,405円、第2項企業債1,420万円、第3項寄附金125万円。支出、第1款資本的支出9,036万1,254円、第1項企業債償還金6,210万8,905円、第2項建設改良費2,825万2,349円。

以上が決算の概要でございます。

以下、3ページからの損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、9ページから22ページまでの業務の状況、収支明細書等諸事項につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議いただきまして、認定くださいますようお願い申し上げます。

副議長（西村昭教君） 次に、建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） 引き続きまして、水道事業会計の平成16年度決算報告の概況をさせていただきます。

朗読をもちまして御説明にかえさせていただきます。

7ページをお開き願いたいと思います。

平成16年度上富良野町水道事業報告書。

1、概況。

(1)総括事項。

水道事業につきましては、町民の日常生活に直結し、欠くことのできないものとして、使用開始以来

31年を経過いたしました。

平成16年度の決算状況につきましては、収益的収支におきまして、収入1億7,602万7,773円、支出1億5,974万6,854円で、純利益1,628万9,199円で決算することができました。

次に、資本的収支では、収入70万7,700円、支出6,338万9,261円で、不足する額6,268万1,561円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんして事業の推進を図ってまいりました。収支も黒字で決算することができました。

また、地下水を利用している世帯を除いては、ほぼ100%に近い普及率となっていることから、今後は受益者負担の原則に基づき、健全な公営企業としての運営に努めるとともに、老朽管の更新及び漏水防止など維持管理に万全を期し、安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいりたいと思います。

以上が、水道事業の概況でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。

1ページから2ページをお開き願いたいと思います。

平成16年度上富良野町水道事業決算報告書。

(1)収益的収入及び支出。

収入、以下、款のみの決算額を申し上げます。

第1款水道事業収益1億8,403万4,086円。支出、第1款水道事業費用1億6,635万75円。

(2)資本的収入及び支出。

収入、第1款資本的収入70万7,700円。支出、第1款資本的支出6,338万9,261円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,268万1,561円につきましては、過年度分損益勘定留保資金6,268万1,561円で補てんいたしております。

以下、損益計算書など3ページから6ページ、及び8ページ以降の朗読は省略させていただきます。

以上で説明いたします。御審議賜りまして、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（西村昭教君） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 企業会計決算審査意見について申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成16年度病院事業会計及び水道事業会計の決算について、決算報告書、財務諸表及び附属書類が関係法令に準拠して作成され、その事業

の経営成績及び財務状況が適正に表示されているかどうか、関係諸帳簿及び証拠書類と照合のほか、担当者から意見を聴取するなど、必要と認められる審査を行いました。

審査に付された各企業会計の決算に関する諸表は、関係法令に準拠して作成されており、財政状態及び経営成績を適正にあらわしているものと認められます。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、既に御高覧をいただいたものと思えますので、概要のみ御説明させていただきます。

初めに、本会計年度の病院事業収支は、総収益7億8,099万4,000円、総費用8億2,209万2,000円で決算され、差し引き4,109万8,000円の純損失が計上され、累積欠損金は6億7,714万8,000円となっています。

赤字決算の主な要因としては、患者数の減少による医業収益の減、経営健全化のため不良債務解消に向けた一般会計からの繰入金の減と給与費の退職手当組合の特別負担金の増、CT等医療器械の保守管理委託費の増等によるものであります。

院外処方の原則完全実施など、診療体制の充実に努め、新たな経営体質改善を進めているものの、平成15年4月から国の医療費抑制策に伴う社会保険本人の負担割合が2割から3割に引き上げられたことが受診抑制となり、外来収益の減少や患者意識の多様化、高度専門化志向による外来患者数の減少など、病院経営が引き続き厳しい環境に置かれていることがうかがえました。

年度末の未収金は435件、894万7,000円となっているので、利用者の公平な負担と病院の健全経営を図るため、具体的な方策を構築し、未収金回収に向けた努力を望むところであります。

各種分析の結果、負債比率は平成14年度42.7%、平成15年度17.0%、本年度は14.7%に下降し、不良債務比率は平成14年度4.0%、平成15年度6.4%、本年度は6.6%となっております。

町立病院においては、町民の健康と生命を守るため、その持てる力を十分に発揮され、町民の期待と信頼にこたえる医療機関として、病院長以下全職員が常に改革意識を持って医療事故防止に努め、住民医療サービスの向上と経営の健全化に向け、より一層の努力を望みます。

次に、水道事業収支は、総収益1億7,602万8,000円、総費用1億5,974万7,000円で、差し引き1,628万1,000円が純利益として決算され、翌年度繰越利益剰余金は8,871万5,000円となっています。

年度末の未収金は711件、1,016万7,000円となっているので、利用者の公平な負担の原則から、引き続き徴収計画を作成し、未収金の回収に一層の努力を求めます。

なお、不誠実な未納者に対しては、上富良野町水道事業給水条例第29条に基づく給水の停止等も含めた、断固とした態度で当たることも必要と思われる。

水道事業の経営は安定し、長年にわたり安全な飲料水を供給しておりますが、老朽化が進む施設の維持管理に十分留意し、今後とも町財政の置かれている厳しい状況を踏まえ、経費の縮減に努め、地方公営企業の基本理念である公共の福祉の増進と企業の経済性発揮のもとで、自主自立のできる健全な経営を行い、低廉で安全かつ安定した水の供給に一層の努力を望むところであります。

両企業会計について、慎重かつ厳正な審査を実施し、結論として決算に関する諸表は、いずれも関係法令に準拠して作成され、また、計数にも誤りがなく、おおむね適正であることを認めます。

なお、16ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上で説明にかえさせていただきます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われるので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く16名の委員をもって構成する企業会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の調査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、16名の委員をもって構成する企業会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の調査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

暫時休憩といたします。

午前10時18分 休憩

午前10時40分 再開

副議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第8 議案第1号

副議長（西村昭教君） 日程第8 議案第1号専決処分（平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））の承認を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（田浦孝道君） ただいま上程されました議案第1号専決処分の承認を求める件の御説明を申し上げます。

本件は、9月11日に投開票事務を終えました、第44回衆議院議員総選挙及び第20回最高裁判官の国民審査に関する執行経費として、全額国費を財源に補正予算の編成を行ったものであります。

この補正予算の編成に当たりましては、政府が衆議院解散日と同日の8月8日付で当該選挙期日を決しましたことから、当町におきましても選挙執行準備に万全を期すために、翌日の8月9日付で直ちに関係予算の専決処分を行ったわけであります。

このようなことから、地方自治法の規定により、予算の内容を議会へ報告するとともに、承認をいただくために本議案を上程した次第でございます。

それでは、以下、議案の説明は議決対象項目までとし、予算の事項別明細書以降の部分につきましては省略しますことを御了承願います。

議案第1号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）。

裏面に移ります。

専決処分書。

平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成17年8月9日、上富良野町長尾岸孝雄。

次に、予算条文に移ってまいります。

平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）。

平成17年度上富良野町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ840万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,107万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、次に1ページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

ここの部分につきましては、歳入歳出それぞれにおきまして、款ごとの補正額のみ申し上げてまいります。

まず、1、歳入。

14款国庫支出金840万円。歳入合計同額でございます。

次、2ページに移ります。

2、歳出。

2款総務費560万円、14款給与費280万円、歳出合計840万円となっております。

以上、簡単でございますが、専決処分を行いました補正予算の説明といたします。御承認くださいますようお願い申し上げます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢議員。

9番（米沢義英君） なかなか聞けないものから、こういう機会にお伺いをさせていただきますが、総務費の560万円の内訳について、どういふ内訳で来ているのかお伺いしたいのと、看板の設置に当たって、今回また3カ所、設置箇所が減らされたという形になっているかというふうに思いますが、この設置の基準は、投票所等の関係で減らされるのか、有権者に対して何ぼという看板の設置になっているのか、この点。このまま行きますと、また経費節減という形の中で、看板の設置そのものがさらに減らされかねないという状況になってきておりますが、こういった点では、やはり有権者に広くどういふ候補者が出ているのかという点で、知らされるという点で、一定の看板の設置というのは効力があるのかなと思いますので、今後のこの考え方等についてお伺いしたいと思います。

副議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 9番米沢議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の経費の560万円の内訳でございますが、このうちの経費でございますけれども、まず、投票立会人等、開票に係る報酬等につきまして約100万円、それから、これらの人にかかります費用弁償が約13万円、そのほかに消耗品といたしまして、入場券、その他参考図書の購入等を150万円、また、入場券等の発送費用等に係りまして通信費で76万円、そのほか手数料その他で約150万円ほど、またパソコン等、今回の選挙で整備いた

しておりますので、これで90万円ほどの経費がかかってございます。そのほかにまだ多少小さな内訳がありますけれども、主なものとしてはこの額となるところでございます。

それから、看板の設置の件でございますが、この看板の設置箇所につきましては、昨年12月の選挙管理委員会の中で設置箇所をそれぞれ見直しまして、それぞれ投票区の中での見直しを少し行わせていただきました。近年、看板のみならず、そのほかでの候補者名等わかる内容が、テレビまた広報等がございますので、看板も重要ではございますが、それぞれその区域内での配置の見直しを行った中で、何カ所かの削減をさせていただきました。

今後のこの考え、見直しの予定でございますが、今のところ、この見直しの中でしばらく継続していきたいという考えを選挙管理委員会の中では持っているところでございます。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） 9番米沢君。

9番（米沢義英君） 看板の設置についてお伺いいたしますが、確かにマスメディア等々について広く周知されるという点は、これは広がってきているということは承知しておりますが、しかし、実際、そのポスター等を見て、やはり投票行動等に移るといふ方もおられますので、やはり一定のこの有権者に対する設置基準というものも設けなければ、またさらに設置箇所が削減されるという形になりかねないという状況が生まれてくるという点で私は懸念しておりますので、やはりこれ以上の削減というのは、ちょっといかばかりなものかなというふうに考えておりますので、この点もう一度お伺いいたします。

副議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 再質問にお答えを申し上げます。

今のお話の件につきましては、今後の選挙管理委員会の中で協議されるよう、こちらの方でも提言していきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） よろしいですね。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） ポスター看板の設置は3カ所ぐらい減っておりますけれども、投票会場が変更されているにもかかわらず、ポスターはそのままという、ちょっとそぐわないところがありましたのでですけど、その見直しもちょっとお願いしたいと思いますが、よろしくお伺いいたします。

副議長（西村昭教君） 質問ではないのですかね。質問ですか。

13番(村上和子君) 投票会場が、清富のところのポスターの看板は、前は投票会場がその近くにあつて、そこに設置されているわけですよ。今回は投票会場が変わっているにもかかわらず、場所はそのままでしたから、こういうのも一回ちょっと見直しをされたらどうかと思ひまして。

副議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(越智章夫君) 今回、御存じのとおり、投票所3カ所を削減した中での初めての選挙でございました。それぞれの元の投票所がありましたところに、それぞれ看板はそのまま設置してございます。当然その周りの住民の方が見る機会多いと思ひまして、その箇所の削減はしてございません。

以上でございます。

副議長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) これは党派関係ないのですよね、この看板については。前のとき、たしか南富良野より何で上富良野が看板少ないのだという、そういう声が出たのですよ。私、たしか言ったと思うのですけれどね。

それで、この管内の、上富良野から占冠までの、その枚数状況の資料請求をしたいと思ひます。出していただきたいと。

副議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(越智章夫君) 後ほど、その資料を提出させていただきますと思ひます。

以上です。

副議長(西村昭教君) 他に質疑はございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(西村昭教君) これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よつて、本件は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第2号

副議長(西村昭教君) 日程第9 議案第2号平成17年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第2号上富良野町一般会計補正予算(第3号)の要旨を御説明申し上げます。

まず、このたびの補正予算の主な要素について、

先に申し上げます。

1点目は、当町の本年度の普通交付税額が、既決予算額を上回る25億9,889万円で7月上旬に確定しましたこと、また、これにあわせまして、所得譲与税、地方特例交付金、並びに地方債の減税補てん債、臨時財政対策債が、それぞれ既決予算額より増額で確定となりましたことから、地方債につきましては限度額の変更手続をとるとともに、歳入科目におきまして、それぞれ増額計上いたすものでございます。

また、この普通交付税の確定のいかんによりまして判断を加えることとしてございました、6月時点での前年度繰越金9,700万円余りにつきましては、ただいま申し上げましたようなことから、財源需要がなくなりましたので、繰越金の2分の1相当額となる5,000万円を国営土地改良事業負担基金へ積み立てすべく、予算措置を行つてございます。

2点目は、国、道費の助成を受けて実施してございます福祉関係施策の16年度対象経費がそれぞれ確定しましたことに伴い、事務精算の結果、過小で概算交付を受けていた部分につきましては、本年度で追加の精算交付を受けることとなりましたことから、その同額分を計上してございます。

また、この精算事務によりまして、過大で概算交付を受けていた部分につきましては、歳出予算におきまして、国及び道に対しまして返還金を歳出予算に計上したところでございます。

3点目につきましては、町内の2名の方々から御寄附をちょうだいしましたので、それぞれの趣旨に沿ひまして予算措置を行つたところでございます。

特に、大口で寄附のありました件につきましては、趣旨に沿ひまして、子ほめ基金へ500万円の積立金を計上したところでございます。

4点目は、歳出の事務関係についてであります。新規としましては、来年度工事着手を前提に、消防防災用車庫兼消防団詰所建設のための実施設計業務に関する経費55万3,000円につきまして、調整交付金を財源としまして予算措置を行つたところでございます。

また、行政報告でも町長の方から申し上げましたように、8月21日から22日にかけての前線の影響によります、広範囲にわたりましての集中豪雨に遭ひ、町内18カ所におきまして、道路、河川、施設に被害を受けましたことから、その復旧費675万円を追加計上したところでございます。

また、そのほか、公民館と図書館との複合施設とするために、現公民館の改修工事を進めてございすが、10月中にはオープン予定となっております。

ので、同施設の警備業務につきましては、経費面などの効率化を図るべく、複数年次で外部委託することができるよう、新たに債務負担行為の設定を行うと同時に、本年度分の委託業務予算につきまして一部余剰見込みとなりますので、減額を行ってまいります。

また、道立富良野高等学校が本年度で創立80周年を迎えますことから、その記念事業に関する経費に対しまして、富良野沿線市町村との連携のもとに、一部助成をするための予算措置を講じてまいります。

次に、既定の事務事業関係についてでございますが、道路橋梁に係る事業を初め、特別会計など他会計の繰り出し経費等につきましても、経費の確定やその後の状況変化に応じて関係する予算に調整を加えるなど、必要な措置を講じてまいります。

以上、申し上げましたことを主な要素としまして財源調整を行った上で、さらに財源的に余剰となります1,600万円余りの金額は既決の予備費に加えることで、予備費総額は9,600万円余りの額となりますが、この予備費は、今後、問題となつてございます公共施設関連のアスベスト対策や原油高騰によります燃料単価の相次ぐ引き上げなどを初めとしました、これからの財政需要への備えとすることで、補正予算の調整をいたしたところでございます。

それでは、以下、予算議案につきましては、議決対象項目までを朗読しながら、必要な部分につきまして説明を加えてまいります。事項別明細書以降につきましては、説明を省略しますことを御了承賜りたいと思います。

議案第2号平成17年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)。

平成17年度上富良野町の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億934万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億9,041万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次に、1ページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

この部分につきましては、1ページから2ページにわたりまして掲載されておりますが、それぞれ内訳につきましては款ごとに、補正額のみ申し上げてまいります。

最初に、歳入から申し上げます。

2款地方譲与税4万4,000円。

9款地方特例交付金67万6,000円。

10款地方交付税4,189万円。

14款国庫支出金3,271万円。

15款道支出金1,993万7,000円。

16款財産収入5万5,000円。

17款寄附金503万円、21款町債900万円。

歳入合計1億934万2,000円となります。

2ページに移ります。

2、歳出。

2款総務費14万8,000円の減。

3款民生費55万5,000円。

4款衛生費36万円の減。

5款農林業費5,000万円。

8款土木費2,530万2,000円。

9款消防費665万8,000円。

10款教育費466万円。

11款災害復旧費675万円。

15款予備費1,592万5,000円。

歳出合計1億934万2,000円となります。

次、3ページに移ります。第2表、債務負担行為補正。

本件は、冒頭申し上げましたように、10月中に新装オープン予定でございますが、表記の業務につきまして、期間3年6カ月といたし、外部に複数年次で業務の委託契約をすべく、新たに設定するものでございます。

次、第3表、地方債補正。

この2件の事案につきましては、同じく冒頭申し上げましたように、交付税の額の確定にあわせまして額が定まりましたことから、地方債の限度額を変更いたすものとなっております。

以上、議決項目につきまして御説明をいたしました。本案、お認めくださいますようお願い申し上げます。

副議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 10ページ、11ページにかかわって、減税補てん債、あるいは、譲与税です

ね、この点についてお伺いいたします。

所得譲与税の税源移譲という形で、当初予算では大体6割ぐらいが来るのではないかというような話でありましたが、今回この来た分を見ますと、どの部分が来ているのか、当初の予算との関係で何割ぐらい来ているのか、この点について、まず1点お伺いしておきたいというふうに考えております。

次にお伺いしたいのは、今回、30ページ、31ページにかかわって、災害復旧費という形で集中豪雨が起きました。それで、各河川、あるいは側溝等の水を受ける量そのものが集中豪雨によって、いつとき、その側溝等の大きさというのはい定の基準によって設けられているのかなというふうに思いますが、近年でしたら、集中豪雨によって、それをはるかに超えた雨が降ったりだとか、それを吸収できなくて、そこからあふれるという状況になってきているかと思いますが、今後こういった問題点をやはり改善する必要があるのではないかなというふうに考えておりますが、この点についてどのようにお考えなのか。また、今回、当然直ちに現況復帰すべき箇所もたくさんあるというふうに思いますので、もう一度この対策等について、この予算とあわせてお伺いしておきたいというふうに考えております。その点をお伺いします。

副議長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 9番米沢議員の1点目の御質問にお答えいたします。

御質問に減税補てん債と譲与税のことが質問にあったかと思いますが、あわせて申し上げますが、減税補てん債につきましては、もう既に御承知かと思いますが、平成10年に国の総合経済対策の恒久的減税の代替措置という形で地方債を発行されているということでございまして、本年度の確定額につきましては1,430万円ですが、昨年は1,340万円となっておりますので、おおむね同水準というふうに認識をしております。

それと、所得譲与税につきましては、これはいわゆる三位一体改革の中で、地方の暫定的な措置として本格的な税源移譲までの間、こういう形をとられたということでございまして、昨年度から導入されたわけですが、昨年は人口1人当たり1,674円というようなことでしたが、本年度につきましては、地方財政対策の中で2倍以上というようなことが言われてございました。予定どおりその水準を今回確定受けましたので、当初予算と対比しましても4万4,000円ほど確定により今回追加で補正予算を立てますので、水準的には見込んだとおり同額程度というふうに認識をしているところでございます。

副議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 御質問の近年の道路側溝または横断管類の形状寸法が降雨による水に対応できていないのではないかとということでございますけれども、これにつきましてはいろいろな要素がありまして、その場所における作物などの種類など、また時期等、また、それらによりまして、降雨の流出係数はかなり違ってくる場合があります。そういうようなことが災いと申しますか、そういう影響があるところについては、またそのように考えなければならぬ面もありますし、また、常習的に起こっているところにつきましては、改善の考えも持たなければならぬというふうに思っております。

それから、たくさんの土砂の埋没等が発生したところがありまして、これにつきましては、既定予算の中でできるものにつきましては、順次、直営などで行っております。

それから、今回、お願いしております件につきましては、議決後、速やかに進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） 他に、いいですね。

14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 25ページの委託料、消防防災車庫兼消防団詰所の新築工事実施設計についてお伺いしたいと思います。

今までもいろいろな実施設計がありましたけれども、町において、建設水道課にも職員がいると思うのですが、1級建築士の方々が、この実施設計というのは町ではできないのですか。それをお尋ねしたいと思います。

副議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 14番長谷川議員の御質問にお答え申し上げます。

消防の建築に関する設計でございますけれども、これにつきましては、鉄骨等の高度な荷重計算等がありまして、これにつきましては、やはりその専門屋さんの方に、技術と申しますか、その辺のことを仰がなければできないというふうに思っております。そのうち、できるものにつきましては、うちの方でも費用の軽減のためにできる分はやっていく、そういう考えで、今回は特に高度な技術を要するところで委託に出したということでございます。

副議長（西村昭教君） 14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 議長いいですか。そうしたら、これ聞いていいですか。今まで何件、上富でそういう建物に対して設計したことがあるのです

か。今の答弁からいきますと、鉄骨だからできないとか、1級建築士というのは最高の建築士であって、何でもできるという話を聞いているのですけれど、その辺はどうなのでしょう。

副議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 今、うちの方でやっておりますのは、主に既設の公共施設の改修等、軽微な改修というか、そういう方面のものをやっております。新たに建築するものにつきましては、国の補助、道の補助などを受けて建設するものにつきましては、すべて委託の方で、専門屋さんの方に設計を委託しているのが実態でございます。

副議長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号

副議長（西村昭教君） 日程第10 議案第3号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第3号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点は、平成17年度、新たな保健事業として、糖尿病、循環器系疾患発症を抑制するために、生活習慣病予備軍に対し、個別的な生活改善、体質改善等が図られますよう、個別健康支援プログラムを作成し、実践支援することに対し、国より国保ヘルスアップ事業として助成を受け実施するため、所要の補正をしようとするものであります。

2点目につきましては、国保保険税につきまして、資格喪失等、世帯移動の変更による還付のため、所要の補正をしようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明いたします。

議案第3号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ751万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,753万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

2 款国庫支出金、補正額751万6,000円。歳入合計としまして、751万6,000円となります。

2、歳出。

6 款保健事業費、補正額790万円。

9 款諸支出金40万円。

10 款予備費78万4,000円の減。

歳出合計といたしまして、751万6,000円となります。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） 内容がよくわからなかったものですから、もう一度確認いたしますが、今回の6ページ、7ページにかかわって、国保のヘルスアップ事業という形で、成人病予防等の事業に関しまして、国がその補助をするのだということですが、これは従前やっていた事業に対して、国がそういう健康の増進という形で、単年度限りの補助予算かなというふうに思いますが、これはそうなのか、それとも次年度、またこれにかかわってこういう予算が来るのか、その点。今、この行っている事業等の内容について、もう一度詳しい内容をちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

副議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9 番米沢議員の御質問にお答えします。

従前の事業についてでございますけれども、従前の事業につきましては、被保険者を対象に住民健診など、早期発見、早期治療の促進ということで実施しております。

今回この新しい保健事業につきましては、先ほど

も申しあげましたように、生活習慣病予備軍に対しまして、個別的な生活改善、体質改善等を講じるための個別健康支援プログラムを作成して、実践支援するものでございます。

実施につきましては、保健福祉課が実施となります。実施期間につきましては、平成17年9月から平成22年の3月まで、5年間の継続ということで実施してまいります。

対象人員につきましては、年間80名ということで、5年間で400人を対象として実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号

副議長（西村昭教君） 日程第11 議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

介護保険給付事務等につきましては、電算システムにより事務処理を行っておりますが、今般の介護保険法の改正によりまして、介護保険施設入所者の食費、居住費について、保険給付の対象外となる見直しが行われ、また、低所得入所者の利用料負担軽減対策として、特定入所者介護サービス費制度が新たに導入されるなどの制度改正が本年10月施行されることに伴い、現行の電算システムの改修が必要となり、国庫補助金と一般会計からの繰入金を受けまして、改修費の所要額の補正を行うものであります。

以下、議案の朗読により御説明いたします。

議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成17年度上富良野町の介護保険特別会計の補

正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,655万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款ごとに補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款国庫支出金45万4,000円。

6款繰入金45万5,000円。

歳入合計90万9,000円となります。

2、歳出。

1款総務費90万9,000円。

歳出合計、同額であります。

2ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。御審議賜り、御議決くださいますようお願い申し上げます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号

副議長（西村昭教君） 日程第12 議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補正の要旨としまして、北海道の管理河川でありますトラシエホロカンベツ川の河川改修工事に伴いまして、町道の衣川道路にあります衣川橋がかけかえになることから、今回、橋梁の実施設設計図が整いま

したので、この橋梁に水道管を添架しております西部地区の配水管を現橋から取り外し、新たに仮設水道管を仮橋に添架を行う費用であります。補正額106万1,000円につきましては、全額補償対応によるものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成17年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,927万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

4款諸収入106万1,000円でございます。

2、歳出。

1款衛生費106万1,000円でございます。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書から以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号

副議長（西村昭教君） 日程第13 議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補

正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点としまして、下水道事業受益者分担金、受益者負担金の全納者増によります補正額、分担金20万円、負担金2,700万円の計上でございます。負担金増の主なものといたしまして、駐屯地施設整備拡張に伴います負担金納付の予定としまして、分割納付でありましたが、今回、一括納付されたことによるものでございます。

2点目としまして、繰入金につきましては、自己財源充当により2,145万円の減額でございます。

歳出の1点目としまして、受益者分担金、負担金の全納者増によります報償費の補正額20万円の計上でございます。

2点目としまして、平成16年度消費税額確定に伴う補正額53万5,000円でございます。

3点目としまして、法改正に伴い、浄化センター排出物質分析委託等施設管理費の補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成17年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ575万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,332万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金2,720万円。

3款繰入金2,145万円の減でございます。

歳入の合計575万円でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費575万円でございます。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書から

以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号

副議長（西村昭教君） 日程第14 議案第7号平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（垣脇和幸君） ただいま上程いただきました第7号平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、補正の要旨について御説明いたします。

今補正につきましては、入院患者様の御家族2件から御寄附をいただきましたことから、趣旨に沿いまして収支の補正をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第7号平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成17年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入13万円でございます。

支出。

第1款資本的支出13万円でございます。

次に、1ページからの補正予算説明書は、説明を省略させていただきたいと存じます。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、お認めいただきますようお願いいたします。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 町の一般行政について質問

副議長（西村昭教君） 日程第15 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 私は、さきに通告してあります2項目について質問させていただきます。要点を絞り、簡潔に質問させていただきますので、決断を持った明快な答弁をお願いしたいと思います。

初めに、アスベストについて質問させていただきます。

石綿アスベスト禍における、国を初め関係機関の対応が大きな社会問題となっているが、富良野地区には、富良野市山部町にノザワ石綿鉱山及び製錬工場があり、アスベストが大量に生産された経緯があり、大気汚染による就労者及び住民の健康経過が大変憂慮されるところであります。

また、従来において、建造物等にアスベストが多く使用された経緯があり、当町においても、郷土館、上富良野小学校、東中小学校、上富良野中学校、東中中学校、社会教育総合センター、日東会館、東中会館に使用と、町内放送及び広報お知らせ版による調査内容であるが、また、先ほど行政報告においても、町長からこの問題についてる説明がありましたが、最も重要な課題でありますので、私からも質問させていただきます。

さて、その他の公共施設、工場、店舗、特に大型店舗、個人住宅などなどにおいても使用された経緯があり、心配されるところであります。特に、次の3項目について、詳細をお伺いしたいと思います。

一つ、公共施設及び大型建造物におけるアスベストの使用調査及び今後の対応について。

2、全住民に対し、アスベスト禍の啓蒙、個人住宅、店舗等における使用状況調査、対応について。

3、過去において、上富良野町在住のノザワ石綿

鉱山及び製錬工場等での就労経験者、周辺居住経験者などの健康状況についての追跡調査、対応について。

以上3点について、調査経過の詳細及び今後の対応について、町長の見解を求めるものであります。

次に、あいさつ運動についてお伺いします。

現在、社会環境は混沌としており、特に青少年を取り巻く環境は最悪の状況下にあることは御存じのとおりであります。

そこで提案ですが、一つの方法として、行政が中心となって全住民に呼びかけ、大々的にあいさつ運動を展開してはいかがでしょうか。あいさつ運動は、地域社会を明るくし、住民間のコミュニケーションを良好にらしめる運動でもあり、特に青少年健全育成における最も有効な運動の一つであると考えますが、あいさつ運動の展開を再考する考えはないか、町長の前向きなる所信をお伺いしたいと思います。

以上であります。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の2項目の御質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、1項目めの3点にわたるアスベストに関する御質問であります。1点目の公共施設及び大型建造物の調査の件については、既に8月25日発行の町広報誌をごらんになっていることと思っておりますが、現段階では、木造を除き規模の大きな37の町有施設で吹きつけ材使用の実態調査を終了しており、国が定めておりますアスベスト含有量の1%を超えた3施設については、さらに大気調査の依頼をしております。先ほど行政報告でも御説明申し上げましたが、昨日、その3施設5カ所の大気調査を終了し、今後はその分析結果の報告を得て、現場の状況や施設の利用実態等々総合的に検討を加えて、状況に応じた対応を決定してまいりたいと考えているところであります。

なお、アスベストを含む非飛散性の成型材などについては、町有施設や個人住宅を含む民間施設においても広範囲に使用されていると思われまので、これらの解体時の対策などについて、国や北海道の動向を見守っていかねばならないと考えております。

また、町内においては、調査対象となっております、おおむね500平方メートル以上の非木造大型建造物は30カ所と承知しておりますので、アスベストの使用の有無を含めて、北海道と共同で実態の把握を進めている状況でございます。

次に、2点目の全住民への啓蒙や個人住宅、店舗等における使用状況調査のお尋ねであります。既に大きな社会問題となっていることから、広く町民

へ情報を提供することが必要であると判断し、さきにも申し上げましたように、町広報誌を通じて使用状況調査の内容を初め、アスベストに関するQ&A冊子のこと、健康不安や住宅に関する疑問に答えるべく相談窓口を設けている旨などを周知いたしているところであります。

なお、個人住宅へのきめ細かな対応は、なかなか物理的にもできないのが実態でありますので、町民からの問い合わせを中心に対応をする考えでありますことを御理解賜りたいと思っております。

次に、3点目の富良野市のアスベスト関連事業所における就労経験者が町内に在住している場合の健康状況調査に関する御質問にお答えさせていただきます。

この問題につきましては、先日、現在も操業しております事業所へ照会するなど、情報収集に努めておりますが、会社で確認できる資料によりますと、該当者がいないとの返事であったところであります。

以上、アスベストについての質問にお答えさせていただきましたが、今後も国の動向を十分に見きわめ、また、北海道とも連携をとりながら、諸課題に適切に対応してまいらなければならないと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げたいと思っております。

次に、2項目めのあいさつ運動についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、青少年がかかわる事件が連日のように報道される状況にあり、私自身も非常に憂慮いたしているところであります。

御質問のあいさつ運動について、行政が主体となり全住民に呼びかけてはとの提案であります。安全で安心なまちづくりを進める上で、コミュニケーションづくりは非常に大切であると認識しているところであり、十分配慮していかねばならないと考えております。

特に児童生徒につきましては、家庭の教育が基本であります。教育委員会関係の事業展開の中での指導など、青少年健全育成に向けて対応を図っているところであります。

また、本年、地域の自主的な組織として、二つの自主防犯組織が立ち上がり、地域から犯罪を出さない、未然に防ぐこと、さらには登下校時の交通安全指導等を通じて、子供たちとお年寄りのコミュニケーションをとることなどを目的に活動がなされておるところであります。

今後におきましても、そういったコミュニティーを高めていく自主活動が地域にも広がっていくよう、一層の推進を図ってまいりたいと考えておりま

す。

副議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

1 番清水茂雄君。

1 番（清水茂雄君） アスベスト被害対策について再度伺いますが、新聞、テレビ等で連日のように報道されており、特に北海道新聞では、7月9日以降においても、昨日までに実に31日間、36面にその重大性が報道されて大きな社会問題となっております。新聞の切り抜きはこのとおりです。町長は、この新聞に一通り目を通されたでしょうか。いかがですか。通されたものだと思っております。

さて、そこで、中皮腫は、肺や心臓等を取り囲む胸膜や心膜、胃などの臓器を覆う腹膜に発生する腫瘍性のがんの一種で、良性と悪性があり、悪性のもはアスベストの粉じんを吸い込むことで発生するとされ、中皮腫の原因の80%以上を占めると見られております。短期間の吸引でも、30年、40年以上の潜伏後に発症する可能性がある指摘されております。

厚生労働省の統計では、1999年から2003年までの5年間に限っただけでも、中皮腫による道内の死者は233人、その危険性は、国会で1972年6月の衆議院科学技術振興対策特別委員会において、70年から71年に大阪のアスベスト工場での従業員に肺がんが多発した問題と取り上げられて以来、再三にわたって危険性が指摘されたにもかかわらず放置されたのは、業界に遠慮した国の施策の怠慢であると考えます。

町長は、国や道の動向を見守っていくとか、道と共同で実態の把握を進めると答えられたが、町独自でも緊急に取り組むべき重要課題と考えるが、いかがですか。公共施設、特に学校、保育所、幼稚園等の次世代育成施設の安全に万全なる対策を期していただきたいと思っております。

2点目について、町民からの問いかけを中心に対応と答えられたが、住民の健康、ひいては生命にかかわる重要な課題であり、行政みずから積極的に対応を図るべきであります。

3点目のノザワ石綿鉱山関連の就労関係者及び周辺居住経験者などの追跡調査について、該当者なしとのことであるが、実は私も短期間ではあります。石綿鉱山の碎石現場で働いたことがあります。現在、会社に残っている資料だけで判断するのはいかがなものかと思っております。

以上について、再度、今後における対策、対応についての決意を持った考えをお伺いしたいと思います。

次に、あいさつ運動について、表題の答えになっていないと受け取れるが、いかがですか。この課題

については、私が再三にわたり提案しており、何ゆえ必要かを詳しく申し上げるまでもなく、十分御理解いただいていると思われそうですが、いまだに積極的な決意を持ったお答えがなく残念です。町長は非常に大切であると認識、十分配慮をしていかなければならないと言われ、また、家庭教育が基本とか、教育委員会関係事業展開の中で、または地域における自主活動云々と言われたが、質問に対する答えになっていない。再度、決意を持って納得できる答えを求めます。

以上です。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、アスベスト対策につきましては、重要な課題であるという認識は議員と同じように持っております。そういったことで、町独自の事業展開、公共施設、町が持つ施設については独自の展開をしながら調査をして、先ほど来報告しているような状況でありまして、残された3施設5カ所の空気中の浮遊物状況の報告を受けた段階で、これらの施設に対する最善の策を講じていきたいというふうに思っております。

それから、次の国の施策等々につきましては、確かに議員おっしゃるとおり、国の施策の後手後手の部分も国そのものが認めているように、このアスベスト問題につきましては、最終的な使用禁止ということが打ち出せなく今日まで来たということにつきましては、私自身も地方自治体を預かる者として、町の諸施設、住民が持つ施設等々についても、その対応に後手になっているということにつきましては遺憾に思うところでありますが、これらにつきましては、今後も国が方向を定め、また、道が今その調査を対応しておりますので、これらに連動しながら、連携を十二分に図って町の対策を進めていきたいというふうに思っております。

それから、次の2点であります。町民の住宅等々の施設に対する対応、また、ノザワ石綿工場勤務していた方々のその後の追跡調査等々の対応を町独自で対応することは、物理的にもなかなか難しいということで、さきにもお答えさせていただきましたように、それらの状況にある方々につきましては、町の方といたしましても、また、北海道の方といたしましても、その受け入れ窓口を設置しておりますので、そこに申し出いただくことによりまして、それらの最善策を講じていきたいと。網羅的に、ローラー的に全町民の住宅を調査したり、あるいは全町民に一人一人山部石綿工場に勤務したかどうかの確認ということは、これはなかなか難しい。

ですから、町としては、それらの関連する方々の申し出を受ける窓口をつくって対応しているということで御理解をいただきたいと思います。

それから、あいさつ運動については、答えになっていないということでありますが、議員何人も御質問をいただいております、常に私が申し上げておりますことは、行政主導で官製事業として取り上げる考えは持っておりません。地域の皆さん方、それぞれの組織の皆さん方が、自発的にこの事業を展開することに対して行政はバックアップし、後方から支援協力を進めながら、その盛り上りを助長していくような対応を考えていくというのが私の行政推進の基本理念でございます、農業、商工業に対しましても、行政主導ですべてを図るというのではなく、起きあがったその事業を行政が支援していくと、官製の事業の推進ということは考えていないということで、御理解をいただきたいと思います。

副議長（西村昭教君） よろしいですか。

1 番清水茂雄君。

1 番（清水茂雄君） しつこく再々質問させていただきますが、アスベスト含有物は、私たちの身近にも多く使用されております。気がつかないところにも非常に使用されている例があります。例を挙げると、建築物の石綿石膏版などはもちろんのこと、石綿スレート管、またはめがね石のすき間に耐火のために石綿の板というのですかね、やわらかいあれを挟んでいるとか、または、どこのうちにでも今ほとんどある石油ストーブ、これの燃焼室のパッキング等も石綿が使われております。こうしたことは御存じだったでしょうか。こうした点から、住民の中に過去及び現在、中皮腫に疾患した方はいなかったか、追跡調査を実施すべきであると考え、調査済みか、または、今後実施する考えはあるかどうか、所信をお伺いしたいと思います。

また、次に、あいさつ運動ですが、本来であれば、私は町が中心になって進めるべき問題であると思いますが、再三町長から地域から立ち上げるべきというお言葉がありましたので、考えの違いかな、仕方がないと思います。

以上であります。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1 番清水議員の再々質問にお答えさせていただきます。

アスベスト問題によります健康被害、この健康問題についても、これが最も重要なところでありますが、それぞれの家庭等々におきましても、このアスベストを使用した建材等々が多方面にわたって使用されているという現実には承知いたしております。そういうようなことで、中皮腫等々のアスベストによ

る健康被害等々につきましては、それらの追跡調査ということは、先ほども申し上げましたように、物理的になかなか難しいということから、町といたしましても、保健福祉課の窓口等々、また、これらにつきましては、北海道も保健所が大きな窓口となって対応しておりますので、そういった状況で心配だとか、そういう経験があるという方々については、ひとつそういったところで連絡をいただいて対処するように、そういったことに気づく方々がどう対処したらいいかというようなことにつきましては、行政としても、町としても、十分PRをしながら、町民の皆さん方に情報提供していきたいというふうに思っております。

次のあいさつ運動等々については、官製の事業というのは、なかなかスタートは盛り上がりますけれども、継続性がどうも、私としてはですよ、懸念がされる。盛り上がり、スタート段階は非常にいいけれども、次からの段階、継続性ということになると、行政主導で対応するという点については、私としては疑問視を持っておりますので、今後、地域の皆さん方、それぞれの組織の中で立ち上がることを期待しながら、それら推進が立ち上がるような助長をしながら、行政としての役割を果たしていきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

副議長（西村昭教君） 以上をもちまして、1 番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

副議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

午前中、4 番梨澤議員から資料要求がございましたので、その資料がお手元の方に配付されていると思いますので、お目通しをお願いいたします。

一般質問に入ります。

1 3 番村上和子君。

1 3 番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります 3 項目 6 点について質問いたします。

1 項目めの住民自治の推進についてであります。まず 1 点目は、住民自治を進めるためにも、町内会加入促進をそれぞれの立場で取り組むべきではないか。町内には新しいマンションが建設され、それらに入居している人全員が町内会に加入しているとは限らないのではないかと。役場では、住民証明書等で入居している状態はわかるとしても、町内会に加入しているかどうかまではわからないのでは。ま

ず、こういう状態も一つの問題点であると考えますが、おおよそわかる範囲でどれぐらいの加入になっているのか、お尋ねいたします。

2点目は、それぞれの立場で声かけ運動をしようか。一つ目は、役場窓口での「町内会に加入されていますか」の声かけ。二つ目は、町内会長の立場での声かけ。三つ目は、建物のオーナー、大家さんからの町内会加入の勧め。先日、ある業者の新聞折り込みチラシで、町内会費込みの家賃の物件が掲載されていたが、こういった方法もよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、住民活動を行政で支援していくシステムの検討と整備に取り組んではどうか。既に2カ所で防犯パトロール隊ができていますが、例えば今後において、高齢者対策で高齢者見守り隊、介護ボランティアなどを行った場合等に住民活動を行政で支援してはいかがでございましょうか。町長はよく、行政主導ではなく、町民が立ち上がって活動する場合と、こうおっしゃっておりますので、これらについて答弁よろしくお願ひいたします。

2項目めは、こういった部門は広域行政として取り組んではどうかと思ひまして、質問させていただきます。

今、リフォーム詐欺、悪質商法等のトラブルが増加する中、上富良野町でも布団のトラブルがあり、未解決と聞いている。相談窓口として、上富良野町役場の町民生活課に事務局があり、消費者協会もある。しかし、難しい問題については、上川支庁相談所に問い合わせ、被害に遭った人の対応をしているが、来年春にも廃止され、札幌中央区に一本化する方針が出された。こうなると、専門の相談員を配置していない上富良野町としては、富良野市の消費生活センターと一緒に広域行政として取り組んではどうか。

現在、富良野市の消費生活センターでは、1年間に341件の相談があり、上富良野町民からも16件の相談を受けている。しかし、富良野市では、市民の相談しか受け付けられないことになっており、上富良野町からの相談案件については、上富良野町役場に逆報告しているということである。こういう状態からも、消費者相談対応について、広域行政として取り組む考えはないか、お尋ねいたします。

3項目めは、アスベスト対策についてお伺ひいたします。

先ほど同僚議員からもありましたが、私は学校関係と国への財政措置を求める観点から質問いたします。

アスベスト対策について。

国は、危険性を知りつつ、抜本対策に乗り出さな

かった行政の不作為に不信の目が注がれ話題になっているが、上富良野町も郷土館で一部アスベストが使われていたということである。小中学校、ほかの施設ではどのような状況であるのか、お尋ねいたします。

2点目は、改修費用については、国において責任を持って財政措置をすべきであると考えますが、町長はどのように国に対して求めていかれるのか、お伺ひしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの住民自治の推進についての御質問の1点目、町内会加入促進の取り組みについてありますが、議員の御指摘のとおり、最近、町内にはマンションが随分と新築されているようであります。また、入居者がなかなか町内会に加入していただけないというようなことも、町内会長が大変御苦労されているというようなお話も耳にいたしているところであります。

お尋ねのとおり、住民基本台帳上での入居についてはわかりますが、町内会の加入につきましては把握しておりません。町の住民基本台帳の世帯数と住民会で押さえている町内会加入世帯での割合では、88.23%の加入率ということになっております。

2点目のそれぞれの立場での声かけですが、役場の窓口では、転入されてきた方に「地域の自治組織について」のパンフレットを配付いたしまして、町内会へ加入していただくようお願いしております。このパンフレットでは、地域自治組織の役割及び加入の必要性を掲載し、啓蒙をいたしているところであります。

各町内会長におかれましても、その立場で積極的に新たに住んだ方々に対して、町内会加入への取り組みをしていると聞いておりますが、しかし、近年、単身者が非常に多くなり、なかなかその必要性が理解されなく大変苦慮されているようであります。

また、御提案の大家さん、オーナーからの加入を勧めいただくことも、相当効果があるものと考えております。

それぞれの立場での積極的な働きかけにより、町内会への加入がふえていくものと思っておりますので、町におきましても行政の推進において重要なことととらえておりますので、窓口での加入の呼びかけ、また、町内会長、家主さんに積極的に加入を呼びかけていただくように、その対策を図っていき

いと考えているところであります。

3点目の住民活動への支援についてであります。二つの住民会でボランティア組織が立ち上がり、積極的に活動されていると聞いております。自主的に地域での活動がされていくことは、大変すばらしいことでありますし、町におきましても、ボランティアのまちづくり事業を進めており、さらにこのような自主組織の輪が広がり、多くの活動が展開されていくことを期待いたしているところであります。

町といたしましても、このような住民活動の紹介を通じまして、多くの自主活動が生まれますよう啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

次に、2項目目の消費者相談の対応についてお答えさせていただきます。

消費生活の安全につきましては、悪質商法などによる被害、特に高齢者をねらった詐欺商法等が急増しており、上富良野町としても例外ではありません。これらの被害を未然に防ぐため、町は消費者協会と連携し、また、警察にも協力を得て、被害対象となる高齢者や若年層への情報提供、自己責任の意識啓発等について、広報または防災無線による周知を行っているところであります。

御質問の上川支庁相談所の全廃についてであります。まだ確定に至ってはおりませんが、道の消費生活相談体制の見直しにより一本化し、道センターの相談体制を強化し、一般消費者からの相談に対応する相談員及び電話回線の増、電子メール相談窓口の開設のほか、市町村に対する助言等に当たる相談員の配置や専用の電話回線の新設、情報提供の迅速化、市町村相談員に対する研修の充実等により、道民へのサービスの低下を招かないよう配慮していくとの情報を得ているところであります。

なお、富良野市消費生活センターへの当町の相談件数は、平成16年度で消費相談が23人、日常の相談が23人、弁護士による相談が10人、合計56人となっております。

また、当町への消費生活相談は、金銭トラブルが1名、物品の販売契約相談が2名、架空請求相談が8名と、富良野市より相談件数が少ない状況にありますので、このような実態を踏まえ、今後行政として広域での一本化した中で取り組んでいけるかどうかについて、協議・検討をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3項目目のアスベスト対策に関する2点の御質問のうち、教育委員会が所管する1点目は教育長からお答えするものとし、私からは、2点目の改善費用に関する国の財政措置についてお答えいたします。

国においては、過去に特別交付税として財政措置をとった経過にありますが、現段階では特に具体的な発言のない状況にあります。

このアスベスト問題は、町民の健康を脅かすことにつながる極めて深刻な問題でありますことから、改善には多額な費用を伴いますが、何とか迅速かつ適切な対応を講じていかなければならないものと考えております。

地方においては、大変厳しい財政事情の中で何より優先してアスベスト対策に多額の費用を投資するわけでありますので、国が地方に対して適切な財政措置を講ずるよう、早速8月20日に管内の市町村で構成する上川地方総合開発期成会として、緊急要望書を財務大臣などに提出したところでございます。今後もその実現に向け、関係の地方公共団体と連携し、運動を展開していかなければならないと考えております。

副議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上議員の3点目、アスベスト対策についての1項目目の御質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会におきましては、7月19日付で北海道教育長から、公立学校施設におけるアスベスト含有吹きつけ材の使用状況調査の依頼があったのを踏まえ、町内小中学校を対象に調査を進めてまいりました。その結果、アスベスト含有の疑いのある吹きつけ材を使用している状況は、町立小中学校では、上富良野小学校、東小中学校、上富良野中学校、東中中学校の4校で16カ所に吹きつけ材が使用されており、そのほかの施設では、郷土館を含め5施設6カ所の、合わせて9施設22カ所に吹きつけ材が使用されていることが確認されました。

その後、その吹きつけ材にアスベストが含有されているかどうかを調べるため、12カ所の吹きつけ材のサンプルを採取して、専門業者に分析調査を依頼いたしました。その結果、アスベスト物質の中のクリソタイル、いわゆる白石綿であります。東中中学校校舎排風機室に2.8%、郷土館に1.3%、東中会館に2.3%が検出されたとの分析結果報告を受けたところであります。その他の学校や施設については、アスベストは不検出でありました。

その後の対応としては、郷土館におきましては休館とし、東中中学校と東中会館の機械室等の部屋では、検出された機械室への立ち入りを厳禁とし、業務上出入りが必要な場合には、専用の防じんマスクを着用するよう安全策を講じたところであります。

また、同時に、アスベストが検出された場所の空気中のアスベスト濃度測定業務を専門業者に発注し、安全性の確認を急いでおりますが、この測定業

務の結果は、専門業者の日程の都合から、9月下旬から10月中旬に実施される見通しであります。

さらに、アスベストが検出された建物の吹きつけ材の処理については、その方法などを検討し、今後の対応を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 再質問させていただきます。

まず、1項目めの住民自治の推進についてのそれぞれの取り組みでありますけれども、町内会の加入率が、大体住民基本台帳の世帯数と住民会で押さえている加入率で88.23%だと。皆さんよく町内会に入ってくださいらなくて困っているということは聞いておられると思っておりますけれども、初めて、大まかではありますけれども、大体加入率が88.23%だと。あと12%ぐらいの方がお入りでないのだということがわかったわけですけれども、何とかして町として把握する方法は考えられないのかどうかと思っておりますけれども、お尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

それと、町長は、この状況の数字につきましてどのようにお考えになりますか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、2点目の役場での対応としてですけれども、パンフを配付して声かけをしているのだと、そういうことでございますが、「地域の自治体組織について」というパンフを使ってということでございますけれども、私は手づくりでわかりやすい、ごみの問題ですとか、町の広報関係、それから生活灯なんかは町内での負担で成り立っているわけですから、そういったところも説明しながら、もっと加入促進、行政でも力を入れるべきでないかと考えますけれども、この点はいかがでしょう。

それから、町内会長の立場として、それぞれ努力されているということなのですが、役場の職員の方も、町内会長をされている方が何人かの方がいらっしゃるわけですが、一番わかっていらっしゃると思っております。本当に今まで、その町内によりましては、全戸数入っていただいている町内会もありますし、一生懸命町内会長さんも努力していらっしゃると思うのですけれども、まず、成功している町内会長の方のアドバイスをいただくとか、また、他町村でうまく加入ができて、うまく町内を運営しているのだよというような、そういった方を招いてちょっとお話というのでしょうか。それと、住民会長会議等でも研修が必要でないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それから、大家さんとオーナーのところですがけれども、今、どなたが入っていらっしゃるのかわからないと。夜電気がつくと、ここにどなたか入っていらっしゃるかなと、地域住民もそんなような感じでして、大家さんも途中で顔が変わったりして、だれが入っているのかわからない大家さんもいらっしゃるようで、大家さんそのものも旭川にいらしたり、富良野だったり、いろいろするわけですけれども、大家さんにしましては、口座に家賃さえ入れてくれば、どなたがお入りになっていても関係ないことかもしれませんけれども、前にちょうど、今回の質問でも出しましたけれども、町内会費込みの家賃のそういった契約を交わしていただくような、大体大家さんがどこにいらっしゃるかわからない、だれが住んでいるかわからない、こういう状況も問題ではあるのですけれども、町内会費込みの家賃契約を何とか進めていただけるように、私の提案でございますけれども、そういうふうにされたらどうでしょうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、2項目めの消費者協会の対応の件ですけれども、今、役場の方では、なかなかまだ上川支庁の相談窓口が廃止されるかどうか確定していないということをおっしゃいますけれども、上川支庁の相談窓口は来年3月でもう全廃されて、それで道に一本化されるのはもうかなり強い流れのようでして、9月9日の道の消費者大会で全廃反対の声明を出したということをお聞きしておりますけれども、道が相談窓口を札幌に一元化するというねらいは、効果とか効率化を上げるということであるわけですから、御答弁では何か強化されるというようなことですけれども、逆に私は強化されるどころか、相談窓口が遠くなってしまうという波紋が広がっているわけなのです。少し私とちょっと答弁では、御答弁いただきましたのは、そういうふうに札幌の方に一本化されるけれども、電子メールだか電話回線がふえて、さらに強化をするなんていうことを御答弁いただきましたけれども、私はそうならないと。私ちょっと見解違いますけれども、こういったところの部門は富良野市との話し合いをしてはどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、3項目めのアスベスト対策についての件ですが、教育長の御答弁で、東中中学校の2階の排風機械室に2.8%検出されたということですが、1階の方は機械室は立入厳禁としていますので、出入りしなければ影響はないかと思っておりますけれども、2階は何年か前に大雨で、その水漏れがあって、2階にたまって、そこに何人かの先生が見に行かれたということも聞いておりますし、その2階には北電の電気のメーターの指針盤があって、月に1

回、検針のために検針員が入って検針しているということをお聞きしております。これらについては北電さんの対応になるでしょうから、これは置いておきまして、この東中中学校には、自衛隊OBの方が昭和52年から28年間勤務されて、ことし4月に定年になられた方がいらっしゃるわけなのです。この方にお聞きしてみますと、この方は1日に2回ぐらい、その機械室に入っていたということをお聞きしております、それで、そういうことであれば、先ほど町長の御答弁では、一軒一軒調べて歩くわけにもいかないというような御答弁でしたけれども、実際に52年から28年間、この東中中学校で勤務されて、その機械室に1日2回ぐらい入っておられたと、こういうお話でありますので、こういった方に対しては、今後の健康診断をしていただく道を町としても考えるべきではないかと考えますけれども、いかがでございましょうか。

それと、この改修の費用ですけれども、これからのことになるとお思いますけれども、大体どれぐらいの金額になるのでしょうか。郷土館からおやりになるかとお思いますけれども、大体その改修費用がどれだけかかるのかとお思いますけれども、ちょっとお尋ねしたいとお思います。

以上です。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、教育委員会関係につきましては、教育長の方からお答えさせていただきます。また、最後の概算でどれぐらいの改修費用がかかるのかにつきましては、担当課長の方からお答えさせていただきます。

まず、自治活動の推進についてであります。議員御発言のとおり、私といたしましても、町内会への加入促進ということが大切であると。特にごみの分別収集等々は、町内会長の御苦勞やら、クリーン推進委員の皆さん方の御苦勞をいただいているというようなことを含めながら、また、防犯灯、街路灯等々につきましても、住民会がそれ相応の御負担をいただいているというようなことから考えますと、目指すところは100%町内会に参加していただくということが理想であるというふうに認識いたしております。そのためには行政も、今、議員から御提言ありましたようなことも含めながら対処してまいらなければならないというふうに思っておりますが、御案内のように、住民自治の活動は自主活動として対応しておりますので、行政がどこまで関与していくことが可能かというようなことも含めながら、住民会長会議におきましては、常にこういった

問題等々も協議をさせていただいておりますので、その対応を図っていききたいと。住民会長の皆さん方、町内会長の皆さん方の御協力をいただきながら、また、議員から御発言ありました家主の、あるいはオーナーの協力、これらにつきましても十分対処・協力をお願いしていかねばならないと。これらのことにつきましても、行政としての対応に努めていきたいというふうに思っております。

我が町、上富良野町にアパート組合という組織がございまして、この組織には、私の方からも何度となく、この町内会加入促進についてお願いをいたしているところでございますので、そういったアパート組合の皆さん方のお力もいただきながら、加入促進に努めていきたいというふうに思っているところであります。

また、家賃の中に町内会費を含めてということにつきましては、これは家主の皆さん方、オーナーの方々の特段の配慮と協力がなければならぬ課題であるかなというふうに思っておりますし、議員が見たという町内会費を含めた家賃をとということで、新聞の折り込みチラシを私も拝見させていただいておりますので、この手法等々は大変いいことであるというふうに思っておりますが、これらにつきましては、家主並びにオーナーの特段の協力を得られるよう、これらの分も含めて、今後の課題として推進をしてみたいというふうに思います。

次に、消費者協会の対応であります。さきにもお答えさせていただきましたように、北海道としては、議員御質問にありましたように、最終段階としては道の機関に集合されていくであろうと。これは今の行財政改革と支庁改革、道州制等々の改革の中で、これは避けて通れない課題であるというふうに私は認識しておりますが、現状では、先ほど来お答えさせていただいておりますように、私ども自治体に対しまして北海道から、こういう形で廃止しますと、いついつから廃止しますという公文書は参ってきておりません。そういう関係から、現時点ではということでお答えさせていただいておりますが、北海道からの説明では、さきにお答えさせていただきましたように、対面相談は札幌ということで難しくなりますけれども、電話相談等々の窓口をふやし、相談員の充実強化を図っていくというようなことから、決して現状より不便と申しますか、改悪するような対応をしないように努めていくというのが、北海道から私どもに寄せられている考え方でございますので、そういった観点で御説明をさせていただきました。

また、私といたしましても、対面相談については難しくなるであろうと。旭川まで行っていたのが札幌

幌ということになるわけですから、大変であるというようなことから、議員の御質問にありましたように、富良野圏域の中でどういう広域の対応が図れるのかということ、今後の課題として協議のテーブルに乗せたいなというふうに思っておりますが、現在、富良野市は、議員さんが断られて上富良野の方にバックされてきているという御質問でありましたが、現在、先ほど報告させていただいた件数について、富良野市さんが親切に対応していただいているというのが現実でございます。だから、対応していただいているからといって富良野市さんにいつまでも甘えておられるかということになると、そうではないなど。これは、やはり広域で物事を考えていく課題であるというふうに私としては認識いたしておりますので、今後の課題として広域の中での対応を協議していきたいなというふうに思っております。

以上であります。

副議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上議員の3点目のアスベストに関する御質問に、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、町では、今までのアスベスト問題の対応として、公共施設の吹きつけ材を使用している中でのアスベスト含有調査を専門業者に依頼し、分析調査を行ってまいりました。その結果は、さきにお答えさせていただいたとおりであります。その中で、アスベストの含有量が1%を超えた施設において、現在、アスベスト濃度測定調査を実施しているところであります。

この分析結果に基づきまして、今後の対応策に加え、先ほどの御質問にありました職員等の健康診断の必要性等も総合的に判断をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

副議長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 13番村上議員の、一応、改修等にかかわる費用の御質問がありましたので、考え方を含めまして申し上げておきたいと思っております。まず、今、大気調査をしていることについてはもう御承知かと思っておりますし、町長が御答弁申し上げましたように、その結果を踏まえまして、あとさらに、その吹きつけ材の使用実態、今現状がどうなっているかを十分踏まえまして、内部でどういう工法を用いるかということが今後の課題となっております。

工法につきましても、3工法ほどあるように聞いていますし、私どもも今、そういう前段の総合的な中で判断するわけでございますので、なかなかどの程度の費用かということについては申し上げにくい

わけでありまして、今使用している箇所を仮に全部撤去するというようなことを想定したときに、どれぐらいかかるのかなという粗い数字については把握してございますので、そのような程度であれば、今のところ内部的に情報交換している中では、3,000万円程度というようにもつかんでおりますし、ただ、その施設も郷土館のように展示物が非常に多くございますので、それらをどこに仮置きして、また元の場所に戻すかということももし必要だとすれば、そういう費用が今後もまたそういうものに付随していきますので、なかなか一口にどの程度というふうには申し上げられませんが、今の材料を仮に撤去するとすればその程度だということで、ひとつ御理解をいただいております。

以上でございます。（「一つ、28年間勤められた方の今後における健康診断というのを答弁いただいていないのですが」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） ちょっと答弁に対しての再質問でございますので、それは当初質問の中になかったものですから、村上さんの方から出てきたことですから、それについては答弁の必要がありません。

再々質問ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 再々質問させていただきます。

町内会の加入の問題でございますけれども、これから住民自治の推進を推し進めていくに当たって、これは入り口の問題だと考えるのですけれども、郡部にはこういう状態はありませんけれども、今、現在は加入の人も、加入していない人も、非常にわかりにくいといえますか、町としてももっと把握するように何とかできないものかどうかと思うのですが、それと、住民としては、加入していない人には町広報も届きませんし、ますます情報がわかりにくくなっていると思うのです。それで、町内会の行事なんかにも出ませんので、連帯感とかそういう意識も薄れてくるでしょうし、だから、町内会の仕組みとか、町内会としての役割とか、町内会で担っている部分などをわかりやすく説明していく必要、何か、先ほど町長はどこまでかとおっしゃいましたけれど、やっぱり町としてもどこかで、ここまでは行政としてしなくてもいいというふうな、ここまでは行政としてしなくてもいいのではないのかという考えがどこかに、こういった問題は住民会に任せておけばいいというようなところがございませんでしょうか。

そういうことで、住民として、行政にお金がかかって、その費用は基本的には受益者が負担すると

いう、一つの例として生活灯なんかは町内会で負担を担っているわけですから、そういったことを住民会にお任せではなくて、住民会の方に出向いて行って、こういった部分を一生懸命指導していただいて、これは私、これからやっぱり住民会でできるものは住民会でお願いするというをしなければならないと思うのですよ、これからはどんどん。そうになりましたら、やっぱり行政の方でももっと力を入れるべきではないかと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

それと先ほどのアスベストの改修費用の件ですけれども、これは今のところ、いろいろと調査の段階でもあり、大体おおよそ3,000万円ということでございますけれども、町長は国の方に、先ほど財務大臣に要望書を出されたということですが、ここら辺のところも要望を強く求めていると思いますが、いかがでしょうか。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、町内会加入促進の住民自治の問題でございますけれども、このことにつきましては先ほどもお答えさせていただきましたように、自主活動で組織化しているところに行政がどこまで関与するかということでございます。住民会長会議におきましても、これらの点につきましては、いろいろな話題として協議されておりますので、ここらの部分については、行政が一個一個対応していくということはなかなか難しいと。また、本当にそうしていいのかと。行政としては100%加入が促進されることを願っているわけでありまして、それを住民が、町内会に加入する、加入しないということについては、これは自主組織でありますから、強制することはできないのが現状でありまして、それらの理解を得ながら町内会活動を推進する、自主活動で推進していただくと。これからのまちづくりの中で最も重要なのが、行政が何をやり、住民が何をやるかということを考えていきますと、この組織というもの的重要性というものを私自身も十分認識いたしておりますので、その対応につきましては、住民会とも十分調整しながら、住民会組織に行政が関与するその状況につきましても十分配慮しながら、加入促進に向かっての行政としての役割を果たしていきたいというふうに思っております。

御案内のとおり、町内におります住民の皆さん方で、アパートの方々が常に同じ町内でアパート間の移動をしているというような、非常に移動が早いというような、そういうような面もございまして、そういったことも十分勘案しながら、今後、行政と

しての役割を果たしていきたいというふうに思っております。

それから、アスベストの改修費用の問題であります。先ほど担当課長から御説明申し上げましたのは、これは全くのあらあらの数字でございまして、決して見積もりをしたとか何とかということではございません。ただ、郷土館につきましては、展示物をどのように対応するかというようなこと等の費用等々も含めると、ある程度膨大な金額になるのかなというふうに思っているところでありますが、今のところはそういった算出をしていないということで、あらあらの数字ということで御理解いただきたい。

それからまた、国に働きかけることは、議員の考えと私は同じでありまして、これは一上富良野町という自治体のことだけでなく、全国的な課題になっておりますので、これにつきましては、後ほど10月に対応いたします、道町村会におきます課題提供の研修会におきましても大きな課題となっておりますので、私どもの組織であります町村会としても、この課題は取り上げていくものというふうに思っておりますし、私といたしましてもそのような対応を図っていくように進めていきたいと。そしてまた、このことは一町村だけでなく、市部も同じ、都道府県も同じということでございますので、地方六団体が一丸となって、また国に要望していくという時が来るものというふうに認識いたしておりますので、そのためにも努力をしていきたいと思っております。

副議長（西村昭教君） 以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長及び教育長に見解を求めるものであります。

まず、第1点目は、アスベストの対策問題であります。

近年では、近ごろ、新聞報道等において、アスベストが原因による健康被害が社会問題になっております。吸い込んでから20年から30年以上もたった後のがんを引き起こすということが指摘され、大きな問題になり、また、それによる死者も出るという状況になっております。

また、この点において、日本共産党上富良野支部では、7月21日に町に五つにわたって申し入れを行いました。1点目は、公共施設のアスベスト使用状況の実態調査と公表、二つ目は、保育所、学校、病院、高齢者施設、公民館などの実態を早急に調査すること、三つ目には、相談窓口の設置、四つ目に

は、町民が利用する民間施設についての現状把握を行うこと、五つ目には、健康被害を救済するための支援制度を早急を実現するよう、政府に働きかけるように申し入れを行ったところであります。

また、この間、町においては、公共施設におけるアスベストの使用状況を調査し、町の広報誌にもその経過等について周知されておりますが、しかし、幾つかの課題もあるのではないのでしょうか。

例えば、学校施設等においては、アスベストの浮遊の状況を調査しておりますが、上富良野小学校の講堂は59年建設で、機械室が併設しておりますが、機械室は調査の対象になっておりますが、講堂は対象から外れるという問題であります。本来であれば、これについても、同じ年度だということ調査しなかったということではありますが、しかし、アスベストの有無というのは全く未解明な状況でありますから、なぜ同列に調査しなかったのか、この点についても伺いいたします。

また、この間の質問と、また議員協議会において、アスベストの空気中の浮遊についての有無の分析はいつかということを知りましたが、近年では行ったということではありますが、その後の対策という点で問題があると思います。しかし、この空気中に浮いている浮遊の有無についても、3施設5カ所という段階ではありますが、それ以外については対象になっていないという点も問題があるのではないかと思いますので、3施設5カ所というのは、どこどこなのかということを明確にしていきたい。また、なぜ、その他の施設についても実施しないのか、この点についても明確な答弁を求めるものであります。

次に、郷土館は、アスベストが危険だという形の中で、基準値を超えているということで休館になっております。また、今後のアスベストの有無が確認された場合、公共施設等においての今後の対応については、いつまでに、どの時期までにどのような安全対策をとられるのか、これらの点について明確な答弁を求めるものであります。

次に、地方財政、ごみ手数料の問題について伺いいたします。

近ごろ、近年においては、地方も国も地方財政が苦しいから、住民に応分の負担をしてもらいますというおふれが通常になってきております。しかし、いつまで、どの時期まで、どれだけ負担をすればいいのか、この点についても一向に明確な答弁がなされておられません。この間だけでも公共料金等の負担が大変な問題となってきております。

上富良野町を見ても、公共下水道料金の引き上げ、保育料金や在宅福祉サービスの改定、国におい

ては、税の控除等の見直しや廃止、縮小、医療費負担の見直し等において、もう住民においては限界という状況にきております。ですから、たとえ100円、200円上がるという状況にあっても、なぜこの時期に住民はごみ手数料を引き上げるのかという素朴な疑問の声を投げて当然ではないでしょうか。

そこでお伺いしたいのは、ごみ手数料の改定の時期はいつか。そして、改定後のごみ手数料の額はどのくらいになるのか。住民負担を考えたときに、手数料の引き上げは、今後、社会情勢からいってもやめるべきだと考えますが、この点についての町長の明確な答弁を求めるものであります。

次に、音響パネルの設置について伺いいたします。

「かみん」多目的ホールの設置については、住民健診を初めとする文化活動にも対応できるようにということで設置された経緯があります。また、そこには、文化会館がなかなか建たないという状況の経過もありました。それにかわった施設という対応の状況であります。

しかし、この間の文化講演や、あるいはコンサート、演劇などにおいて、音の響きが観客席に向かってなかなか流れないという問題点も浮かび上がってきました。その背後には、音響パネルの不備等があるという指摘が関係者からも出されております。

それではどう対処したらよいかということを知りたいと聞きましたら、舞台における音響パネルの設置や観客席の壁や天井などにパネルの設置をすれば、完全とは言えないまでも、ある程度改善ができるということの話であります。町においても、この点について十分御存じかというふうに思いますが、今後、町においては、関係団体や専門家の意見も聞きながら、直ちに施設の改善を図るべきだと思いますが、この点についての町長の答弁を求めるものであります。

次に、西小グラウンドの整備について伺いいたします。

再三この問題は取り上げてきましたが、なかなか予算がつかないという状況の中で、お金がないという状況の中で後送りにされるという状況にあります。

もう一度伺いいたしますが、この西小学校グラウンドは、粘土地帯ということもあって水はけが悪いということは前からも指摘され、また、授業等においても、運動会等においても、その悪影響が出ているということは御承知のとおりであります。なぜ早急に改善されないのか、今後この点について改善の計画、明確に持って対処すべきだと思いますの

で、教育長の答弁を求めるものであります。

次に、東中小中学校における網戸の設置問題についてであります。

授業中に換気のために窓をあけます。あけますと、アブやハチが入るなど授業が中断するという事態になってきています。子供さんに聞いても、学校関係者に聞いても、直ちに改善してほしいという声であります。特にスズメバチ等においては、非常に危険であり、この点においても早急に対応を考え、対処すべきだと思いますので、教育長の明確な答弁を求めるものであります。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目のアスベスト対策についてであります。本町における対策内容につきましては、8月25日に発行いたしました町広報誌を通じて、広く町民の皆様にもお知らせをいたしたところでございますし、過般の議員協議会でも御説明を申し上げ、また、当定例議会におきまして、行政報告として報告させていただいているところでございます。また、さらに、さきの議員の御質問などにもお答えを申し上げているところであります。

特にアスベストを含む吹きつけ材使用施設の改善については、現在依頼しておりますアスベスト浮遊量調査が、専門業者の日程の都合の関係から、9月下旬から10月中旬に実施される見通しという予測をいたしておりましたが、さきに行政報告でも御説明申し上げましたように、昨日、9月14日に浮遊量調査を実施いたしまして、あとはその調査結果の報告を待つ段階にあるわけであります。

この結果を踏まえまして、また、現場のアスベスト材の損傷程度に応じて、改善工法の検討を加えて、改善実施の方向を定める予定をいたしておるところであります。方針が定まれば、実施に向けました手続を経て、早期に着工したいと考えておりますが、この工事にかかわる事業者が限られている事情から、道内的にも多くの自治体で工事が進められる状況などを想定いたしますと、改善対策を終える時期を現段階で明確に申し上げることができないことを御理解いただきたいと思います。

しかしながら、このアスベスト問題は健康を脅かす問題でもありますことから、できる限り早期に判断をし、実施してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、2項目めのごみ手数料に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

一般廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、本町においても

関係条例を定めて進めてまいりました。

近年、生活水準の向上により、ごみ量の増大、ごみ質の多様化が進んでいる中で、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄という一方通行型の社会から、排出量の減量・再利用・再生利用・資源化等の循環型社会の形成が求められているところであります。

上富良野町におきましても、一般廃棄物の処理については、全量埋立処理から資源化への推進を図り、埋め立てするごみの減量・減容、また、焼却するごみの減量を進め、自然環境及び生活環境の保全に努めているところでございます。

ごみ手数料につきましては、平成14年10月1日より、減量化・資源化と財政補てんの二つの目的を持って、非資源化ごみの収集・処理等の経費のうち、対象とする経費の3分の1程度を住民の皆様にご負担いただき、来月で3年を経過するところがあります。

まず、1点目の引き上げ時期についてであります。平成18年4月1日改正を目標に、今後、議員の皆様と協議させていただきたいと考えております。

次に、2点目の改正後のごみ手数料の額に対する質問にお答えさせていただきます。

収集一般ごみにつきましては、45リットル袋、現行90円を140円に、収集不燃ごみ45リットル、現行90円を140円に、収集粗大ごみ品名区分ごとに、1個現行300円、600円、900円を450円、900円、1,350円に、直接搬入一般不燃ごみ10キログラム、現行120円を180円に、また、直接搬入粗大ごみは品名区分ごとに、1個225円、450円、675円に改正することの提案の予定をいたしているところであります。

次に、3点目のごみ手数料の引き上げ可否に関する質問にお答えさせていただきます。

現行手数料を議決いただくまでは、議員御承知のとおり、対象費用の住民負担2分の1相当額として原案を提出させていただいたわけではありますが、有料化導入時であることから負担を軽減し、円滑な制度導入を図ることの観点から、対象費用の3分の1の相当額に修正いただき、議決をいただいたところでございます。

平成14年の有料化を図る時点においては、減量化及び資源化の状況がまだ未知数な状況であったことや、3年を経過した中でそれぞれの減量化や資源化の排出実態も安定してきている状況、また、公共料金の受益と負担の適正化など、行政改革の視点からも、対象費用の2分の1相当額を負担していただくことで一般廃棄物手数料の改正を御提案する予定

といたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3項目めの音響パネル設置についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御質問の保健福祉総合センター「かみん」の多目的ホールにおける合唱コンサートや楽器演奏などにおいて、ステージ上で発する音が会場内に通らないといった指摘は、私も耳にいたしているところであります。

多目的ホールにつきましては、講演会とか文化団体の発表の場など、多目的に活用することを目的に整備したことから、音楽や演劇などの上演に適する音響効果のよい本格的な文化ホールの設備機能となっていないのが実情であります。

さまざまな催しに対応でき、だれもが満足する音響装置であることが望ましいとは思いますが、完璧な設備整備には多額の費用を必要としますので、費用の余りかからない手法で改善が幾らかでもできるかどうか、舞台装置の専門家の助言を受けながら、対応を模索してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

副議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢議員の4項目め、5項目めにお答えをさせていただきます。

まず、4点目の上富良野西小学校のグラウンド整備についての御質問であります。御承知のようにグラウンドは粘土地のため、水はけが悪く、体育の授業や運動会の開催、野球の練習など、校外活動に影響があることから、これまでに学校や子ども議会の場においても改善の要望が出されているところであります。

教育委員会といたしましては、重点課題の一つとして、その実現に努力をしておりますが、グラウンド全体を改善するには大規模な工事となり、相当の費用が必要となるため、現在の町の財政状況では、その財源確保が大きな課題となっております。

この財源につきましては、防衛庁の補助を予定して、早期に事業の実施が進むよう、町の総合計画に位置づけていくよう関係課とも調整をしているところであります。

現在の見通しとしては、町全体として、この補助事業による事業実施の希望するメニューが多いことから、はっきりした実施年度は申し上げられませんが、できるだけ早期に上富良野西小学校のグラウンド整備を実施するよう、これからも努力をしております。

次に、5点目の小中学校の網戸の設置についてですが、現在、小中学校の中で網戸が設置されている学校は7校中2校で、未設置は5校となつて

います。

農村部の学校におきましては、暑い日に窓をあげるとアブやハエ、時にはハチなどが入ってきて、授業に集中できないなどの話を聞いているところでもあります。

学校生活において、児童生徒がより落ち着いた中で授業に集中できるように、小中学校の教育環境を向上させることは、教育委員会としての重要な使命の一つであると考えております。

町の限られた財源の中で効果的な教育環境の整備を図るため、その必要度や優先度などをよく学校現場との話し合いを進めた上で、実現するよう取り進めてまいりたいと考えております。

副議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） アスベストの問題についてお伺いいたします。

アスベストの浮遊の有無についてであります。この間の答弁を聞いていますと、3施設5カ所という形の中での調査だったということですが、このアスベストというのは、いまだにその危険性というのはいまだに知らないということで大きな問題になっておりますが、それ以外はなぜ対象にされなかったのか。この3施設で5カ所というのは、恐らくこの間のいわゆるパネル等の調査において、東中学校校舎、あるいは上富良野郷土館、東中会館等にかかわった施設ということで5カ所だというふうに思いますが、しかし、それ以外にも、上富良野小学校の講堂や、あるいは中学校の講堂等もあります。こういったところはなぜ調査されなかったのか。また、前段にも申しましたが、本来であれば、こういった施設については危険性の有無を判断するというのであれば、同列して調査しなければならないのだが、なぜされないのか、今後ともされないのか、同年代に建ったということ、これはオーケーだという判断に立っているのか、この点についても一度お伺いしておきたいというふうに思います。完全にやはり実施すべきだというふうに思いますので、この点について明確な答弁を求めます。

次に、郷土館等については、今後、アスベストの浮遊の有無については含めた対策をとるということですが、その結果が出てからということになっておりますが、当然の結果が出た後に早急に対処されるものだというふうに解釈してよろしいか、もう一度確認しておきたいと思いますが、その結果等についてはいつごろまで出るのか、もう一度確認しておきたいというふうに思います。

次に、ごみ手数料の問題ですが、確かに受益者負担という形でよく言われます。私たちは、各

種施設等の整備、あるいは町税という形で、いろいろな形で納めております。そういう意味では、二重払いをしているのではないかというような論議も昔からあります。しかし、今の経済事情を考えた場合に、先ほども言いましたが、この間、上富良野町だけでも公共下水道や保育料、また国民健康保険税、国においては介護保険料や、あるいは住民税控除の廃止や縮減等において、負担が本当に耐えられないところまで来ているというのが実感です。これはだれに聞いても共通しているのです。確かにお金が町においてないというのはわかるが、しかし、どこまで限度額として私たちは負担すればいいのかという方向すらもわからないと。そういう中での負担というのは本当につらいものがあるということでもあります。ですから、私は、こういう問題については内部努力をさらにして、やはり住民の負担をなるべく緩和する、とめるということをなくして、こういう問題というのは一方的、一方通行だというふうに考えますので、この点についてももう一度お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、音響パネルについては、十分実態調査されるということでもありますし、改善するということがあります。このホールというのは、文化会館との併設ということもありました。ここはやはり肉声で発する音等については、やはり音というのは四方八方に分散するわけですから、それをまとめて観客席の前に送り出すという、こういういいところへ行けばそういう音響パネルを使った施設そのものがやはりなっております。そういう意味で、この点も含めて、きちっとした予算措置と高い安いということにこだわることなく、計画的な、高ければやはりパネルの設置ということをお金がないということで切り捨てるのではなく、計画をするべきだと思いますので、この点、もう一度お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、西小学校のグラウンドの問題については、いろいろな事情が多いということで、なかなか予算がつかないということでもあります。この点については再三そういう話がされておりますが、いつかは予算がつくということでありましたが、その予算がどこかに消えてしまってなくなったというような状況もありますので、これはやはり早急に予算化すべきだと思いますので、この点、明確にさせていただきたいと思います。

次に、東中の小中学校については、もう教育長もわかっておりますので、この点については早急に取り組んでいただきたいと思います。これはよろしいです。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、アスベスト問題でありますけれども、今、浮遊量の調査を実施いたしました。あとその結果を今待っておるところであります。その結果がいつごろ出てくるかということにつきましては、3週間ぐらいの期間が必要だという業者からの説明をいただいているところでもありますので、その調査結果が出てきた段階で、町としては、この3施設5カ所についてどう対処するかということを経済的に結論を出して、早急にその結論に向かって改善・是正を図っていききたいというふうに思っているところであります。

また、質問の中に、全施設をなぜ含有量の調査をしなかったかという御質問であります。また、浮遊量の調査をしなかった部分、また、含有量の調査をしなかった部分につきましては、吹きつけ材の使用確認はいたしておりましたが、行政報告でも説明申し上げましたように、既にその調査を踏んでいるもの、そして同一時期に同一業者によって、その建物と包括して対応していると。設計図書から見ても同じ業者が同じ、例えば上富良野小学校の講堂を建設するとき、講堂の機械室も同じスペースの中で同じような工法で対応しているということから、含有量の調査につきましては、その関連施設1カ所ということで対応して、その中から含有量が含まれていると。先ほど教育長から報告いたしました1.8、2.3、2.8の含有量が含まれているという施設につきまして、浮遊量の調査をさせていただいたと。そして、その3施設5カ所の浮遊量調査結果を見て、先ほどお答えいたしましたような対処をしていきたいというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、ごみ手数料の改正であります。このことにつきましては議員御質問にもありましたように、住民の皆さん方の生活負担が増大しているということにつきましては、私も十二分に承知をいたしているところでございます。ただ、このことにつきましては、受益者負担の原則ということも含めながら町としては考えているところでございます。また、財政的な部分からいたしましても、当初御提案申し上げた14年のときの基本的な考え方、その2分の1の御負担をいただくということにつきましても、その対処を進めていきたいというようなことから、これらのことを含めながら、町といたしましては行財政改革の中で位置づけをいたしまして、住民の皆様方に御理解をいただきたいというふうに思ってい

るところでございます。

また、このことにつきましては、御案内のとおり、全住民が同じ量のごみを排出するというものではございません。45リッター1袋を一月に出す住民もおれば、45リッター3袋も5袋も出す住民がおるわけでありまして、そういう観点からすると、すべて公費で賄うということが本当に住民の平等化という観点からいたしますと、やはりそれ相応の御負担をいただくということが私としては必要でなかろうかというようなことを含めながら、行財政改革に位置づけされた方向で取り進めさせていただきまうように、今後は議員の皆さん方と十分に協議をしながら、方向を定めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

また、音響パネルの点につきましては、基本的なことを御理解いただきたいのは、ここは多目的ホールとして、この施設は基本的に健診等々の利用の施設であると。たまたま広いホールがあるということから、舞台装置を設置させていただいて、文化会館の建設というのはなかなか財政的に厳しいから、そのことによってこの施設を利用していただく。また、旧公民館、新図書館の講堂等々も利用していただきながら、または体育館、社会教育総合センターのアリーナも利用していただきながら、それらの部分で最善の効果を発揮するというにはならないにしても、それらの目的に沿った利用をお願いするとともに、この多目的ホールにつきましては、今、最小限どのぐらいかかるのかというようなことを検討しながら取り進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

副議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 西小学校の関係にお答えをさせていただきます。

現在、町では、数多くの懸案事項を抱えているところであります。その中で優先性が決まるのは、やはり総体的な判断の中で決定されていくものというふうに考えているところでありますが、教育委員会といたしましては、この西小学校のグラウンドにつきましては、いち早い実現が可能となるよう、これからも最善の努力をしまりたいというふうに考えております。

副議長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） アスベストの問題についてお伺いいたしますが、体育館の講堂等その他について、なぜ同一で検査されなかったのかということに対して、同一年度に建ったということで、同じ年度であれば有害物質の含有率はないと想定するという

ことのもとで含有量の調査も浮遊量の調査もしなかったということではありますが、それでは町長お伺いいたしますが、劣化の状況だとかについてもそれぞれ恐らく違うのだらうと思うのです。空気の熱いところ、湿ったところ、作物においても同じ1ヘクタールの中でも、風の当たるところ、太陽の注ぐところ、水はけの悪いところ、いいところによってそれぞれ違うわけですよ。そういうことを考えたときに、なぜ安全だということを言い切れるのですか。その根拠についてお伺いしたいというふうに思ひます。やはりこれは非常に大事なことでありますから、ただ構造的な問題を取り上げて、これがいいのだということではなくて、やはりすべてを対象にした調査というのを実施すべきが本来の行政としての役割であるというふうに考えておりますので、この点について明確な答弁を求めておきたいというふうに思ひます。

次、ごみ手数料の問題であります。多く出す人、少なく出す人ということで、公平負担の原則に欠けるのだと。出す人が負担するのは当然だけれども、ゴミの排出量の少ない人が、その出す人の分まで負担するのはいかなものかということの話であります。そのことを言ったら、すべての上富良野町の施設だとか、そういう問題提起になるのですよ。それをすると出っ込み引っ込みがなくなって、本当に平べったくなるのではないですか。そういう問題があるけれども、しかし、私は、今回のこのごみ手数料の問題というのは、やはり行政としてきちりと管理運営すべきものはして、ごみ料金が引き上げられることによって不法投棄を生まないということも大切であります。こういう対策の一つとしても、このごみ手数料の引き上げというのは有効であると思ひます。

確かによく言われるのは、有料化してごみが減ったのではないかとありますが、それは意識の高まりがあつて初めてそういう結果になったわけでありまして。そういうことを考えたときに、やはり諸般の経済事情を考えれば、この5割もふえるというような料金の引き上げですね、ストップすることが今大事ではないかというふうに考えております。そういう意味で、この点について、もう一度町長の明確な答弁を求めます。

音響パネルについては、もう町長言う以前にそんなことはわかり切った話でありまして、直ちにこれは改善するという方向のことを言いましたので、これ以上聞きませんが、ぜひ、この点しっかりとやっていただきたいというふうには考えております。

西小学校グラウンドの問題については、確かに優先順位があるでしょう。これは前から言われてい

て、優先順位でいえば早くに上げられた問題だと思うのですよね。そのことを考えたときに、やはり今になって優先順位云々かんぬんと言うのではなくて、早急に予算化すべきだと思いますが、この点について明確な答弁を求めます。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、アスベスト問題につきましては、助役の方から答弁させます。

2番目のごみの有料化の問題につきましては、議員の御意見というものを十二分にお聞かせいただいたところではありますが、私といたしましては、当初の14年のときに御提案申し上げましたように、諸経費の2分の1程度の御負担をいただくということにつきまして、今後、行財政改革の目標等々も含めながら、この対応を進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、今後とも議員の皆さん方と協議をし、また加えて、住民の皆さん方に理解をいただけるように、説明を十分に果たしていきたいというふうに思っているところであります。

現在、平成14年の10月1日に3分の1の御負担をいただくということで、現在のごみ手数料を御負担いただいているところでございますが、住民の皆様方の分別収集の御努力、そして、ごみの減量化に大変な御苦勞をいただいたというようなことから、当初3分の1御負担をいただく現行の料金で、住民が一人平均、あるいは一世帯平均の負担予測につきましては、予測を現実としては下回っているというようなこともございますし、そういうようなことを含めながら、現在説明をさせていただいているようなことで、ひとつ取り進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

副議長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員のアスベストの調査の関係でございますが、まず、同一年度で同工事ということが1点ございます。それと、設計書を見た中で、同材質を使っているということが1点。それから、棟が違う場合についてはすべてをやっているということで、まず御理解を賜っておきたいと思っております。

基本的には、含有量の調査ということで最初出発させていただいたわけでございますので、その吹きつけ材に含有しているかどうかということが一番健康に害するような状況があるということで判断いたしまして、そのようなことで調査を依頼したということで御理解を賜っておきたいと思っております。

副議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 西小学校の関係であります。先ほどもお答えをさせていただきましたが、教育委員会の方といたしましては、現在のところ、はっきりした実施年度を申し上げることはできませんけれども、少しでも早く上富良野西小学校のグラウンドの整備が実現できるよう、これからも努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

副議長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 答弁漏れがございましたので、実は、この調査に当たりまして、まず設計図書から拾い出しまして実施したわけでございますが、当然に現地調査におきまして、先ほど議員から御発言ありましたとおり、劣化の状況がどうかというところを目視で実施したところでございます。そういうことを総合的に判断しまして、そのような判断の中で箇所を設定したということで御理解を賜っておきたいと思っております。

副議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時40分 再開

副議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は、通告に従い質問をいたします。

初めに、合併新法についてですが、本年の4月1日から財政支援のない合併新法となり、5月にその指針が告示されました。1項めは、市町村の合併を推進する必要性、2項めには、新法における市町村の合併の基本的な考え方とあります。

この件について、国、道が考えることは当然ですが、当事者である上富良野町はどうか。合併新法に対する町民の結論はまだ出ていないのですが、お考えをお聞きいたします。

二つ目の事務権限移譲についてですが、これは先ほど行政報告の中にありましたが、現状と今後も聞いておりますので、重複しますがお聞きいたします。

道の事務権限移譲について、報道によると、道は3月末に、将来の道州制を見据えて約2,000件の事務権限を市町村へ移譲するとしたところ、先月中旬までに約4割の自治体から要望があったとあります。町は、この権限移譲についてどのように考えているのか、現状と今後についてお聞きいたしま

す。

三つ目は、個人情報保護条例への罰則制定についてお聞きいたします。

平成17年4月1日、個人情報保護に関する法律が施行されました。町は、法に基づき、町民、企業から情報等を、かつそのほかに税情報、病歴等情報を扱う機会も多いものです。これは万人が認めるところであります。ゆえに、個人情報は安全適切に管理されなければなりません。そして、間違いがあってはならないものです。しかし、現実には間違いによる紛失、誤送付、不正、不注意による人為的事故が起きます。この事故は起きたら取り返しがつかず、かつ二次被害のおそれもあります。

そこで、個人情報保護条例の罰則制定についてのお考えをお聞きいたします。

4番目に介護保険についてお聞きいたします。

厚生労働省は、9月2日、介護施設でボランティア活動をした65歳以上の高齢者の介護保険料を、来年4月から安くできるようにする方針を固めたと報道がありました。この件についてのお考えをお聞きいたします。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まずは、1項目めの合併新法についてであります。国におきましては、本年3月31日をもって期限となりました、これまでの合併特例法での市町村合併をさらに推進することを目的に、平成17年4月1日から平成22年3月31日を期限とした合併新法を施行したところであります。

この新法では、総務大臣による「市町村合併を推進するための基本指針の策定」や都道府県知事が担うべき役割としての「知事が定める構想の策定」に関する事項などが盛り込まれているほか、合併特例区制度や特例措置などが規定されているところであります。

議員御質問の基本指針に関する考え方ですが、町の合併に関しましては、あくまでも市町村の自主的な判断によることが基本とされるものであり、新法におきましても、国の基本的な姿勢は同じものととらえているところであります。

また、都道府県におきます構想策定の人口要件に関しましては、人口1万人未満をおおむねの対象としているところでもあります。

したがいまして、新法におきましても、町が進む方向といたしましては、近隣市町村の動向などから、これまでもお示ししてまいりましたとおり、当面は自立の運営を目指すべく、新行財政計画実施計

画の着実な実践に努めてまいりたいと考えているところであります。

なお、既に御承知いただいておりますとおり、富良野地区広域市町村圏振興協議会内に「自治のかたち」検討プロジェクトを本年5月に設置し、現在、七つの研究テーマを持って鋭意研究されているところであります。今後出されるプロジェクトからの報告も踏まえながら、広域での連携のあり方などにつきましても協議を重ねてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市町村合併は、自治体の運営を考える上での一選択肢ではありますが、私といたしましては、当面、自立を目指した自治体運営を進めておりますし、あわせて町民の皆様これらの情報提供を図る中で、将来の上富良野及び富良野圏域のあるべき姿については、御意見をいただきながら、その運営に当たってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めですが、北海道からの事務や権限を市町村に移譲することについての考え方は、さきの行政報告でも述べたところであります。また、昨年、議員からの御質問にもお答えいたしましたとおり、地方分権の推進を図る上で大変重要なことであると思っております。

このような考え方を踏まえて、平成18年4月からの受け入れを考えている事務権限については3件であります。北海道が示している事務権限の中には、専門の資格者がいないと処理できないものや、事務処理に十分な経験を有するものなども多く含んでおりますので、それらを除き、特に条件を必要としない事務権限を中心に、今後も受け入れに向けた検討を進めていく予定であります。

地域住民の利便性について、十分な配慮をしつつ、また、現在の職員数の体制で対応が可能なのかなどのことも含めて、受け入れるべき事務権限を慎重に特定していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3項目めの個人情報保護条例に関する御質問にお答えいたします。

個人情報保護条例に関しては、去る本年3月定例議会でも梨澤議員からの同様の御質問をいただきお答えしているところでありますが、町の個人情報保護条例については、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法に先立つ平成13年10月に施行しております。

この際に、情報公開条例も同時に施行し、町の持つ情報を積極的に開示し、かつ個人に関する情報は保護するという基本姿勢に立っており、一方では、今般、国で施行した個人情報保護法は、個人情報の

保護と同時に、不正な取得やプライバシーを侵害する利用を阻止し、防御することに重点を置くもので、法令理念上の若干の相違を持っているものとなっているところでもあります。

都道府県、市町村等地方公共団体の個人情報保護に関する条例を見てみると、ホームページ等に掲載されている事例による限りでは、個人情報保護法に遵守して保護に重点を置くものと、情報公開と住民との情報共有に重点を置いた二つの傾向が見られるところでもあります。

近隣の状況では、富良野沿線の市町村、東川町、東神楽町では罰則はなく、美瑛町のみが国に準ずる罰則を規定しております。

罰則を設けている市町村等では法に遵守して、最大の場合で2年以下の懲役または100万円以下の罰金を科しており、この罰則により個人情報侵害を抑止することを目的としているのが実態であります。

しかし、一方では、地方公務員法第60条第2項に規定する守秘義務違反に対する罰則規定が、1年以下の懲役または3万円以下の罰金であり、同様に地方公務員の不法行為を抑止する目的においては、相互を比較すると個人情報保護に偏重した重い罰則となっております。

なお、個人情報保護条例における罰則の対象は、実施機関の職員のほか、受託事業者、指定管理者及び指定管理業務従事者、個人情報保護審査会等委員と、かつてその職にあった者、個人情報の開示を受けた者を規定するのが一般的となっております。

本町の現状では、地方公務員法の罰則規定を適用することになりますが、適用対象外となる受託事業者及び指定管理者等に対しては、違約、賠償、違法行為等を契約条項として締結して、事故発生を抑止する体制をとっており、当面は条例改正を考えておりません。

議員御提言の点につきましては、罰則の軽重が果たして効果的な抑止力になるものか、また、個人情報保護に特化した罰則が町の条例規則体系にどのように関連していくのかについて熟慮し、他の市町村の動向も踏まえて、上富良野町情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞きながら、改正の可否を継続的な検討課題としてまいりたいと考えております。

次に、4項目の介護保険についての御質問ですが、介護ボランティア活動を行う高齢者に対して、東京都稲城市と千代田区が介護保険料の減免制度を導入しようとする情報につきましては、過日の新聞報道で承知しているところでもあります。

御承知のとおり、介護保険料は、介護費用を社会全体で支えるという趣旨により、低所得者から高所

得者まで各所得階層に応じて御負担をいただくことになっていることから、現行の法制度上の減免措置につきましても、自然災害による被災者や生計を維持する世帯主の死亡などを理由とする該当者に限られているところであります。

したがいまして、御質問の、介護ボランティアを行った高齢者を対象として介護保険料の減免を行おうとする場合は、政令等の改正が必要となりますが、現時点では厚生労働省から改正案は示されていないということで、北海道から確認を受けているところでございます。

いずれにいたしましても、介護ボランティア活動は、高齢社会が進展する中であって、地域住民が相互に助け合う地域社会づくりを推進するために非常に重要なことと認識しておりますので、今後の政令改正等の動向を十分に注視しながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

副議長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 再質問をいたします。

まず初めに、合併についてお聞きします。

言うまでもありませんが、これから国の改革は進められることは明白です。北海道は、郵政民営、合併反対が大勢を決めています。そのようなことには決してなりません。郵政民営については、全国3,000余りの市町村のうち、2,800余りが郵政民営反対の議決をして意見書を送っています。しかし、選挙の結果は言うまでもありません。政治に携わる者と一般選挙民が完全に乖離しているのが日本の状況です。

さて、「自治のかたち」検討プロジェクトは、これは10月半ばに報告をするということが報道されておりましたが、その中で広域連携を模索しているようです。しかし、しょせんは合併というところに落ち着くのではないかというふうには見ております。

7月に道町村会が、合併、広域連携、単独を提案しています。この三つを提案しています。この広域連携というのは、自治体連合というように最後の方で読みかえております。広域連携は、介護保険とか国保等の個々については可能でしょうが、一つの地方公共団体とは見られないのです。なぜなら、憲法第8章地方自治の第93条に「地方公共団体には議事機関として議会を設置する」とあり、その2項に「地方公共団体の長、議員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と、このようにあります。選挙ということになれば、合併になるのです。合併をしない広域連携は、地方公共団体とはみなされず、交付金も補助金もそこには来ないということ

になります。この点についてどのように御理解されておりますか。自治体連合とか広域連携は地方公共団体とお考えになるか、ならないか、こここのところをお聞きいたします。

それから、人口要件1万人以下が合併構想策定の対象としているとありますが、自衛隊削減問題が浮上しています。これだけ国のやることに反対していたら、自衛隊削減問題もよい方向には向かわないのではないかという杞憂をしております。

町長は、財政問題、人口問題、今の削減問題についても、一般町民以上の情報力を持っています。その情報を懐にしまい込んで、私の町長在任間は自立していくと言っているのなら、町並びに町民に損害を与えることになります。5人の市町村長、上富です、中富、富良野、南富良野、占冠です。ずっとやっております。この5人の市町村長は、私の考えるところでは、優に300億円を超える損害を地域に与えているのではないかと思います。さらに、改革分権をおくらせ、地域の発展を阻害しているこの事実は、いずれ何年か先に評価されることだと私は思います。この件について、これは5人ということですから、5人のうちの一人の首長として、この地域に対する発展、損害ということについてどのように受けとめているか、お尋ねをいたします。

次に、個人情報保護条例の罰則制定についてお聞きします。

私は、現在、改革が進み、分権、合併等の話の進められる中、一般情報、税情報、病歴情報等に間違いが起きないように、より意識を持たせることが必要ということでお聞きしています。

富良野沿線市町村では罰則条例はないと言っていますが、富良野市では、指定管理者制度導入に伴い、上富良野も導入しています、来年からです、に伴い、罰則条例を本議会に上程をしています。この上程されているのは、恐らく富良野だけではないと思います。指定管理者ということでもって動きがどんと出たと思います。これが普通の考えではないかと思えます。まだ遅くはありませんから、平成18年度の指定管理者制度導入に向けた基本的考え方の中に罰則条例を入れてはいかがですか。私も罰則の制度そのものにこだわっているのではないのです。この制度が適正に運用されることで、町民に信頼されるということが重要ではないかというふうに思っております。

これが1点と、役場庁内における個人情報保護体制はどのようになっていますか。役場全体としては、それからまた、各課ごとにどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

それから次は、介護保険についてですが、介護保

険のボランティアという語源ですが、これはヨーロッパの対ドイツ戦のときにボランティアということで、自由兵、命をかけて町を守るという、そういうことでこのボランティアというものが生まれておりまして、非常に誇りの高いものなのです。ところが、なぜかボランティアというと、そんなのは公が言うことでない、こそこそこそそというような、そういうようなイメージがあるのではないかというふうに思います。そういうところから、今こういうように、65歳以上の方で福祉施設にお手伝いをした方は、市町村で介護保険を安くしてあげなさいということでもって厚生労働省は決定しているわけですから、これからです、これからです、これからなのです。それで、お考えをお聞きしているということですので、一つこれ、ボランティアの仲間が集まりますと、こう言うのです。全然関係のない方。「集まったら、自衛隊さんのOBばかりですね。役場の方おりませんね」と言っていましたよ。ということで、よくわかった役場の方もこれから入りやすいように、この制度、これについて答弁されておりますけれど、アンテナを出して、かつPRをしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の合併関係の問題であります。憲法論、あるいはいろいろとお話承りましたが、今現時点では自治法上、一部事務組合、広域連合につきましても、一自治体ということで承認されているものというふうに認識いたしております。

今、私といたしましては、この合併につきましても、先ほどもお答えさせていただいておりますように、また、今までいろいろなことでお答えさせていただいておりますように、この問題が提起された折に、住民懇談会等々、町民の皆さん方の御意見をそれぞれに承ってまいりました。また、いろいろな中で、この合併についての情報も提供してまいりましたが、今現状で私のところに合併を促進せよというような声が届いてきていないのが現状でありますし、私は、昨年の私の選挙におきましても、自主自立の道を歩み、行財政改革のより一層の推進を図るということを前提としながら、町民の皆さん方の御理解をいただいてきたつもりでありますし、いろいろな面でこの合併を促進することによって、どういうプラスが出てき、おくらすことによってどういうマイナスが出てくるかということにつきましては、現時点では合併した場合の状況、合併しなかったらどうなるかという状況については、御案内のとおり

国のその方向性が定まっていないうようなことや、地方財政の方向性が明確でないといういろいろな要素の中で、それを断定することができ得ないというのがございます。

しかしながら、このことにつきましては、議員御質問にありますように、歴史がその時点で判断をされるものというふうに思うところでありますが、現状では、我が町のまちづくりの指針であります第4次総合計画におきましても、広域行政の推進ということ掲げておりますけれども、合併についての対応につきましては、総計でもうたっていないと。この現総合計画が平成20年で最終年度を迎えますので、第5次総合計画、次期の総合計画におきまして、21年から発足する総合計画におきまして、また住民の皆さん方の意見を聞きながら、将来の10カ年間のまちづくりの方向性を定めていく段階で、またこの問題につきましても十分住民と協議をし、議員の皆さん方と議論を交わさなければならないものというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、個人情報保護条例の罰則規定につきましては、議員おっしゃるとおり、私自身も現状では、先ほど来お答えいたしております。また、3月の定例議会でもお答えさせていただいておりますように、当面は改正を早急に対応するという考え方は持っておりますが、議員御発言にありますようないろいろな諸般の状況を見きわめた中で、私といたしましても、その罰則規定を盛り込んだ法改正の時期は、そう遠からぬうちに来るのかなというふうに思っておりますので、それに向かって十分に断続的な討議を重ねてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、介護保険制度におきますボランティア活動の対応であります。議員御質問にありますように、ボランティア活動というのは、これからのまちづくりにおいて大変重要な一部門であるというふうに認識いたしております。地域住民の皆さん方が、このボランティア活動を通じた中で地域づくり、まちづくりにお力添えを賜るということは、まちづくりにとって大切であるというふうに思っております。それがまた介護保険制度の中においても、やはりともに支援をしていくというような対応から、ボランティア活動が充実していくことに期待をいたしているところでありますが、これらにつきましては、ボランティアをしていただいた方々にそれなりの対応をしてあげるといようなことも考えますと、今、先ほどお答えさせていただきましたように、一部の自治体で取り進められていこうとしていることが国の制度の中でどのように取り上げられて

いくのか、そういうものを十分に見きわめながら、我が町のこの制度の対応につきまして、十分対処してまいりたいというふうに思っております。

副議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 役場におけます個人情報法の体制につきまして説明を申し上げます。

個人情報保護法の制定もありまして、役場におきましても、この4月に個人情報のマニュアルを作成いたしまして、よりその情報の管理の徹底を図るよう各課に配置いたしまして、その徹底管理の中での進めを行っているところでございます。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 問いに答えていただいているので、再々質問がありますから、まず町長、私が再質問でお聞きしたのは、この検討プロジェクトというのが広域連携を目指しているのですよね。これは、地方公共団体というような形になれるのか、なれないのかということをお聞きしているのですよ。それで、私は憲法を引っ張り出したのですけれどもね。

それが1点と、あと財政支援のある合併をしたときには、二百何十億という金が来たのですよ。それを5人でけっ飛ばしたわけですよ。その件についてのようにお考えですかということをお聞きしたのですよね。結論から言うと。

それから、総務課長、役場の体制どうなっているのかということ、総体的にだれが責任者だということなのです。それから、各課でだれが責任者になっているのかということが大切なのですよ。マニュアルを配りましたということには、それはならないのですよね。そこのところやっていたら黙っていていいですよ。やっていたら黙っていていいです。

再々質問をいたします。

初めに、合併についてお聞きします。

考えてみますと、合併をした場合には、今も言いましたが、200億円を超える特例債、そして数億になる交付税の10年間に及ぶ財政支援、そして、さらに2,000余に及ぶ事務権限と180の事業の移譲、さらに、この後には、10年後ですよ、郵政民営による郵貯、簡保の二百数十兆の金が民間に流れるという、住民が潤う構図が見えているのです。ちなみに、合併したところは合併バブルが起きています。自立のための値上げよりは、私はよいのではないかと思います。住民が潤い、地域の活性化にまさるものはないと私は思います。また、合併をした新自治体の職員に対して、自治大学では、合併後の行政課題に対応する能力を身につける新しい研

副議長（西村昭教君） 以上をもちまして、4番 梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

次に、11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は、さきに通告いたしました3項目11点について一般質問を行いたいと思います。

まず、1項目め、建設工事等の入札における情報公開についてお尋ねをいたしたいと思います。

町としてのすべての事業発注が、税金をもとに町民の負託によって行われているが、公共工事にかかわる契約締結方法として、自治法上、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の三つの方式があり、当町の入札関係は適切に行われていると判断しています。入札関係の情報についても、情報公開の原則から、道も積極的に情報公開を進めているので、当町も入札にかかわる情報公開を積極的に開示すべきと考えるので、次の点について町長の所信をお伺いいたします。

まず1点目、上富良野町入札参加者指名選考委員会による指名経過について、指名業者選考調書その1（第4号様式）、または指名業者選考調書その2（第4号様式の2）の公開開示について行うべきということでお尋ねをいたします。

2点目は、入札執行の公正と透明性から、上富良野町建設工事施工規則による入札記録書（第9号様式の4）の公開開示について求めます。

3点目は、入札執行の透明性の確保から、公共工事については入札日時等を公表するとともに、入札執行を公開、傍聴規則等を設けてすべきではないかと考えます。

次に2項目め、町営住宅の家賃滞納についてお尋ねいたします。

平成17年第1回定例会で、町営住宅家賃滞納について、滞納状況、少額訴訟の未実施、連帯保証人の適否、連帯保証人への請求面談等についてたずねました。その結果、早急に対処できる事項と処理に日時を要する事項とあるとは考えられますが、議会だよりを読んだ町民から、滞納期間、滞納額について、なぜこんなに放置されているのかとの御意見も寄せられました。それぞれ事情があることは承知しておりますが、下記事項についてお伺いをいたします。

1点目、家賃滞納の平成17年8月末の件数、金額について。

第2点、連帯保証人の適否についての調査状況は。

3点目、滞納者の連帯保証人は、法律改正もあり、1人と2人の件数についてお尋ねします。

第4点、滞納者の連帯保証人への面談または請求

等の実施状況についてお尋ねをします。

5点目は、町営住宅入居請書での提出書類等が不適切な実態から、条例規則の改正についてどのように考えているか、お尋ねをしたいと思います。

次に3項目め、建設工事の予定価格事前公表についてお尋ねをいたしたいと思います。

建設工事等の予定価格事前公表は、予定価格が目安となって競争が制限されること、落札価格が高どまりになるのではないかとということ、建設業者の見積もり努力を損なわせること等の理由から、従前は行われていませんでした。

道は、平成10年度の下半期から試行を実施し、当町は平成13年度発注工事から予定価格事前公表を試行実施し、一定の効果を上げております。

予定価格の事前公表について、下記の事項について、町長の所信をお尋ねいたします。

1点目、平成13年度から試行実施し、4年を経過したが、その結果についての評価をお尋ねします。

2点目は、平成13年度、14年度、16年度の事前公表での合計契約金額と当該年度の予定価格事前公表の未実施落札率に乗じたときの合計金額は幾らかということ、一つの目安としてお尋ねをいたしたいと思います。

3点目は、予定価格事前公表によって、道、町の落札率の実施状況が公表未実施より低率になっているが、今後の試行実施件数増、契約金額増をすることによって財政効果が大きいと判断するが、町長の所見を求めます。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の3項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの建設工事等の入札における情報公開につきましての3点の御質問にお答えいたします。

1点目の上富良野町入札参加者指名選考委員会による指名経過についての指名業者選考調書の公開開示の御質問と、2点目の入札記録書の公開開示の御質問につきまして、一括してお答え申し上げます。

1点目の御質問であります指名業者選考調書のその1、その2につきましては、いずれも指名する業者の選定を決定する調書であります。また、2点目の御質問にあります入札記録書につきましては、入札を執行しました結果の記録書でありまして、いずれの処理につきましても非公開とするものではなく、公開を原則とする書類であります。

現在におきましては、町民の方々がいつでも閲覧ができる状況にはないことから、今後は町政情報提

供コーナーにおける開示を進めていきたいと考えております。

3点目の入札執行の公開につきましての御質問ですが、入札の執行につきましては、北海道におきまして公開で行われている状況にあります。町の入札におきましても、今後、規則等を整備いたしまして、より入札執行の透明性を高めるためにも、公開に向けた検討をしてみたいと考えております。

次に、2項目めの町営住宅家賃滞納対策の取り組み状況についての5点の御質問にお答えいたします。

1点目の家賃滞納の平成17年8月末の件数、金額についてであります。滞納件数25件、滞納額624万3,180円となっているところであります。

2点目の連帯保証人の適否についての調査状況ですが、現在の入居戸数392戸で、法改正前の戸数215戸、改正後の戸数177戸となっております。

改正前の215戸の連帯保証人の状況ですが、連帯保証人2人の戸数172戸で、残りの43戸につきましては、死亡などしている実態にあり、連帯保証人は1名となっております。また、改正後の連帯保証人1名は177戸で、連帯保証人の移動はない状況にあり、全部そろっているところであります。

3点目の滞納者の連帯保証人は、法改正もあり、1人と2人の件数についてであります。改正前の件数は12件で、うち既に死亡等により1名が欠けている者が8件でございます。改正後の件数は6件で、また既に退居している者は7件でございます。

4点目の滞納者の連帯保証人への面談または請求の実施状況ですが、滞納者4名の支払い誠意の見られない連帯保証人に対し、それぞれ2回から3回の面談を行いました。その後、保証人と面談した効果もありまして、滞納者3名から14万400円を滞納分として収納されております。また、他の滞納者に係る連帯保証人への面談については、分割分納の約束などにより小額納入されているものにつきましては、行っていないところでございます。

また、催促に対する誠意が見られない者については、引き続き連帯保証人と連絡をとり、滞納額の回収に向けていきたいと思っております。

5点目の町営住宅入居請書での提出書類が不適切な実態から、条例規則の改正はとのことですが、御指摘のとおり現在使用している請書につきましては、印鑑登録及び印鑑証明の添付等の明記はな

く、また連帯保証人の記載など、死亡その他変更があった場合の届け出義務などについての明文の規定がない状況にありますので、今後これらの点を見直し、適切な規則の改正を行っていきたくておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、3項目めの建設工事等の予定価格事前公表につきましての3点の御質問にお答えいたします。

1点目の予定価格事前公表の成果についての評価の御質問ですが、当町では、平成13年度より、建設工事等にかかわる予定価格事前公表を試行しております。この試行につきましては、入札に伴う不正な行為を防止すること、積算の妥当性の向上を養うこと、また入札の競争性を高めること等の効果を期待し取り組んできております。

当初におきましては、部分的な取り組みでありましたが、落札率が年々下がってきていることから、平成16年度からは予定価格1,000万円以上の工事等を試行対象といたしまして、また3カ年の試行期間を延長いたしまして、平成18年度までの試行といたしたところであります。

入札におけます落札率の低下は、事前公表未実施分の工事等にも影響を与えており、入札全般にわたり落札率が低下するという効果を生んできておりますし、試行に当たって期待しておりました諸対策上の効果も上がったものと判断をいたしております。

2点目の事前公表等の合計契約金額ですが、事前公表しました年度ごとの合計契約金額につきましては、平成13年度、12億4,329万4,500円、14年度、15億3,234万3,750円、16年度、9億8,567万7,000円でありまして、この合計の金額は37億6,131万5,250円であります。また、これら3カ年の事前公表予定価格に予定価格事前公表未実施での落札率を乗じた金額につきましては、平成13年度、12億6,340万3,855円、14年度、15億3,679万6,785円、平成16年度、9億8,940万5,271円となりまして、この合計金額は37億8,960万5,911円であります。

3点目の予定価格事前公表の試行による入札につきましては、平成13年度の試み以降、毎年度落札率が下がってきている状況にありまして、さきにお答えいたしましたとおりの効果が上がったものと判断しておりますので、平成18年度まで試行期間としていただきますので、その推移を見きわめながら、拡充すべきか否か判断をしてみたいと考えております。

副議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず、1項目めの建設工

事等の入札における情報公開の関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

上富良野町財務規則第115条で、指名選考委員会の設置が決められております。そして、それに基づいて、上富良野町入札参加者指名選考委員会規定というのが設けられておまして、その中に、助役、総務課長、企画財政課長、建設水道課長、当該所管課長等も含めまして、指名委員会の委員長は助役をもって充てるということになっております。

たまたま私が上川支庁へ行ったときに、上川支庁は平成10年の下期から、言うなれば公開ということすべてをやっているということでございまして、その中で私はやはり指名業者の選考調書、それから入札記録書については、非公開するものでなくて、公開を原則とするという書類と私は認識をしております。したがって、今後、町政情報提供コーナーにおける開示を進めていくということの町長の答弁でございました。したがって、その実施時期を明確に御答弁を求めています。

それから、2点目は、北海道の例ですけれども、言うなれば、入札参加者指名選考過程等の一覧表ということで作られております。それは、例えば、指名選考過程等一覧表ということで、指名選考委員会の開催年月日、それから指名選考委員会の開催場所、それから指名選考委員の出席状況ということで、委員長は支庁長、委員は副支庁長と、いろいろ担当の地域政策部長、税務課長、経済部長、農業振興、その事業の内容によって変わりますけれども、そういうような形になっていて、その次に、指名選考過程表ということで、工事名等があって、指名基準、それから指名業者頭数、それから指名選考基準ということで、その中に指名候補者数が何ほどあって、議決の状況ということで全会一致だとか、どこを外すというようなことでなっております。したがって、それに基づいて、言うなれば入札の経過をあらわす入札及び契約状況表というのになっていて、それらが全部セットにされて、それぞれの入札のときに全部添付をされ、公開されているのです。

私は、したがって、上富良野町の場合、この道の例をもとにして、これらをセットで公開していくという考えはないかどうかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから、3点目、これは助役にお尋ねをいたしたいと思いますけれども、入札指名選考委員会の委員長として、4年間在任をされました。それで、この4年間でこれらの指名選考委員会の中での感じたこと、それからもう一つは、入札、契約制度への改善の所見があれば、お伺いをいたしたいと思います。

これは1点目の質問でございます。

それから次に、1点と2点目にも関連すると思えますけれども、次に3点目の関係です。

入札の公開ということでございます。町の入札については、今後、規則等を整備して、入札執行の透明性を高めるために公開に向けた検討を行っていくとの答弁であります。したがって、その時期について明らかにしていただきたいと思えます。

道は、この入札の公開、傍聴制ということで、平成12年5月1日付で出納局長通達で実施をされております。これが1点。

それから次に、平成17年度の行財政改革実施計画実践スケジュールの中で、シートナンバー4の1の41ですね。入札契約制度の改善についてでございます。その中で、多様な入札制度の研究とあわせて、制度の運用基準の見直しを行うと。したがって、平成18年4月1日以降、要綱に基づいて実施をしていきたいというようなことで、その中には施工成績評定の見直しというのがございます。2番目に、公共工事のコスト削減の研究、それから三つ目に業務委託費等の積算基準の見直しということでございますけれども、平成17年度スタートして約半年でございます。したがって、具体的に答弁していただけるかどうかでございますけれども、その取り組みの進捗状況についてお伺いをいたしたいと思います。

次、2項目めの町営住宅の家賃滞納の関係でございます。

一つは、平成17年2月末で、滞納件数25件、それから、今、町長の答弁では同じ25件、しかし、滞納額が17年2月のときは540万2,980円でした。今の答弁で、わずか6カ月で84万200円増の624万3,800円となっております。したがって、平成17年2月末と平成17年8月末の滞納期間別に資料の請求をお願いし、配付を求めたいと思えます。

それから次に、2点目で、上富良野町の町営住宅管理条例の第16条、家賃の減免または徴収猶予、それから施行規則第10条で、家賃及び敷金の減免ということで、条例並びに施行規則になっておりますけれども、その適用状況の実態についてお伺いをいたしたいと思います。

それから次に、連帯保証人の適否の調査状況についてです。

平成12年の1月から、従来の保証人2名から1名になりました。したがって、法改正前の連帯保証人2名の215戸のうち、死亡等で43戸が1名となっております。したがって、法改正前の2名の充足は、法律の改正時点ですという取り扱いになってい

るか。というのは、平成11年の12月まで2名であって、その以降1名になった場合も、その以前の法律が適用されるのかどうかということで、その点お伺いをいたしたいと思います。

それから、この連帯保証人の適否の関係の2点目は、法改正後の連帯保証人1名は177戸で、連帯保証人に移動はない状況ということで答弁をいただきました。したがって、確認をしたいのですけれども、連帯保証人との条件がすべて整っているということで理解をしてよろしいかどうか、確認をいたしたいと思います。

それから次に、3番目の滞納者の連帯保証人の関係でございます。

滞納者数は、平成17年2月末及び平成17年8月末では同じ25件ということで、ただいま答弁を受けました。したがって、平成12年で、改正前は12件で24名の連帯保証人中、1名欠けているのが8件でございます。したがって、さきの再質問と重複をしますけれども、その補充についてはどうされているのかということで、法律上ないのであれば、少なくとも1人さえいればいいというのであれば、またそれでよろしいですけれども、8件が欠けているということでございますので、その点をお尋ねします。

それから、もう1点、この3番目の関係で、滞納者25件のうち、既に退居している者7件との答弁がありました。その7件の滞納期間及び金額、それから請求状況をお尋ねするとともに、あわせて敷金の関係で、その退居者は当然滞納をされておりますから、滞納額と敷金3カ月分の形でどちらが多いか少ないかはあれですけれども、上富良野町の町営住宅管理条例の第18条1項と3項の中で、これらが相殺ということも含めてございますけれども、その点がどうなっているかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから、(4)の連帯保証人への面談または請求の実施状況でございます。

平成17年の第1回定例会で、連帯保証人の催告の件数については、催告通知は行っていないかということで、未実施でございます。その理由としては、分納等の支払いを約束しているため、保証人までの面談は至っておりません。今後の取り組みについては、分納等支払いが履行されない場合には保証人の面談を行っていく。それからもう一つ、分納等支払期日が約束されておまして、数年、数カ月後に完済の見込みがある場合ということで行っていませんということでございました。

私は、現実に、後ほどまた再々質問の中で資料が出されましたら行いますけれども、現実に分納と当

月分を払っていけば、6カ月で一気に80何万円もふえるケースには相ならないのではないかという気がするのです。ですから、そういう点で、17年の今回の今の答弁で、分納は滞納者25名中の6件、今分納の約束をしておりますということでございますけれども、その点が十分理解ができませんので、この点を明らかにしていただきたいと思えます。

それから、5番目の町営住宅入居請書の関係です。

これは、私は中富良野、それから美瑛の例を出して、適切な状況になっていないと。そういうことで、町長の答弁では、明文の規定がない状況でありますので今後見直すということでございます。

それで、平成17年度の行財政改革実施計画実践スケジュールのシートナンバー4の1の2、徴収対策の強化の中で徴収強化策の実施ということで、こうした保証人への面談、催告、②として連帯保証人制度の見直し強化、建設水道課としては、新たな申請者の保証人に対する直筆署名、印鑑署名等の添付を義務づける。既保証人の死亡及びその他の事由も同様とするということ。その下に、町立病院は保証人の義務化ということになっていきます。

私は、今回、富良野市の条例等も見ました。富良野市の条例を、当然先ほど申し上げた連帯保証人の変更、それから届け、それから連帯保証人が住所を変更した場合の届けも含めてやっております。したがって、これらを含めて、総括的な連帯保証人の請書の関係等、規則の改正をすべきと思いますが、その実施の時期を明確にしていきたいと思えます。

では、次に、3項目めの建設工事等の予定価格事前公表についてでございます。

平成13年、14年、16年度の予定価格の事前公表の試行実施状況を各議会ごとに出されております。したがって、それによって、落札率が事前公表の未実施より低下をしているということでございます。しかし、平成15年度の落札率、事前公表実施分は96.99%です。しかし、事前公表未実施分は96.17%ということで、0.72%公表実施分が上回っています。それで、工事の内容によっていろいろ違うと思えますけれども、何でこのような、というのは、13、14、16はそれぞれ事前公表の方が落札率が低下をしているということでございますので、この平成15年度の関係について、どういう状況になっているかということでお尋ねをしたいと思います。

それから、次に(2)の13、14、16ということで、一応未実施落札率に乗じて、一つの目安とし

て私は提議をしたところでした。したがって、平成13年度を見ますと、公表のやつと未公表の差をあれしめると、2,010万9,355円、14年度は445万3,035円、16年度は372万8,271円と。トータル的に見ると、落札率が低くなったということで、一概には未実施の落札率と対比はできませんけれども、一つの目安として、この13、14、16の状況を見ますと、事前公表を実施することによって2,829万661円が、言うなれば財政的に支出をしなくて済んだということになるかと思えます。

したがって、この数字からいきますと、次の(3)に移りますけれども、予定価格の事前公表によって、やはりそれなりの財政効果が私は大きいと思えます。したがって、今後、これらの関係については、町長は平成18年度まで試行期間としておりますけれども、とりあえず17年後半、18年度につきましても、できるだけ予定価格事前公表をやって、できるだけ財政支出が少なくなるような努力をすべきだと考えますが、その点、町長の所見をお伺いいたします。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の課題につきましては、助役の方から答弁させます。

また、町営住宅の課題につきましては、資料提供をということではありますが、この資料提供につきましても今、即出すことができ得ませんので、後日、決算特別委員会等々もごございますので、早急にその要求資料につきましては出ささせていただきますと思います。

また、加えて、件数その他につきましては、担当課長からお答えさせていただきますが、基本的に計数等々が今担当課長の手元にあるかどうか、この範囲内での答えとさせていただきますことをお許し願いたいと思えます。

最後の5項目目の件であります。これはさきにもお答えさせていただきましたように、現状とそぐわない条例規則と相なっているということは、私も認めておりますので、これにつきましては早急に、現実に見合った対応の条例及び規則に改正をしまりたいというふうに思っておりますので、時期的には早急に対処したいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、3項目目の予定価格の事前公表に伴う対応について、1項目から3項目、3点についての御質問であります。この結果につきましては、こ

ういう結果になったということでございます。そういう点からすると、議員と同じように、私自身も事前公表というものの効果が出ているというふうに認識いたしておりますので、今後につきましても、この事前公表の対応について十分対処していきたいというふうに思っておりますし、行財政改革の中でも検討いたしております分野もでございます。ただ、この事前公表というのが、一般競争入札であればもっと効果が出てくるだろうと。しかし、指名競争入札ということにおける事前公表というのがどれだけの効果が出てくるのか。現状の中ではたまたまこういう数字になっているということなのか、継続して事前公表することによって落札価格が低減化するという方向にあるのか、そういうようなことも十分見きわめながら今後の対応をしていきたいと思えますが、現状では効果があるというふうに判断をいたしておりますので、その取り進めを今後も進めていきたいというふうに思っております。

副議長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村議員の入札の情報公開の関係につきまして、お答えをさせていただきます。

議員の方から、道の入札の情報公開ということで、その内容についてお知らせをいただいたところでございますが、基本的に私ども情報公開については、積極的にはしておりませんが、基本的には公開という形、来られたときには公開するという形をとってございます。

今、そのお話の中で、道のやっております状況の中で、私どもがやっております中で、きめ細かくやっていない部分がございます。その辺のところを今お聞かせいただきまして、大変参考になったところでございますので、この辺のところも、その情報公開に向けた中でひとつ検討させていただきます。できれば新しい年度から、この出発をしていきたいというふうに思っております。

現状の中におきましては、入札の台帳がございまして、一覧表で見れるように、こういう詳しいものではございませんけれども、経過がわかるようなものはいつでも出せるようなことでは整えております。先ほど町長からお答えいたしましたとおり、御質問の中にあります調書との関係については、それをコピーして添付してやることでいいのではないかなというふうに思っておりますが、たまたま先ほどございました、細かい点の入札の出席者だとかそういうところが、私どもの中では、どちらかというとなんか少人数の中でやっております中で、記録は、出席の名前は拾ってございますけれども、そういうようなことで公開するというような中では取り扱ってござい

せんでしたので、そういう面もひっくるめまして検討をさせていただいて、できるだけ早い機会ということで、4月を目指して、その辺の公開に努めていきたいというふうに思っております。

また、指名委員会の委員長としての所感ということでお尋ねでございますが、助役職として指名選考委員会の委員長ということでございますけれども、従前、総務課でこの仕事をやっていた、そういう関係もございまして、この入札関係につきましては、私は長くやっていた経緯もございます。

先ほど町長も申し上げましたとおり、原則は一般競争入札というのが自治法上の原則でございます。そして、特例事項として、指名競争入札、随意契約という形をとってございます。どこもそうですが、この建設工事の指名入札に当たりましては、地域における格付等を出しまして、できるだけその地域の企業が入札に受注の機会が得られるような形で取り扱っているという経緯がございまして、そういう中で、一般競争入札からいたしますと、その辺、配慮という点が若干出てくるのかなというふうには思いますが、そういう趨勢の中で指名競争入札をやっているということで御理解賜っておきたいというふうに思っております。

そういう中で、当然、この地元企業だとかそういうことを考えたときに、この辺の関係については、原則論から言いますと、非常に厳しい状況ができる、その辺をどう勘案していくかということが、常に考えていかなければならない問題だというふうに思っております、その難しさを痛感して今日まで来ているというような状況にもございます。

それから、いろいろこの公共工事の入札制度の適正化という法律ができて、以後、透明性と競争性を高めるための指針が出てきておりますから、それに従った中で取り扱いをしている経緯もございます。ただ、その中で、すべてを満たしてやっている状況にはございませんが、できるものからやっているというような状況にもございます。

当然、多様な入札制度の取り扱いということで、従前はこちらからジョイントベンチャーや何かを組む場合につきましては、予備指名をしていたというようなことが、適正化法の中でその辺のところができなくなってきているというような状況の中で、そういう面におきましては、地元業者に対しまして経常企業体方式を導入したり、そういう方法を取りながら、地元経済が潤うような形で、そういう制度に取り組んだ中で積極的に参加していただくような工夫もしてきたところでございます。また、公募による入札制度も導入していたということで、逐次その努力をしてきたという経過にございます。

そういった中で、大変この辺の関係につきましては、競争という一つの中におりますものですから、一層の透明性を高めていくということが町としての求められている状況にあるというふうに思っております。

そういう中で、議員の御提言がありました点を踏まえまして、この入札の情報公開に鋭意改善に努めていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 中村議員の御質問にお答え申し上げたいと思っております。

1点目の、ことしの2月から今回の8月までの間の金額で増になっているということでありまして、これにつきましては、ただいま、昨日現在におきまして、今25件の滞納者ということでありまして、1件完納がありまして、今の金額では624万3,180円という数字になってきております。

それから、減免の件でございまして、これにつきましては実施はしておりません。

二つ目の2名のところ、法改正前の11年12月まででの2名保証人をつけるということで、今1名は欠けておりますけれども、現在その欠けているところにつきましては、補充はしておりません。今後につきましては、他の方途を考えて検討してまいりたい、このように考えております。1名のところは177名ということでそろっております。

3点目の、滞納者の25件のところの1名欠けているところにつきましても、これにつきましても同じく補充は行っておりません。それから、退居7件の金額につきましては、179万3,800円となっております。また、この退居された人の方の敷金はどうかということもございまして、これにつきましては、実質滞納されておりますそのところから差し引いております。

それから4点目の面談のことでも、これにつきましても、16件の方との分納の約束を現在取りつけておりまして、毎月請求行為を行っております。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） 中村議員、再々質問ありませんか。（「答弁漏れがある」と呼ぶ者あり）答弁漏れ。

暫時休憩します。

午後 4時02分 休憩

午後 4時02分 再開

副議長（西村昭教君） 休憩を解きます。

答弁漏れについて、答弁いたさせます。

総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 行財政改革実施計画の実施プランにつきましても多様な入札等のプロジェクトの関係でありますけれども、これのプロジェクトはまだ立ち上げてございません。そういうことで御理解願います。

副議長（西村昭教君） 済みません。暫時休憩。

午後 4時03分 休憩

午後 4時03分 再開

副議長（西村昭教君） 休憩を解きます。

助役の方から答弁お願いいたします。

助役（植田耕一君） 入札制度のこの多様な方法、行政改革の進捗状況でございますけれども、私ども、今、成績評価という点で、建設業者の工事の施工の成績をあらわすところが、それぞれの項目の評価が大きく点数になっているものですから、そういう面ですけれども成績が一般的に今の状況におきましては、大体65%ぐらいの成績率になっておりまして、一つでもちょっと悪ければ落ちてしまうというような欠点がございます。実際に、その工事の完成度を見たときに、その6割5分ぐらいの工事の完成度かという点が、そんなに落ち込んだ工事の施工ではないのではないかと。そうすると、成績の評価そのものの評価点数をどう配分してつけていくかということが一つ課題だなということがございまして、その点のところもこの見直しの中でやっていこうじゃないかということで、これについてはまだ取りかかっていないということで御理解いただきたいなと思います。

また、その中で、先ほどもお答え申し上げたのですが、多様な入札制度の取り組みということにつきましては、先ほど申し上げた中で、法施行後取り入れるものはやっていくということで、常時出てくるものではございませんので、そういう中での取り組みをしてきているという状況でございます。進捗率そのものが何パーセントということは、ちょっとここで申し上げられませぬので、お許しいただきたいなと思います。

副議長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、再々質問ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 建設工事等の入札における情報公開ということで、今、道の様式を参考にしながら検討し、新年度よりできるだけこういう形で進めていきたいということでございますので、できるだけ公明に、それから町民がわかる形でというこ

とで、公正、透明性でそれらをできればセットで公開ということで、当然入札の公開も含めてお願いをいたしたいと思っております。

それから、2点目の助役の入札指名選考委員会の委員長としてということで、競争堅持と地元の企業配慮ということで、難しさを痛感しながらもやってきたということでございますので、この4年間の御苦労を多としたいと思います。

それから、町営住宅の関係でございます。資料が後ほどということでございますけれども、基本的に私のところである資料では、先ほど申し上げたように84万2000円、6カ月でふえているということで、若干課長の答弁の中では減っているということでございます。

ただ、前回17年2月のときに、8年間滞納していた一世帯があつて、28万6,300円、これがゼロになったということで、この御苦労に対しては本当に、当然とは言いながらも、大変なこの仕事をされているということでは言葉を贈りたいと思っております。

しかし、現実に、今84万2000円ということでございますけれども、例えば9年間滞納、ことしの2月に1件あつて88万7,700円なのですね。そうすると、ことしの8月末の現在のあれでは94万4,700円ということで、5万7,000円もふえているのですね。それから、あとふえているところをいけば、3年のところが41万9,300円が136万6000円ということで、30.24%、94万1,300円ふえている。それから、4年間のところは50万5,800円が90万8,200円と、なぜこういう形でふえるのかというようなことで、きょう代表監査委員の方からも各会計の審査意見書ということで提出をされまして、その結びの中で、公平な負担の原則と健全財政を維持するための自主財源確保などの観点から、収納率の向上に向けて、特に新たな現年度分の未収をなくすことが必要と。言うならば、当月分のやつは当月に納めてもらって、あと分納分割については少しずつというような形にしていけないと、こうやってだんだんだんだん私はふえていくと思っております。

そういうことで、これらについて、やはり一生懸命やるということの答弁になろうかと思っておりますけれども、現実の問題として、やっぱりそのほかの利用料、使用料等も含め、税金等も含めてどんどん滞納額がふえているという実態がございまして、いずれにしても、これはまた決算委員会の中で明らかになろうと思っておりますけれども、この点について十分配慮していけないと、6カ月で84万円もふえるということはどうなのかなという疑問が出てき

ます。これが1点。

それからもう1点、町税だとか健康保険税で不納欠損の理由で、例えば病気だとか、生活が困窮だとか、それから仕事があればだとかという、いろいろなケースがあります。しかし、この場合、住宅使用料の場合は、そういう適用を実施していないということでございますけれども、我々は個々のケースの現状はわかりません。だけれども、場合によっては、こういうことでの減免だとかというようなことも含めてやっていかなければならない状況になってくるのではないかという気がいたします。

したがって、これらも法律的にちょっと研究しなければならない部面があるのですね。民法の関係で、これは単なる不納欠損ということで一発でやるのではなくて、議会の承認を公営住宅の場合やらなければならぬというようなケースがありますので、そういう点で、言うならば、現状的にその他の税の関係はそういう理由の中であるのであれば、一律にすべきということではないけれども、慎重に審議しながら、これについてはちょっと法律的に研究をしていかなければならないのではないかと気がいたします。

したがって、これらについて、できるかできないかも含めて、今後の課題として提起をいたしたいと思います。

それから、滞納者25人の中で既に退居しているのが7件という答弁がありました。その7件の方は、町内にいるのか、町外にいるのか、それから毎月分納とか何とかとされているのか、それらの関係についてどうなのかということで、この点もお聞きをいたしたいと思います。

それから、建設工事の予定価格事前公表については、町長の答弁をいただきまして、若干いろいろなケースがあるということですので、基本的に拡大をしていく方向で検討するということでございますので、何とか財政効果が上がるように、それぞれのケースによってまた違うと思いますけれども、なお一層それらの基本的に拡大ということで検討をしていただきたい。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、入札制度の件で1点目でございますが、先ほど助役から指名委員長としての立場でお話ございました。そのとおり入札制度というのは、透明性と競争性が促進されなければならないという基本は当然であります。その対応の中で入札制度の執行をしていかなければならないと思いますが、その中でやは

り迷いが出てくるのは、地域振興策というのはどうするのかと。そのまま入札制度そのものの趣旨でやっていけば、いろいろな問題点が生じてくると。ですから、現在の入札制度の中で最大限、そのいろいろなことで対処できる枠の中と申しますか、範囲の中で、最大限のそういういろいろなもろもろの対応を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それからまた、滞納対策の部分につきましては、退居者7件の件につきましては、所管課長から御説明させているんですが、他の滞納対策等々の、あるいは不納欠損等々の対応についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、議員御質問にありますように、件数は変わらないけれども、金額がふえているというこの点につきましては、残念ながら支払い意欲は十分に持っておりますが、経済的な状況の中で満度に支払うことができないというようなことから、言うならば、その月の家賃、あるいはその年度の総合家賃に及ぶだけの納入をしていただけないということで、先の部分の幾らかずつは毎月約束どおり分納していただいておりますけれども、それが議員御質問にありましたような必要な当月分の家賃にも至らないというような、あるいは当月分の水道料、下水道料金に至らないというようなことで、どうしてもその差が出てくるというようなことがあります。誠意を持って分納に努力していただいている方々につきましては、町としてもある程度その対応を見きわめなければいけないと。しかし、不誠実な悪質な部分については、保証人等々の対応も図りながら、回収に努めていきたいというふうに思っております。

そういう中にありまして、議員から今御提言ありましたことで、減免措置だとかいろいろな部分の運用というのがどうなるのかということにつきましては、議員の質問の中にありましたようなことを研究させていただきながら、今後のそういった誠意のある入居者に対する対応について、検討していきたいというふうに思っているところであります。

それから、事前公表の件であります。これにつきましても先ほどの入札制度と同じように、公平な透明な入札制度を施行していく。その中で落札率を少しでも下げていくということに専念しながら、今後の事前公表についても、さきにお答えさせていただきましたように、現在の1,000万円以上の部分をまた十分検討しながら、拡大を含めて、この事前公表の対象についても検討を加えて進めていきたいというふうに思っております。

副議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 中村議員の再々質問

につきましてお答え申し上げます。

先ほどの1点目のところの現年度分のところを減らすようにということで、現在、私どもも現年度分につきましては一生懸命とにかく減らして、次に滞納の分をなるべく多く入れてもらうということで徴収に回っているところでございます。

それから、退居者の7名の町内と町外の内訳でございますけれども、7戸の町内につきましては3戸で、あと町外に現在4戸でございます。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

副議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いただきます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 報告申し上げます。

明9月16日は、本定例会の2日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 4時18分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成17年9月15日

上富良野町議会副議長 西 村 昭 教

署名議員 渡 部 洋 己

署名議員 清 水 茂 雄

平成17年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成17年9月16日（金曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 選任第 1 号 常任委員選任の件
第 3 選任第 2 号 議会運営委員選任の件
第 4 議案第 10 号 上富良野町収入役事務兼掌条例
第 5 議案第 11 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第 6 議案第 12 号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例
第 7 議案第 13 号 吹上温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第 8 議案第 14 号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例
第 9 議案第 15 号 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第 10 議案第 16 号 上富良野町営スキーリフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第 11 議案第 19 号 上川南部消防事務組合の規約変更の件
第 12 議案第 20 号 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件
第 13 議案第 17 号 助役の選任の件
第 14 議案第 18 号 教育委員会委員の任命の件
第 15 発議案第 1 号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例
第 16 発議案第 2 号 議会広報特別委員会設置に関する決議
第 17 発議案第 3 号 町内行政調査実施に関する決議
第 18 発議案第 4 号 議員派遣の件
追加日程
第 1 追加日程
第 1 追加日程
第 2 追加日程
第 19 発議案第 5 号 17年産米の需給適正化等に関する意見の件
第 20 発議案第 6 号 畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する意見の件
第 19 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（17名）

1 番	清水茂雄君	2 番	徳島稔君
3 番	岩崎治男君	4 番	梨澤節三君
5 番	小野忠君	6 番	米谷一君
7 番	岩田浩志君	8 番	吉武敏彦君
9 番	米沢義英君	10 番	仲島康行君
11 番	中村有秀君	12 番	金子益三君
13 番	村上和子君	14 番	長谷川徳行君
15 番	向山富夫君	16 番	渡部洋己君
17 番	西村昭教君		

欠席議員（1名）

18 番	中川一男君
------	-------

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	中澤良隆君
代表監査委員	高口勤君	教育委員会委員長	久保儀之君
農業委員会会長	松藤良則君	総務課長	越智章夫君
企画財政課長	田浦孝道君	行政改革推進事務局長	米田末範君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	佐藤憲治君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	田中博君	教育振興課長	岡崎光良君

ラベンダーハイツ所長 早川俊博君

町立病院事務長 垣脇和幸君

議会事務局出席職員

局長 北川雅一君
主査 大谷隆樹君

次長 中田繁利君

午前 9時00分 開議
(出席議員 17名)

開 議 宣 告

副議長(西村昭教君) 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、17名であります。

これより、平成17年第3回上富良野町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

副議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

常任委員、議会運営委員選任の選任第1号及び第2号は、本日、お手元に配付いたしました。

なお、人事案件の議案第17号及び第18号の2件、また、議員から提出の発議案第1号、第2号、第3号、第4号及び各常任委員長より、閉会中の継続調査申出の件は、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

副議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

副議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

2番 徳 島 稔 君

3番 岩 崎 治 男 君

を指名いたします。

日程第2 選任第1号

副議長(西村昭教君) 日程第2 選任第1号常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長の指名により行います。

総務文教常任委員に、清水茂雄君、岩田浩志君、仲島康行君、村上和子君、向山富夫君、中川一男君。

次に、厚生常任委員に、岩崎治男君、梨澤節三君、米谷一君、米沢義英君、中村有秀君、西村昭教。

次に、産業建設常任委員に、徳島稔君、小野忠君、吉武敏彦君、金子益三君、長谷川徳行君、渡部洋己君をそれぞれ指名いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

日程第3 選任第2号

副議長(西村昭教君) 日程第3 選任第2号議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長により指名いたします。

議会運営委員に、岩崎治男君、仲島康行君、中村有秀君、金子益三君、長谷川徳行君、向山富夫君を指名いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

日程第4 議案第10号

副議長(西村昭教君) 日程第4 議案第10号上富良野町収入役事務兼掌条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(越智章夫君) ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町収入役事務兼掌条例につきまして、提案の要旨について御説明申し上げます。

収入役につきましては、地方自治法におきまして市町村に収入役を一人置くこととなっており、また、ただし書きで町村は条例で収入役を置かず、町村長または助役をしてその事務を兼掌させることができるようになってございます。

当町におきましては、昭和63年4月以降現在まで収入役を配置いたしまして、会計事務の適正な執行に努めてまいりました。しかしながら、今日、町を取り巻く行財政の環境はかつてない厳しい状況に

あり、この状況を克服するため、昨年新たに行財政改革実施計画を策定し、その取り組みを進めているところであります。

今般、その行財政改革の一つの事項といたしまして、現収入役が今年9月末に任期満了となることを契機に、収入役の配置をやめまして、収入役事務を助役兼掌にして経費の節減、行政組織事務の効率化により行財政改革の着実な推進を図ろうとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第10号上富良野町収入役事務兼掌条例。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第2項ただし書きの規定に基づき、収入役を置かず、助役をしてその事務を兼掌させる。ただし、助役に事故あるとき、また欠けたときは、収入役事務は町長が兼掌する。

附則。この条例は、平成17年10月1日より施行する。

以上、議案の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号

副議長（西村昭教君） 日程第5 議案第11号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（越智章夫君） ただいま上程いただきました議案第11号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を説明申し上げます。

さきに議決をいただきました上富良野町収入役事務兼掌条例により、収入役事務を助役兼掌としまして、収入役の配置をやめまことに伴い、関係する

3件の条例につきまして、関係する部分の改正を行おうとするものであります。

以下、議案を要約し、説明を申し上げます。

議案第11号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条につきましては、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

また、2条につきましては、上富良野町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例でございます。

第3条につきましては、上富良野町表彰条例の一部を改正する条例であります。

それぞれの条例から、収入役の字句を削除するものでございます。

附則。この条例は、平成17年10月1日より施行する。

以上、議案の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号

副議長（西村昭教君） 日程第6 議案第12号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（垣脇和幸君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

改正の要旨でございますが、1件目は、本町から泌尿器科疾患に伴います北海道社会事業富良野協会病院への患者様が多いこと。また、協会病院担当医師の充実がなされたことなどから、10月から町立病院に隔週半日の泌尿器科診療を開設し、患者様の利便性を図り、あわせまして地理的な条件で受診が

できない患者様など、新たな患者様の増加につながるよう設置しようとするものでございます。

2件目につきましては、今回の収入役を置かないこととなったことに伴い、条例の整理を行うものでございます。

以下、議案を朗読して、説明にかえさせていただきます。

議案第12号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町病院事業の設置に関する条例（昭和42年上富良野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号の次に次の1号を加える。

3号としまして、泌尿器科。

第7条中、「収入役」を「収入役事務を兼掌する助役」に改める。

附則。この条例は、平成17年10月1日から施行する。

以上で説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願いいたします。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号

副議長（西村昭教君） 日程第7 議案第13号吹上温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（小澤誠一君） ただいま上程いただきました議案第13号吹上温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

吹上温泉保養センターにつきましては、これまで町の出資する法人であります上富良野振興公社に管理を委託してまいりましたが、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、民間の能力、ノウハウを活用することが住民サービスの向上に有効であると

考えられ、平成15年6月に地方自治法の改正があり、指定管理者制度が創設されたところでございます。

このことによりまして、吹上温泉保養センターにつきましては、施行期日から3年間の経過措置がとられておりますが、町が直接する管理する場合を除き、平成18年9月1日までに指定管理者制度に移行することになることから、本条例を改正するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第13号吹上温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

吹上温泉保養センターの設置及び管理に関する条例（平成8年上富良野町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条から第11条を次のように改める。

まず、第4条から第6条につきましては、使用許可、使用の制限、目的外使用の禁止に関する規定でございます。

第7条につきましては、開設日及び営業時間に関する規定でございます。

第8条から第9条につきましては、使用料、使用料の還付に関する規定でございます。

第10条につきましては、原状回復に関する規定でございます。

第11条につきましては、賠償責任に関する規定でございます。

第12条から第15条につきましては、指定管理者による管理の代行と指定管理者が行う業務、利用料金、検査等に関する規定でございます。

第16条は、委任に関する規定でございます。

施行日につきましては、平成18年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、当条例施行の際、改正前の条例第4条の規定により、その管理を委託している場合になされた手続及びその他の行為は、改正後の条例によりなされた手続及びその他の行為とみなすものでございます。

以上、説明といたします。

御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） お伺いしたい点があります。雇用の継続性等々についてお伺いいたします。

現在は、振興公社に運営がゆだねられているという状況にあります。これが通るといふことであれば

当然公募という形になって、町外からも公募ということであれば、当然、来るという可能性もあります。そうしますと、そこで働いていた方の雇用等が問題、引き継がれるのかどうなのかということが問題になりますが、この点については、この条例制定に当たって非常に問題が出てくるのではないかなというふうに思いますので、この点。

さらに、従来よりこの経過として思うわけですが、振興公社から繰り入れという形の中で、収益の一部を寄附という形でありました。それは非常に上富良野町にとっても、当然その財源を寄附という形で貴重な財源、お金でありましたが、今回の設置条例によってこれが当事者の判断にゆだねられる、もしくは町の方にその財源を繰り入れない、寄附しないということもあり得ることありますから、その点についてはどのように将来的になるのか、この点お伺いいたします。

さらに、この指定条例のときにお伺いしたことがあります、雇用の継続性という点で、総務省なども再三おっしゃっておりますが、従来の公募に頼らないで従来のいわゆる運営していた団体が、非常に経営のノウハウを持って良好と認められる場合、これは何も公募に頼らないという条文をつけ加えれば、それはそれでいいのだという解釈が総務省の方でも指導されておりますが、これは実際そうだったのかどうか、この場で改めてお伺いしておきたいというふうに感じております。

料金設定のことについてお伺いいたしますが、条文については附則等で、また、今回の改正上、別途料金等については当事者間で、役場、もしくは受けた受託者側で料金設定については十分今後考えられるということですが、そうしますと、いわゆる経営困難になった場合は、比較的容易に経営が困難だということ料金引き上げられてしまうということも懸念されますが、この点はどうなるのでしょうか。

今回の吹上温泉の一部改正条例の中では、その設置目的が町民の保養や研修及び地域間の交流の場として、公共福祉の増進につながるものということも目的の中につけ加えられています。そういう観点の中で、老人においては一定の減額の措置も毎年とりながら入浴をしてもらおうという形もっておりますが、いわゆる福祉増進の観点で財源の削減等とあわせて、抜け落ちないのかどうかという点が私非常に心配な点がありますので、この点については業務上等の指導も含めてできるというふうになっておりますので、なっているのだらうと思いますが、この点改めてもう一度確認しておきたいと思っております。

副議長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 9番米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、前段今お話がございました雇用条件等、それと保養センターの目的とする福祉に対する対応についての御質問でございます。また、料金設定の問題等が御質問ございましたが、基本的に今提案申し上げている条例につきましては、まず窓口を開くということで、この条例を御提案申し上げているところでございます。

さきに御議決をいただきました手続条例の中で、第5条におきまして議員がおっしゃる解釈によって、公募によらないことができるという点がございます。公募によらない点につきまして、雇用を条件としてそういうことができるのかどうか。それと、また、私どもの中で逐条の説明の中では、町が出資している公社等を限定して、5条を適用することはまずいですよという点がございます。

そういう点からいたしまして、雇用を条件として5条を適用できるかどうかという解釈につきましては、現在のところ総務省の方には照会はしてはございません。もしそういうようなことができ、るのであれば公募によらない方法ということもできるというふうに考えてございます。

それから、雇用の条件の中で、現在働いている人をどうするのだという点がございます。この辺、公募をした場合につきましては、その辺の公募の条件としての中で設定することも一つの方法というふうに考えてございます。

それと、料金の問題でございますが、料金につきましては、当然、この条例の中で決めていく事項になりますので、指定管理者が料金を自由に変えていくということにはなっておりません。あくまでも町の方に、料金改定の必要性を打診してくるという中で、料金改定については、この議会で議決をとった中でやらないとできないということでございますので、限度額を設定した中での対応ということになるかと思っております。

それから、雇用目的という点で、福祉サービスの点でこれまでやってきた面につきましては、当然、公募の条件の中でそういうものをうたっていくという形になるかと思っております。そういう中で、公募した場合につきましては、そういう条件のもとで出てきたときに、それぞれの企業がどのような対応をするかということをも十分見きわめた中で、判断をしていきたいというふうに思います。

それと、寄附金の関係でございますけれども、この辺の関係につきましては、指定管理者制度の趣旨からいきますと、当然、企業利益ということを追われるということになりまして、指定管理者に移さ

れた場合につきましては、この辺のところの条件設定というのは、公募の中では難しいということになります。したがって、企業の自主性、自主的な判断によらざるを得ないというのが、この指定管理者のとした場合の解釈になろうかと思えます。

公募の中に振興公社が入るとすれば、当然、公募をしていくという形になろうかと思えます。振興公社としまして、そういう面で公募している中において、町の方にそういう剰余が出てきた場合については、寄附行為だとか、そういう応分の町に対する支援措置だとかということで、公募の中で優れた条件を設定して公募していくという形になろうかと思えますので、そういう中で、どの企業が町にとって優位かという点も判断していく中で判断をしていきたいというふうに思っておりますので、そういう対応になろうかと思えますので、御理解を賜りたいと思えます。

副議長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そちら辺の公募に頼らないということではできませんから、この点、この手続条例制定のとき申し上げたのですが、なかなか意見が通らなかったという経緯があります。

そういう問題点もはらんだ今回の設置条例、次は手続条例踏んで今回の条例がまた出てきているわけですから、その点、十分もう一度勉強していただいて、今の指定管理者、いわゆる団体が持っている力を継続できるということが、やっぱり町にとっても活力になると思えますし、そういうことを念頭に置いた条文の設定ということが今後必要であると思えますので、急に言うて急に直るものでもありませんが、これからいろいろな、この条例が可決したらそう簡単に直せない条文でありますので、その点ぜひもう一度、助役さん、その見解等について伺っておきたいと思えます。

副議長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の再質問にお答え申し上げたいと思えますが、ただいま御質問あった点につきましては、十分踏まえて対処をしていきたいというふうに思っております。

当然、雇用の問題というのは大きな課題となりますから、その辺につきましては、十分な配慮をしていくということで対応してまいりたいと思えます。

副議長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号

副議長（西村昭教君） 日程第8 議案第14号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第14号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

公の施設につきましては、これまで公共団体や公共的団体、町が設置した出資団体等に限り管理運営を委託することができましたが、多様化する住民ニーズへの確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年6月に地方自治法が改正され、指定管理者制度が創設されたところでございます。

また、現に管理運営を委託している公の施設につきましては、法施行日から3年間の経過措置がとられており、町が直接管理する場合を除くほか、平成18年9月1日までに指定管理者制度に移行しなければならないため、当該条例を改正するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第14号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例。

上富良野町都市公園条例（昭和43年上富良野町条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章有料公園施設（第12条・第13条）」を「第5章有料公園施設（第12条・第13条）」、「第5章の2指定管理者による管理の代行等（第13条の2～第13条の4）」に改める。

第2条の2を削る。

第3条第4項中「利用」を「使用」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「利用」を「使用」に改める。

第12条中第2項から第4項までを削る。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2指定管理者による管理の代行等。

次に、第13条の2につきましては、指定管理者による管理の代行等に関する規定でございます。

第13条の3につきましては、指定管理者が行う業務に関する規定でございます。

第13条の4につきまして、利用料金に関する規

定でございます。

第19条第2項を削る。

別表(5)中「利用料の範囲以内」を「使用料」に改める。

附則。1、施行期日、この条例は平成18年4月1日から施行する。

2、経過措置、この条例の施行の際、現に改正前の上富良野町都市公園条例第10条の規定に基づく許可を受けているものは、この条例の規定に基づく許可を受けたものとみなす。

以上説明といたします。

御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

副議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(西村昭教君) これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第15号

副議長(西村昭教君) 日程第9 議案第15号上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長(岡崎光良君) ただいま上程されました議案第15号上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

上富良野町パークゴルフ場は、これまで上富良野振興公社に管理委託してまいりましたが、今回、指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者に管理運営できるように条例の一部を改正するものであります。

以下、条文を要約して、御説明申し上げます。

議案第15号上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例(平成14年上富良野町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条から第16条までを次のように改める。

これは、指定管理者に関する条項を加えることによる条文の整理でございます。

第3条は、パークゴルフ場の管理について、教育委員会が行うことの規定でございます。

第4条及び5条につきましては、使用の許可並びに使用の制限についての規定でございます。

第6条は、行為の制限についての規定でございます。

第7条は、目的外使用の禁止についての規定でございます。

第8条につきましては、使用の期間等についての規定でございます。

第9条から11条に関しましては、使用料につきましても規定をございまして、第10条は使用料の減免についての規定です。

第11条は、使用料の還付についての規定でございます。

第12条は、指定管理者による管理の代行等についての規定でありまして、法に基づきパークゴルフ場を指定管理者に行わせることができるよう定めるものであります。

第13条は、指定管理者が行う業務についての規定であります。

第14条は、利用料金についての規定でございます。

第15条は、特別の設備についての規定であります。

第16条は、原状回復の義務についての規定であります。

第17条は、損害賠償についての規定であります。

第18条は、委任についての規定であります。

別表には、パークゴルフ場内における行為の許可による使用料の規定ですが、これを別表3とします。また、別表1は、利用料金の範囲についての規定ですが、これを別表の2とし、新たに別表1として開設期間及び使用時間についての規定を加えます。

附則は、この条例の施行月日を規定してございます。

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

副議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第16号

副議長（西村昭教君） 日程第10 議案第16号上富良野町営スキーリフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（岡崎光良君） ただいま上程されました議案第16号上富良野町営スキーリフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

これまで上富良野振興公社に管理委託していました上富良野町営スキーリフトを指定管理者に管理運営をできるよう条例の一部を改正するものであります。

以下、条文を要約して、御説明申し上げます。

議案第16号上富良野町営スキーリフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町営スキーリフトの設置及び管理に関する条例（昭和60年上富良野町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条から第8条までを次のように改める。

これは、指定管理者に関する条項を加えることにより条文の整理をするものでございます。

第3条は、管理について、教育委員会が行うことの規定であります。

第4条及び5条につきましては、使用の許可及び使用の制限についての規定でございます。

第6条は、運転期間等についての規定であります。

第7条は、使用料についての規定であります。

第8条及び第9条は、使用料の減免及び使用料の還付についての規定であります。

第10条は、指定管理者による管理の代行等についての規定でありまして、法に基づき上富良野町営スキーリフトを指定管理者に行わせることができるよう定めるものであります。

第11条は、指定管理者が行う業務についての規定であります。

第12条は、利用料金についての規定でありま

す。

第13条は、原状回復の義務についての規定であります。

第14条は、損害賠償についての規定であります。

第15条は、委任についての規定であります。

別表1として、第6条に規定する運転期間等を明記してございます。

別表第2といたしまして、第7条に規定する使用料金について明記してございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を規定してございます。

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 議案の第13号からただいまの16号まで、指定管理者制度に移行するための条例改正がなされてきているわけですが、ちょっと網羅的な質問になって恐縮ですが、お許しいただきたいと思いますが、従来、公社等が管理運営してきました公共施設等を今後、明年に向けて指定管理者に移行しようということですが、町長にお尋ねいたしたいのですが、指定管理者制度に移行するということは、今後に向けて完全民営化に向けてのまず足がかりにこれになる、何というのですか、民営化へのステップになるというふうに町長はとらえておられるのかどうか、そしてまた、完全民営化を目指しているのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

それと、指定管理者制度に移行することによりまして、裏側から見れば、町民にとって見れば、一つのビジネスチャンスが生まれてきているというようなとらえ方もできるのではないかと思うのです。それで、どういうふうに公共施設が今回指定管理者制度に移行しようとするものが、現在、どういうような実態で運営がなされ、当然、運営費等の中身も含めまして広く町民にそういう実態を改めて管理者制度に移行するに当たって、情報公開を考えておられるのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

それから、非常に景気が低迷して、地方ほど景気が低迷しているさなかでございますので、これを一つのビジネスチャンスとしてとらえるならば、上富良野町内の産業育成のためにも一役買うチャンスになろうかと、私は思うわけでございますが、町とし

てこういう機会にぜひ、町長よく申しておられます起業化のための一つの誘導策になるような、そういう方策も念頭にあるのかどうか、そこらをこの際ですからお尋ねしておきたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の御質問にお答えさせていただきます。

指定管理者制度につきまして、今回、御提案させていただいておる7事項につきましては、既に公社等々に委託をさせている部分であります。

これは、御案内のとおり、国が地域の民間活力の導入と、民間ができるものは民間にさせていただいて、そして地域の活性化を図るといふ趣旨で指定管理者制度ができ上がりまして、我が町も現状では、現在委託をしている業務について、民間の方々から公募をした指定管理者によって対応していただくことによる民間活力の導入、議員の御質問にありましたそういった活性化がなされることに、大いに期待をいたしておるところであります。

そういう観点から申しますと、極力地域の皆さん方が手を挙げていただきたいというふうに思っておりますし、行財政改革の中でも言っておりますように、これからは民間ができるものは行政が直接対応するのではなくて、民間に対応していただくこと。そして、そのことによって今御質問にありましたそれぞれのこの地域におきまして、民間の方々はその受け皿としての企業を起こしていただいて、受け皿として対処していただけるというような形で、地域の育成を図っていければというふうに思っているところあります。

今後におきましては、現在の7事項以外にも極力指定管理者制度の中で拡大をしていくという方向で、行政執行していきたいと思っております。

副議長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 先ほど、同僚議員が冒頭、吹上温泉のときに御質問をなされておりましたけれども、そのときに雇用の関係、それから吹上温泉につきましては、町に対する寄附の関係等のほかの事業とは若干趣が違いますが、その中で助役がお答えしておりましたように、ひょっとすると何か委託先が少し頭の中に、おぼろげにイメージされているようなニュアンスで受けとめたものですから、今、町長がお答えしていただいた内容は、私の理解としては完全にオープンに町民に、町内とは申しませんでしたが、民間の活力を導入したいということで、若干そこら辺のニュアンスが違うのかなというふうに認識したのですが、これからまだ指定管理者、あるいは民営化に移行してもいいので

はないかというような公共施設、あるいは事業がありますので、ぜひこの際、町長から、むしろ町民から町民の手にゆだねてくれと言われるように、町民の方が非常に関心を持って、また、魅力を感じてもらえるような、ビジネスチャンスとなるような環境づくりに、ぜひ意を用いていただきたいなど。

そのためには、まずどういう中身で施設なり事業が運営されているのかということ町民に広く、わからなければそういう考えも生まれてきませんので、ぜひ積極的にその中身の公開をあわせてお願いしたいと思いますので、もう一度お答えいただきたいと思えます。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、白銀荘等々の問題につきましては、正直申し上げまして、他の施設につきましては利益が上がっている施設というのは、基本的には現状の7項目の中にはない、事業にはないと。ただ、白銀荘におきましては現状利益が上がっていると。しかし、利益が上がっておるといふわけではありません。実際は、施設に対する減価償却等々の対応がなされていないから、行政上の対応の中で利益が出てきているということでもありますので、今後、これらの指定管理者に委託をする段階において、先ほど助役からもお答えいたしましたように、その条件整備というか、委託に対する条件については、その対応を図って条件整備をして、公募条件を整備して公募していきたいというふうに思っております。そのことが町にとりましても有利であり、また、委託を受けた指定管理者にとっても経営上、何と申しますか、利益追求をしていく中で、ある程度の有利性が生ずるといふような条件整備をしながら対処していきたいというふうに思っております。

また、これからの7項目におきましても、現在あります公社の役割はどうかということにつきましては、私といたしましては、公社におきましても公募の中で応募する資格があるものというふうに認識いたしておりますし、その中で公募してきた方々の中で条件が一番いいところにと申しますか、町にとって当然しかるべき条件整備されたところに指定管理者として選定していくというようなことで考えておるわけでありまして、現時点におきましては、公社も一公募事業者という観点に立っているということで御理解をいただきたい。

また、これからもいろいろな面で町の行っていた事業を民間に移譲するとか、いろいろな事業が今それぞれに取り進めているところありますが、これらにつきましては私といたしましては、議員が御質

問にありましたように、地域の皆さん方が受け皿になっていただく。その対応づくりということで、今、町といたしましても受け皿づくりのために、行政として対応できる範囲内で調整をさせていただいておりますし、今後もそういう中で地元の方々が受け皿となられるような指導の対応を図っていききたいと。

それから、現在、委託をしている部分の事業内容等々も今後公募する段階にありまして、細部、地域の皆さん方が十二分にわかるような説明を果たしながら、公募を進めていきたいというふうに思っております。

副議長（西村昭教君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 私は、指定管理者に指定されて、住民に喜ばれる施設になるということは、大変よいことだと思っております。

現在までは、指定管理者ではなく委託をやっていましたけれども、大変な委託料を支払って運営してまいりましたが、指定管理者になった場合に、これは委託料というよりも現状どおり支払っていいのか、それとも削減されていくのか、その辺のところはどういうふうになるのか、お伺いしたいと思います。

副議長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 吉武議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、現状、先ほど町長申し上げておりますが、経営的には白銀荘除きまして、マイナス要素という中で委託をかけてございます。

したがいまして、それぞれの中で料金収入がございまして、料金収入に不足する維持管理費等につきましては、町が見ているというのが現状の姿でございまして、これまで振興公社がやってきた経緯の中で、一応、どれぐらいの維持管理費がかかって、収入がどれぐらいになるのかという点で、その辺の見合いの中で委託料を今後考えていくという形になるかと思っております。

特に、民間が入ることによって、これまで町が委託料として設定してきた中で、民間のノウハウによって利益が出るような形ということは、当然、配慮していかなければいけないのではないかなというふうに思っております。極端に利益幅が出るような中にありましては、委託料という面につきましても少々考えていくことも一つの考えが出てくるのかなという点はございますけれども、現状の振興公社がやっている中におきましてのベースで、当初は考えていきたいというふうに思っております。

副議長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 3点ほどお尋ねをしたいと思っておりますけれども、一応、指定管理者制度の中で進める場合、守秘義務の関係ですね。業務上知り得たことは、在職中も退職後もというような関係で、よその町村の条例を見ますと、各条例ごとに守秘義務が明文化されている。言うなれば、指定管理者制度の条例の中で、それを運用、準用するということなのかどうか、それが1点目。

それから2点目、パークゴルフ場とスキーリフトの関係で、委員会、それから議員協議会で、料金が何円以内ということで提示をされていたのです。しかし、今回の提案の中では以内という金額の文字が消えているのですよね。そうすると、その根拠と、それであればなぜこの場で以内が、議員協議会、それから委員会の中であったものが削られたかという説明があってはいいのではないかという気がいたします。

それからもう1点、吉武議員との関連があるのですけれども、収入と維持管理費の関係で、その差額がもしあれであれば委託料的なものということであれば、例えば一つは3年間の契約という関係もあろうかと思っておりますけれども、単年度赤字が出た場合、言うならば委託管理者の方ですべて持たなければならぬのかという問題。

というのは、たまたま富良野のカネマンのパークゴルフ場で、維持費が大分かさんできているということで、市に委託料の増額を要請されている経過があるのですよね。そうすると、実際に今、助役の言うように、収入が上がると予測されるのは吹上温泉で、あとは委託料という形で注ぎ込まなければできない状態になっているということでございますので、今後、この点が心配されるので、その点どう判断されているかということで、3点お尋ねしたいと思います。

副議長（西村昭教君） 行政改革推進事務局長。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 中村議員の1点目の守秘義務の関係でございますが、本来、指定管理者の指定手続条例の中の附則の中でうたわせていただきましたが、指定管理者もその実施者として対象に入れてございますので、それらによって守秘義務が課せられるというふうに御理解いただきたいと思います。

副議長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村議員の使用料の関係と委託料の関係についてお答えさせていただきたいと思います。

料金で、以内となっていたのを以内を外したという理由でございますが、一応、指定管理者に移行するという中において、指定管理者が、教育委員会に

なりますが、管理の主体が教育委員会になりますので、教育委員会の方に料金のお伺いを立てて、この料金設定の中で料金設定の許可を、許可というか、もらうという形ということになってございますので、一般的には条例の制定の中で料金を明確に規定している場合と、以内という規定ということになってございますが、そういう二つの方法をとっている場合もございまして、一般的には限度額を設定した中で対応しているという状況にございますので、そういう点も加味しまして、以内ということになりますと、指定管理者の範疇の中で自由にやれるということが出てくるかと思えますけれども、一応、料金については条例事項となりますので、当然、管理側に対してお伺いを立てた中で設定をしていくという形になろうかと思えます。そういうことで、以内という字句を取ったという経緯にあります。

それから、赤字が出た場合どうするのだという点がございます。先ほども吉武議員のところでお答え申し上げたのですが、現在の振興公社がやっているベースを基本として委託料を設定していきたいというふうに思っております。そういう中において、特に状況変化が著しく出てきて、委託料を変えなければならない、妥当性がそこにあるかどうかということ判断しなければならないというふうに思っておりますので、通常の形では出てこないというふうに思っております。

特に、委託者の責任外で、何らかの状況変化があった場合に、その妥当性がどうであるかという点で、委託料の判断をしていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう中で対応していくことになろうかというふうに思えます。

副議長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 以内を削った理由は理解できました。

しかし、常任委員会や議員協議会で、このままの議案が我々に出ていたのですよ。それがきょうの提案で、こんな形になっていいのかと、何か一言あっていいのではないかというのが私の意見です。

副議長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 申しわけございません。

実は、議員協議会の中で、私が十分点検できなくて、たまたま後から点検した中で、こういうところについては統一してやるというようなことで指示を出して、こういう形に変えさせていただきました。

この点につきまして、議員協議会で説明申し上げながら、その点、議員の皆さんに内容を変更したことについて申し上げなかったことにつきましては、深くおわびを申し上げたいと思います。お許しをいただきたいと思えます。

副議長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第19号

副議長（西村昭教君） 日程第11 議案第19号上川南部消防事務組合の規約変更の件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（越智章夫君） ただいま上程いただきました議案第19号上川南部消防事務組合の規約変更の件につきまして、提案の要旨につきまして説明を申し上げます。

上川南部消防事務組合規約につきましては、構成をしております上富良野町と中富良野町の協議を経まして、北海道知事の許可を受け制定されているところでございます。

この規約の中におきまして、上川南部消防事務組合の収入役は、関係町の収入役から選任することになっており、現行におきまして、上富良野町収入役がこの任に当たっております。

さきに御議決いただきましたとおり、10月1日をもちまして、本町の収入役事務が助役事務兼掌となることになり、構成する町に専任の収入役がいなくなることから、上川南部消防事務組合管理者の属する町の参事へ収入役事務を兼掌するよう、規約の変更をしようとするものでございます。

以下、議案を要約し、説明を申し上げます。

議案第19号上川南部消防事務組合規約変更の件。

地方自治法286条の規定により、上川南部消防事務組合の規約を次により変更する。

上川南部消防事務組合規約の一部を変更する規約。

上川南部消防事務組合規約（昭和45年地方第2185号指令）の一部を次のように変更する。

第8条につきましては、組合の執行機関の組織及び選任の方法を定めた規定でありまして、第1項におきまして「管理者、副管理者及び収入役を1人置くこと」となっておりますが、これを「管理者、副管理者各1人並びに参事2人を置く」に改めようと

するものでございます。

第3項につきましては、収入役の選任の規定でありまして、これを「参事は関係町の助役をもって充てる」に改めるものであります。

第4項につきましては、新たに設ける規定でありまして、地方自治法第168条第2項ただし書きの規定に基づき、収入役を置かず管理者の属する町の参事にその事務を兼掌させるとするものでありまして、ただし、当該参事が事故または欠けたときは、その事務は管理者が継承するものであります。第9条につきましては、管理者等の任期についての規定でありまして、現行、収入役の任期を参事の任期に改めまして、関係町の助役の任期によるものとするものであります。

附則。この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上、議案の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第20号

副議長（西村昭教君） 日程第12 議案第20号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（越智章夫君） ただいま上程いただきました議案第20号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件につきまして、提案の要旨を説明申し上げます。

このたび規約の変更を提案いたしました公平委員会につきましては、地方公務員法による必置の機関でございまして、上川支庁管内20町村と九つの一部事務組合で共同設置しているものでございます。

規約の変更につきましては、全構成町村の協議を経まして、北海道知事に届け出るものであります。

規約の変更の内容につきましては、朝日町が今年

9月1日に士別市に合併し、公平委員会から脱退すること。公平委員会の事務を上川支庁管内町村会長の所在町村で行うこととしておりますが、平成17年10月1日以降におきまして、鷹栖町でこの事務を行うこととし、このことが上川支庁管内町村会総会において協議が調ったことから、各構成町村の議決を経ようとするものでございます。

以下、議案を要約し、説明を申し上げます。

議案第20号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件。

地方自治法第252条の7の規定により、上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約を次のように変更する。

上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約。

第1条におきましては、構成する20町村と九つの一部事務組合を規定している別表から、朝日町を削除するものであります。

第2条につきましては、規約第4条から12条までにおいて、公平委員会委員の選任等の事務に係る規定でございまして、条文中の「上川支庁管内町村会長所在町村長」を「鷹栖町長」に、「上川管内町村会所在町村の議会」を「鷹栖町議会」に、「上川支庁管内町村会所在町村」を「鷹栖町」に改めようとするものでございます。

また、規約第13条は、上川支庁管内町村会長に欠員が生じた場合の読みかえ規定でございまして、この条文を削除するものであります。

附則。この規約は、交付の日から施行し、第1条の規定は平成17年9月1日から、第2条の規定は平成17年10月1日から適用する。

以上、議案の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） この公平委員会の関係は了解をしました。

ただ、関連として、たまたまこの前、富良野市議会に傍聴に行きましたら、上川教育研修センターの関係の規約で、富良野は研修センターの規約も改正で議会に出ていたのでですね。今、決算見ますと61万8,000円、16年度で、そこに出ている。そうすると、当然、構成の朝日町の関係が富良野市議会では出ていましたので、そうすると、当然、これらも付随した形で出さなければならないのかどうかということで、お尋ねをいたしたいと思っております。

副議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

公平委員会につきましては、先ほども言いましたように、富良野市は公平委員会のメンバーに入っていないと記憶しております。市部の中で、それで別件であります、提案しておりませんが、上川管内教育施設整備振興協議会の議会におきましては、このことにつきましては各町村で過般の議会、12月定例議会に対処すると。

そして、その対応につきましては、現在の朝日町と、これから4月1日に合併へ向かっていきます風連町の対応については、各町村においては12月定例議会に対処して、4月1日からの対応で処理するというので、議会で議決されておりますので、12月に御提案をさせていただきます。

副議長（西村昭教君） よろしいですね。
他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。ここで、暫時休憩とします。

午前10時14分 休憩

午前10時45分 再開

副議長（西村昭教君） 休憩を解き、会議を開きます。

諸 般 の 報 告

副議長（西村昭教君）

この際、諸般の報告をいたさせます。

各常任委員会、議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 各常任委員会、議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を御報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長に仲島康行議員、同じく副委員長に岩田浩志議員。

厚生常任委員会、委員長に中村有秀議員、同じく副委員長に米谷一議員。

産業建設常任委員会、委員長に長谷川德行議員、同じく副委員長に渡部洋己議員。

議会運営委員会、委員長に向山富夫議員、同じく副委員長に岩崎治男議員と決定されました。

以上であります。

副議長（西村昭教君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第13 議案第17号

副議長（西村昭教君） 日程第13 議案第17号助役の選任の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま上程いただきました議案第17号助役の選任の件につきまして、御説明を申し上げたいと存じます。

御承知のとおり、現助役植田耕一氏におかれましては、この9月末をもって任期満了の日を迎えるわけでございます。

現助役植田耕一氏におかれましては、昭和35年に上富良野町役場に奉職いただいて、爾来45年5カ月間、町職員並びに特別職として行政執行の各般にわたりまして、あらゆる面でお力添えを賜りました。私にとりましても8年6カ月間、収入役4年6カ月と助役1期4年間の8年6カ月間を私とともに特別職として、私の補佐役として務めていただきました。誠心誠意その職責を全うしていただいたことに対しまして、心から感謝をいたしているところでありますが、また、町民にとりましても果たしていただいた多くの功績に対し、町民ごぞって感謝いたすことと思うわけであります。

このたび任期満了を迎えるに当たりまして、後進に道を譲りたいという意思表示をいただきまして、私としてもこの任期をもって勇退していただくことに決断をいたしました。そのことから、植田耕一現助役におきましては、長年にわたりまして行政各般にわたりましてのお力添えを賜ったことに、心から感謝を申し上げるところでございます。

そういうようなことで、新たに後進に道を譲るところでございます。その者につきましては、現在、企画財政課長を務めます田浦孝道を選任いたしたく、議会の同意を求める次第でございます。

田浦孝道につきましても今さら御説明申し上げるまでもなく、昭和44年に役場に奉職以来、今日まで勤務をしていただいているところでございますので、彼は今後植田耕一の実績に見習いながら、ぜひ厳しい地方自治の現状でありますけれども、私の補佐役として務めていただけるものと確信をいたして

10番(仲島康行君) ただいま上程されました発議案第1号につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成17年9月16日。

上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員仲島康行。

賛成者、上富良野町議会議員中村有秀、同じく長谷川徳行。

上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会委員会条例(昭和62年上富良野町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「収入役の事務部局」を「収入役の事務を兼掌する助役の事務部局」に改める。

附則。この条例は、平成17年10月1日から施行する。

以上でございます。

御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

副議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(西村昭教君) これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 発議案第2号

副議長(西村昭教君) 日程第16 発議案第2号議会広報特別委員会設置に関する決議の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) ただいま上程いただきました発議案第2号、議案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議案第2号議会広報特別委員会設置に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項

の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員仲島康行、同じく中村有秀、同じく長谷川徳行。

議会広報特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会広報に関する特別委員会を設置するものとする。

記。1.名称、議会広報特別委員会。

2.設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条。

3.目的、住民に議会活動を理解していただくための議会広報に関する発行及び調査・研究を目的とする。

4.委員の定数、6人。

5.設置期間、本委員会は議員の任期まで継続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

副議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(西村昭教君) これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長により指名いたします。

岩田浩志君、米沢義英君、金子益三君、村上和子君、渡部洋己君、西村昭教を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第17 発議案第3号

副議長(西村昭教君) 日程第17 発議案第3号町内行政調査実施に関する決議の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

10番仲島康行君。

10番(仲島康行君) ただいま上程されました

発議案第3号について朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第3号町内行政調査実施に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成17年9月16日提出。

上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員仲島康行。

賛成者、上富良野町議会議員中村有秀、同じく長谷川徳行。

町内行政調査実施に関する決議。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。

記。実施の期日、議決の日以降において2日以内とする。

実施の目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動の資とする。

3. 調査事項及び方法。

(1) 町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。

(2) 全議員による合同調査とし、特に意見を付するものについては、各常任委員会の所管事務調査とし、そのどれ行うものとする。

(3) 本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。

以上であります。

審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 発議案第4号

副議長（西村昭教君） 日程第18 発議案第4号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ただいま上程いただきました発議案第4号について、議案の朗読をもって説

明とさせていただきます。

発議案第4号議員派遣の件。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員仲島康行、同じく中村有秀、同じく長谷川徳行。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により議員を派遣する。

記。1. 上川町村議会議長主催の議員研修会。

(1) 目的、分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

(2) 派遣場所、旭川市。

(3) 期間、平成17年11月10日、1日間。

(4) 派遣議員、全議員18名。

以上でございます。

御審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

追加日程の議決

副議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま3番岩崎治男君外2名から、発議案第5号17年産米の需給適正化等に関する意見の件及び発議案第6号畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する意見の件が提出されております。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、発議案第5号17年産米の需給適正化等に関する意見の件及び発議案第6号畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する意見の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩して、議案を配付いたさせます。

暫時休憩とします。

午前11時05分 休憩
午前11時07分 再開

副議長（西村昭教君） 休憩を解き、再開いたします。

追加日程第1 発議案第5号

副議長（西村昭教君） 追加日程第1 発議案第5号17年産米の需給適正化等に関する意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 発議案第5号平成17年産米の需給適正化等に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員岩崎治男。

賛成者、上富良野町議員向山富夫、上富良野町議会議員村上和子。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣。

平成17年産米の需給適正化等に関する意見書。

全国的な米の豊作基調を背景に、平成17年産米の第1回入札では、昨年を下回る水準で価格形成なされるなど、2年連続で大幅な米価暴落の様相を呈しています。

昨年は、稲作所得基盤確保対策や担い手経営安定対策など、米価下落時に対応するセーフティネットが十分な機能を果たすことができず、稲作農家を直撃しました。本年も2年続きの米価暴落となれば、稲作主産地は壊滅的な打撃を受け、経営破綻による離農が激増する事態は避けられません。

つきましては、米価暴落が懸念される平成17年産北海道米について、米の需給適正化等による価格浮揚が図られるよう、下記事項を強く要望いたします。

記。1. 全国的な米の豊作基調を踏まえ、全国生産者の統一した実効ある集荷円滑化対策への取り組みが図られるよう万全を期すこと。また、集荷円滑化対策の実効性が確保されない場合は、国の責任で全量を処理すること。

2. 17年産米の政府買い入れを早期に実施すること。

3. 民間流通米の優先販売を図るため、政府米の売却を一時凍結すること。また、MA米や備蓄米について、海外援助や飼料用への供給など、適切な在庫処理を早急を実施すること。

4. 緊急的な措置として、稲作所得基盤確保対策の資金造成（生産者抛出と政府負担）を行い、17年産米に対し補てん金の満額支払いを行うこと。ま

た、担い手経営安定対策における補てん金の支払い計算是、実際に支払われた稲作所得基盤確保対策の補てん金額を用いること。

5. 稲作の主業農家等の経営維持を図るため、無利子融資の営農制度資金を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

以上、お認めくださいますようよろしくお願いいたします。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議案第6号

副議長（西村昭教君） 追加日程第2 発議案第6号畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 発議案第6号畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員岩崎治男。

賛成者、上富良野町議会議員向山富夫、同じく上富良野町議会議員村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する意見書。

本道の畑作農業は、自由化の進展と調製品輸入の急増などによって、国産需要が浸食されるもと、食料自給率の向上を掲げる基本法の基本理念と裏腹に、豊作基調と国の財政難などから生産抑制が求められ、合理的な輪作体系が崩れつつあります。

こうしたもとで、経営安定対策（品目横断的政策）の具体化に向けて、生産者は現行の品目別制度からの転換で、現行所得が確保されるか危惧しており、あわせて農業の多面的な機能に対する環境等直接支払政策の確立が図られるかどうか不安を抱えています。

また、個別品目では、てん菜の交付金対象数量の制限やでん粉の抱き合わせ制度の廃止に伴う固有用途販売の確保などの課題を抱えています。

については、関係機関をして、畑作の経営安定対策の早期具体化とともに、平成18年産畑作物価格等について、再生産と所得が確保されるよう、下記のとおり要望いたします。

記。一つ、新たな畑作基本政策の確立について。

1. 諸外国との生産コストの格差を是正する経営安定対策については、主業的畑作農家を対象要件とし、面積支払いは、現行制度以上の財源を確保して取り組むこと。また、生産量や品質等に基づく直接支払いについては、直接固定支払いに上乗せ助成する仕組みとし、財源は別途確保すること。

2. 収入及び所得変動が畑作農家に及ぼす影響を緩和する措置として、経営全体を踏まえた所得安定政策（収入金保険制度など）を導入すること。また、農業災害補償制度との整合性を図ること。

3. 持続可能な畑作農業の推進のため、資源環境型農業確立支援事業における緑肥・休閒作物導入に対する支援策など助成措置を拡充して、環境等直接支払制度を確立すること。

4. 中山間地域等直接支払制度は、畑地の対象農用地の対象要件である「急傾斜」及び「緩傾斜」の勾配基準を緩和するなど、条件不利地政策として改善を図ること。

二つ、麦政策の確立について。

1. 平成18年産麦作経営安定資金については、自給率向上や経営安定対策への円滑な遂行に配慮し、再生産と所得が確保されるよう現行水準以上とすること。また、良品質・安定生産などを図るため、品質向上支援対策の継続・強化すること。

2. 内麦の流通コストは、その実態調査を踏まえて、政府助成を継続すること。

3. 良品質麦の生産誘導対策として、安定多収、抗穂発芽性及び耐病性、加工適性など、地域に適応した品種改良等試験研究を充実強化すること。

三つ、大豆等政策の確立について。

1. 平成18年産大豆交付金単価については、自給率向上や経営安定対策への円滑な移行に配慮し、再生産と所得の確保できるよう現行水準以上とすること。

2. 畑作大豆の生産振興や良品質への奨励支援策を図るため、担い手支援・良質大豆生産誘導対策及び高品位畑作大豆対策を継続し、拡充強化すること。

3. 大豆作経営安定対策については、19年度からの収入及び所得変動が畑作農家に及ぼす影響を緩和する措置への円滑な遂行を図るため、収支の赤字

を全額国が補てんすること。

4. 雑豆については、良品質・安定生産に向けた支援策を講ずること。また、WTO交渉においては、アクセス数量12万トンを持続すること。

四つ、甘味・砂糖政策等の確立について。

1. 平成17年産てん菜の交付金対象数量の拡大とともに、平成18年産てん菜最低生産者価格については、経営安定対策への円滑な移行に配慮し、再生産と所得が確保されるよう現行価格水準以上とすること。また、農業経営基盤強化特別対策は継続し、拡充強化すること。

2. ビート産業合理化促進総合対策事業については、直播栽培体系の確立・普及や協同した取り組みの推進を図るため、継続すること。

3. 原料糖需要安定化特別対策事業については、てん菜糖の需要・消費拡大対策や新たな価格形成への円滑な移行などのため、継続強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

お認めくださいますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

副議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 閉会中の継続調査申出の件

副議長（西村昭教君） 日程第19 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、各委員会において別紙配付の申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

諸 般 の 報 告

副議長（西村昭教君） この際、諸般の報告をいたさせます。

議会広報特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 広報特別委員会の正副委員長の互選結果を御報告いたします。

広報特別委員会委員長に米沢義英議員、同じく副委員長に岩田浩志議員と決定されました。

以上でございます。

副議長（西村昭教君） 以上で、諸般の報告を終わります。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

副議長（西村昭教君） ここで、9月30日をもって退任される助役植田耕一君並びに収入役樋口康信君、後任の助役となられます田浦孝道君からごあいさつがございます。

植田耕一君、お願いいたします。

助役（植田耕一君） 厳粛な本会議席上におきまして、私の退職に当たりごあいさつの機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

いよいよこの9月30日付をもちまして、45年5カ月の町職員生活を終えることになりました。最後8年6カ月は、尾岸町長並びに議員各位の御信任を賜り、収入役、助役職として有終の美を飾らせていただき、私にとりましては一世の光栄でありました。

ともかくにも微力の私が、重責を何とか務めることができましたことは、ひとえに尾岸町長を初め議員の皆さん、そして苦楽を共に汗を流した多くの先輩や同僚の職員の皆さんの温かい御指導やお引き立てによるものと、まずもって心より感謝と御礼を申し上げる次第であります。

いつもこの壇上に上がりますと、議員の皆さんの真剣なまなざしが集中し、独特の雰囲気と緊張感を感じます。この緊張感もきょうをもって終わりなのかと、頭によぎってまいります。

自分で言うのも何ですが、公務員としての使命感、責任感というのでしょうか、公務員としての生活について、何かしら目に見えない重圧を感じる毎日でもございました。そんな重圧から間もなく解放される自由の身になれるのだなど、今、私の心にある偽らざる心境であります。

顧みまして、昭和35年5月1日、時の町長海江

田武信町長から辞令を受け、行政マンとしてスタートを切りましたが、右も左もわからないまま勤務当初の三、四年は、先輩、上司の指導と指示に従いまして、与えられた仕事をするのみでありました。行政マンとして、身を立てていく上で勉強の必要性を痛感したのも、この時期でもございました。

幸いにも公務員養成の自治講習所で学ぶ機会を得まして、1年間公務員としての基礎研修を受けることができました。このことが私にとりまして町職員として45年5カ月の間、重要な職責もいただき、勤務することができた大きな要素となったものと、今もって研修の機会を与えていただきました。今は亡き海江田町長に感謝の念を抱いているところであります。

退職するまで、6人の町長に仕えることができ、郷土上富良野のまちづくりのために、他人の評価はともかくとして、自分として精いっぱい仕事をさせていただきました。とりわけ自分は、一般職での勤務年数のうち、通算して20年間を総務・企画課での勤務となり、予算と財政の仕事を通じて町政の全般に手腕を向け、仕事のできた喜びを感じております。この内政面の仕事を通じまして、町民皆さんのためにいささかでもお役に立てたのではないかと、自己満足をいたしております。

また、公務員としての最終章を、尾岸町長から特段のお引き立てを賜り、収入役に引き続き助役職として町政運営の一翼を担わせていただきました。この間、議員の皆様とは解決すべき幾多の行政課題について、互いの立場から意見を交わし、時にはまちづくりに思いを寄せ、熱い論議も戦わせたこともありました。そのような中で、常に議員の皆様方には温かい御指導をいただいておりますが、非力な私にとりましては相当なプレッシャーがかかり、時には職員に対して厳しく努力を強いることもございました。職員もそれにこたえ、よく頑張って、非力な私を助けてくれました。

ともあれ尾岸町長並びに議員の皆様方の温かい御指導のもとに、職員ともどもに苦勞を分かち合いながら、郷土上富良野町のまちづくりのために勤務できましたことは、私にとりまして終生忘れ得ぬ思い出となるものであります。

45年5カ月、私を育ててくださいました歴代の町長並びに議員の皆様や町民の皆様、そして私を支えてくれました職員の皆様に対しまして、重ねて深く感謝と御礼を申し上げる次第であります。

今日さまざまな分野で改革期を迎え、自治体運営はさらに厳しさを増す情勢にありますが、ふるさと上富良野町が未来に向かってよりよく発展していくためには、私が申し上げるまでもなく、それぞれが

お互いの立場を乗り越え、行政、議会、そして町民皆さんが一体となってそれぞれに知恵を出し合い、努力を重ね、まちづくりを進めるほかならないわけでありませぬ。

言うは易し、行うは難しとは存じますが、皆様方の切なる御健勝での御活躍を御期待申し上げ、長い間勤務させていただいた感謝の気持ちをあらわすにはまことに意を尽くせませぬが、一言申し上げます、退任のごあいさつとさせていただきます。

本当に長い間、まことにありがとうございます。（拍手）

副議長（西村昭教君） 長い間ありがとうございました。

それでは、続きまして樋口康信君にごあいさつをお願いいたします。

収入役（樋口康信君） 大変貴重な時間を割いていただき、退任のあいさつの機会を設けていただき、まことにありがとうございます。

顧みますと、4年前の平成13年の9月の定例会で、収入役として皆様の御同意をいただき、植田収入役の後任として、会計事務の一端を担わせていただきました。昨日は、収入役として議会での最後の仕事であります16年度予算の締めくくりになります決算認定の議案説明をさせていただき、あと半月で4年の任期を終わろうとしております。

就任以来、尾岸町長を初め議員各位、監査委員の皆様方には温かい御指導や御協力を賜り、また、先輩や上司、同僚の職員の力強い御支援、御協力のおかげで、何とか職責を果たすことができ、今ここに立ち退任のごあいさつができますこと、寂しくもありうれしくもあり感無量であります。

本日、収入役事務兼掌条例が制定され、助役がその事務を兼掌することになり、私の退任と同時に、収入役の設置が廃止されることに寂しさを感じております。63年4月に再度収入役が設置され、以来3人の方々が収入役に就任されてきたところであります。私も次の方への引き継ぎはだれになるのだろうかと考えておったところであります。

しかし、近年、他町村の設置状況や法律の改正などが予定されていることが新聞でも報道され、また、社会情勢もあり、兼掌はやむを得ないものと受けとめております。が、私が就任当時は考えられなかったことであり、町長も収入役の設置廃止については、苦渋の選択をなされたのではないかと感じております。私が最後の収入役なのだなと考えますと、何か寂しくなり、胸が熱くなってくる思いでございます。

私は、一般職から通算しますと44年の公務員生活になりますが、36年10月、当時の海江田町長

から辞令をいただき、民生課保健衛生係がスタートでございました。以来、6人の町長さんに仕え、民生課、総務課、教育委員会、出納室、議会などのお仕事をさせていただきました。その間、いろいろなことを勉強させていただき、いろいろな方々から御指導をいただき、また、いろいろな方々と交流することができました。このことは、私の財産であります。

勤務に当たっては、人間関係を大切にし、とにかく一生懸命確実にやればよいという信念でやってまいりましたが、そのことによりいろいろと御迷惑もかけ、また、御心配もかけたのではないかと感じております。そんな私がここまで務めることができたことは、先ほども申し上げましたが、よき先輩、よき上司、よき仲間に恵まれ、また、健康に恵まれ、そして家族の協力、理解があったからこそと思っております。本当に皆様方に感謝をいたしております。今後は、悠々自適という身分ではありませんが、皆様方には大変な時期であり申しわけありませんが、のんびりとやるつもりでございます。

皆様方におかれましても、それぞれの立場で御活躍されますことを御期待申し上げますとともに、一層の御多幸と御健康を申し上げ、退任のごあいさつとさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

副議長（西村昭教君） 長い間ありがとうございました。

それでは、引き続き田浦孝道君にごあいさつをお願い申し上げます。

企画財政課長（田浦孝道君） ただいま議長より発言の機会をいただきましたので、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

不肖私が図らずも植田助役の御勇退に伴い、その後任者として尾岸町長より御推挙をいただき、先ほど議員各位の格別の御高配により、御同意を賜りましたことを心から御礼申し上げます。

このたびの収入役ポストの廃止に伴い、その業務を助役が兼掌する新たな責任体制の中で、上富良野町助役として重責を担うこととなりますことは、私にとりましてはまことに身に余る光栄であります。と同時に、職責の重大さを痛感いたしているところでございます。

もとより浅学非才の身で、その器ではございませんが、微力を傾けまして何とか重責を果たしたいと決意しておりますので、議員各位並びに町民各位の特段の御高配と御指導、御鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

副議長（西村昭教君） それでは、この際、私の方からも一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

このたび退任に当たられます植田耕一助役におかれましては、行政経験45年5カ月ということで、非常に長い間御苦労さまでございました。

私も議員になりましたから、たしか総務課長の財政を担当しておられたと思うのですが、そういう中で非常にいろいろと示唆をいただくこともありましたですし、また、いろいろなことにも親切丁寧に説明をいただいた記憶がございます。

議会に対しましても真摯な態度で、冷静にきちんと説明をしていただき、そしてまた、堅実に行政の推進に当たってこられまして、その点につきましては、議員全員が認めるところであろうかと思いません。その人柄と見識には、我々も非常に多く学ぶものがあったと思うわけであります。

長い公務員生活、そして特別職8年6カ月、本当に長い間御苦労さまでございました。改めて厚く御礼を申し上げたいと思うわけであります。

また、樋口収入役におかれましては、このたびの改正に当たって、収入役ポストがなくなるということでもありますけれども、最後の収入役として、その責任を十分果たされたものと思うわけであります。

特に、町の金庫番として、毎日緊張を強いられる仕事であつたらうかと思いますが、また、樋口収入役の人柄と、その職務に忠実な姿を我々も安心して見ておつたところでもありますし、特にその姿勢につきましては、本当に頭の下がると思うところでもあります。時々収入役室に寄らせていただきまして、いろいろな話を聞かせていただいたわけでもありますけれども、本当によく一生懸命その仕事に向かって取り組んでおられるなということを強く感じたものであります。

4年間、本当に長い間ありがとうございました。公務員生活44年ということではありますが、終わりました後も私たちにまた変わらぬ御指導、御鞭撻をいただければまた幸いかと思うわけであります。

また、新しくなられます田浦孝道助役におかれましては、収入役兼務ということで非常に前途多難な状況にある地方財政でありますけれども、ひとつ頑張ってくださいと思うわけであります。先輩の築いた道をまただれかが継いで歩いてきて、きょう去る者と、また、その後を継いでまた行く者と、常にあるわけでもありますけれども、どうぞ先に進んだ者は後輩に向けまして温かい気持ちで御指導と、大きな愛情のもとに厳しいお言葉もいただければ幸いかと思うわけであります。

そんな意味も込めまして、新しい助役の一層の取

り組みを御期待申し上げる次第でございます。

また、議長、療養中ということで、私このたび議長のかわりをして進行をさせていただきましたが、それぞれ皆さん方には御協力をいただきまして、無事この定例会を終わらせていただきますことを厚く御礼申し上げますとともに、議会も2年目の折り返しで、各常任委員会の委員も構成がえになりました。どうぞまた、委員長を中心に新たに行政へ向かって町民のために、また、町の発展のために一層頑張ってくださいことを御期待申し上げます、私のごあいさつにかえさせていただきます。

どうもこのたびは御協力をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

どうもありがとうございました。

閉 会 宣 告

副議長（西村昭教君） これをもって、平成17年第3回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午前11時41分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成17年9月16日

上富良野町議会副議長 西 村 昭 教

署名議員 徳 島 稔

署名議員 岩 崎 治 男